

令和4年旭市議会第3回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 令和4年9月8日（木）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
委員長の互選	2
副委員長の互選	3
決算審査の日程及び各議案の審査方法について	4
閉会	5

決算審査特別委員会 令和4年9月15日（木）

付議事件	7
出席委員	7
欠席委員	7
委員外出席者	7
説明のため出席した者	7
事務局職員出席者	8
開会	9
議案の説明、質疑	11
散会	99

決算審査特別委員会 令和4年9月16日（金）

付議事件	1 0 1
出席委員	1 0 1
欠席委員	1 0 1
委員外出席者	1 0 1
説明のため出席した者	1 0 1
事務局職員出席者	1 0 2
開会	1 0 3
議案の説明、質疑	1 0 4
議案の採決	1 4 1
報告事項	1 4 3
閉会	1 5 1

建設経済常任委員会 令和4年9月21日（水）

付議事件	1 5 5
出席委員	1 5 5
欠席委員	1 5 5
委員外出席者	1 5 5
説明のため出席した者	1 5 5
事務局職員出席者	1 5 6
開会	1 5 7
議案の説明、質疑	1 5 8
議案の採決	1 7 3
所管事項の報告	1 7 4
請願の審査	1 7 8
請願の採決	1 8 4
閉会	1 8 4

文教福祉常任委員会 令和4年9月22日（木）

付議事件	187
出席委員	187
欠席委員	187
委員外出席者	187
説明のため出席した者	187
事務局職員出席者	188
開会	189
議案の説明、質疑	190
議案の採決	198
所管事項の報告	198
請願の審査	203
請願の採決	209
閉会	209

総務常任委員会 令和4年9月26日（月）

付議事件	213
出席委員	213
欠席委員	213
委員外出席者	213
説明のため出席した者	213
事務局職員出席者	214
開会	215
議案の説明、質疑	216
議案の採決	228
所管事項の報告	229
請願の審査	237

請願の採決.....	2 4 3
閉会.....	2 4 3

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和4年9月8日（木曜日）

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席委員（9名）

委員長	宮内保
委員	松木源太郎
委員	島田恒
委員	伊場哲也
委員	常世田正樹

副委員長	遠藤保明
委員	片桐文夫
委員	井田孝
委員	菅谷道晴

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 木内欽市

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和
副主幹	菅晃

事務局次長 金谷健二

開会 午後 2時28分

○議会事務局長（穴澤昭和） それでは、お疲れのところ、ご苦労さまでございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたしますが、委員長が選出されておりませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます松木源太郎委員に座長を務めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

（座長 松木源太郎 座長席に着席）

○座長（松木源太郎） ただいまご指名いただきました松木源太郎でございます。

委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、木内議長に出席をいただいておりますので、木内議長より、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいま本会議におきまして、9名の皆様方に決算審査特別委員会委員を選任させていただきました。

これから正副委員長の互選がございますが、本委員会は、ご存じでしょうが令和3年度の決算という大変重要な審査があります。この審査結果を踏まえて、執行は来年度の予算編成に反映させるわけであります。どうか十分なる審査をお願い申し上げます。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○座長（松木源太郎） ありがとうございます。

それでは、案件でございますが、決算審査特別委員会の正副委員長の互選の件について、初めに、委員長の選出をお願いいたします。

それでは、どなたか推選をお願いいたします。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 宮内さんをお願いしたいと思います。

○座長（松木源太郎） ただいま遠藤委員より、委員長に宮内保委員をとのご意見がございました。

宮内保委員を委員長とすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（松木源太郎） ご異議なしと認めます。

よって、宮内保委員が委員長に決定いたしました。

ここで、委員長と交代いたします。

宮内保委員、委員長席までお進み願ひまして、ご挨拶をお願いいたします。

（委員長 宮内保 委員長席に着席）

○委員長（宮内 保） それでは、ただいま皆様方よりご推挙をいただきました、委員長を務めさせていただくことになりました宮内でございます。どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続きまして、決算審査特別委員会、副委員長の選出を行いたいと思います。

それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

島田恒委員。

○委員（島田 恒） 遠藤保明委員を推選したいと思います。

○委員長（宮内 保） ただいま島田恒委員より、副委員長に遠藤保明委員をとのご意見がございました。

遠藤保明委員を副委員長とすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、遠藤保明委員を副委員長とすることに決定いたしました。

ここで副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○副委員長（遠藤保明） どうも推選ありがとうございます。委員長と同様、よろしくお願いいたします。一生懸命務めます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

なお、ただいまの正副委員長の当選結果については、この後の本会議において、議長より報告をしていただきたいと思います。

次に、事務局より協議事項がございますので、よろしくお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） それでは、決算審査の日程と各議案の審査方法についてご説明いたします。

お手元に配付いたしました審査の日程及び審査方法（案）をご覧くださいと思います。

決算審査の日程については、9月15日、16日、20日の3日間を予定しております。

審査方法ですが、一般会計については、初めに歳入全般についての審査を行い、歳出については、款ごとに歳入歳出を併せて審査して、日程については、日にちで区切らずに、順次審査することとしております。

なお、特別会計と企業会計については、会計ごとに歳入歳出を併せて審査することとしております。

また、執行部の説明者の出席ですが、特に一般会計においては、款ごとに入れ替わると時間もかかりますので、1款2款、3款4款、それから5款から8款、9款から14款という形で、4つに区分して対応していただく予定です。

説明は以上でございます。決算審査の日程及び各議案の審査方法についてご協議をお願いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 事務局の説明は終わりました。

ただいま事務局より、決算審査の日程及び各議案の審査方法についての協議がございました。

それでは、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 私初めてなので聞きたいんですけども、大体どのぐらいかかっていたんですか、今までの平均。

○委員長（宮内 保） 事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 時間のほうについては、まず一般会計が、この場合だと15日、1日かかっています。続いて2日目で特別会計と企業会計に入っている状況で、3日目が予備日という形で、大体3日まではかかっていない状態です。

○委員長（宮内 保） よろしいですか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 終わりは大体5時くらいですか。

○委員長（宮内 保） 事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 延長しない限りは5時までであります。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） そのほか、よろしいですか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） それでは特にご意見がないようですので、決算審査の日程及び審査方法については、ただいまの事務局の説明のとおりということで決定させていただきます。

なお、一般会計の歳出の審査については、1款から順次審査していくとのことですが、1款は議会費となりますので、2款の総務費から審査したいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、事務局より確認事項がありますので、よろしくお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） それでは確認事項を申し上げます。

ただいま決算審査の日程と各議案の審査方法等について決定をいたしましたので、その旨を執行部のほうへ事前に連絡したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 事務局の確認事項は終わりました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時38分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和4年9月15日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 令和3年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 2号 令和3年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
- 議案第 3号 令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 4号 令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 5号 令和3年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6号 令和3年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 7号 令和3年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 8号 令和3年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（8名）

委員長	宮内保	副委員長	遠藤保明
委員	松木源太郎	委員	島田恒
委員	井田孝	委員	伊場哲也
委員	菅谷道晴	委員	常世田正樹

欠席委員（1名）

委員 片桐文夫

委員外出席者（3名）

議長	木内欽市	議員	崎山華英
議員	戸村ひとみ		

説明のため出席した者（48名）

副市長	飯島 茂
行政改革推進課長	榎澤 茂
企画政策課長	柴 栄 男
税務課長	向後 秀 敬
環境課長	高根 浩 司
健康づくり課長	齊藤 孝 一
子育て支援課長	多田 英 子
商工観光課長	大八木 利 武
建設課長	浪川 正 彦
会計管理者	小澤 隆
教育総務課長	向後 稔
生涯学習課長	伊藤 弘 行
監査委員局長 その他担当職員	杉本 芳 正 22名

秘書広報課長	椎 名 実
総務課長	小倉 直 志
財政課長	山崎 剛 成
市民生活課長	向後 利 胤
保険年金課長	高野 久
社会福祉課長	椎 名 隆
高齢者福祉課長	赤谷 浩 巳
農水産課長	池田 勝 紀
都市整備課長	飯島 和 則
消防長	伊東 秀 貴
学校教育指導室長	齊藤 実
体育振興課長	金杉 高 春
農業委員会 農事務局長	戸葉 正 和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤 昭 和
副主幹	菅 晃

事務局次長	金谷 健 二
-------	--------

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） それでは皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。私事なんですけれども、毎朝、新聞を見まして、まず、一番最初に見るのが新型コロナウイルス感染症の人数、特に旭市というところを見まして、昨日は59人でした。そして、今日は41人でした。まだまだ非常に大勢の方がコロナにかかっているようでありますので、どうか皆さんにおかれましては健康には十分注意されまして、コロナにかからないようにぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、令和3年度の決算審査特別委員会に当たりまして、委員の皆様におかれましては、慎重なる審査と、また、担当課長におかれましては、簡潔で明快なご答弁のほうをよろしくお願いしたいと思います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、崎山華英議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解のほどお願いいたします。

本日、木内議長に出席をいただいておりますので、木内議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。委員の皆様、一般質問に続いて大変ご苦労さまでございます。

本決算委員会は、令和3年度の決算という大変重要な審査でございます。既にご存じではございましょうが、3年度予算が適正かつ効率的に行われたか、重点的に審査をしていただきます。皆さん方の審査結果が、来年度の予算に反映される大変重要な委員会でございます。

付託いたしました決算議案は8議案ですが、内容も多岐にわたり、審査も大変ではございますが、どうか十分なる審査をお願い申し上げます。

それでは宮内委員長、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長ほか担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（飯島 茂） それでは皆様、改めておはようございます。

冒頭、委員長のほうからコロナのお話がありました。今議会においても、議員方から一般質問があったところでございます。

私のほうからは、1点ちょっと補足、この場を借りてさせていただきたいと思っておりますのは、まず、旭市の感染者の率、これは県下の平均よりは下回っているよと、本日、担当のほうからもデータをもらいましたが、54市中いいほうから24番目、ほとんど真ん中でございますが、感染率は平均よりは低いということを、まず、ご理解を賜りたいんだと、これは担当課長のほうから常任委員会のほうでも報告するように伝えてあります。

それから職員、一生懸命頑張って、中央病院、医師会等の協力ももらって、ワクチン接種、旭市は集団の接種ということで行っておりますが、ワクチン接種の率でございますが、1回目から4回目、それから5歳から11歳の幼児につきましても、例えば1回目であれば県内で4位、2回目であれば6位、3回目であれば5位、4回目であれば4位、小児であれば2位、そのようなワクチン接種、相当県内では本当に上位、屈指の中でワクチン接種を行っているということは、議員の皆様方、ちょっと頭の中に入れておいていただければなと思っております。大変失礼しました。

では、本日は決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、審査をお願いいたします議案は、令和3年度の一般会計、特別会計、企業会計の各決算の議決、認定についての8議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、認定くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

ここで、飯島副市長は退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 6分

再開 午前10時 6分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、戸村ひとみ議員より本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたします

ので、ご了解のほどお願いいたします。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、令和3年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計剰余金処分及び決算の認定について、議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての8議案であります。

審査の日程ですが、本日と16日金曜日、20日來週の火曜日の3日間を予定しております。

各議案の審査方法ですが、議案第1号の一般会計については、初めに歳入全般について審査し、歳出については款ごとに財源である歳入と併せて審査を行います。

議案第2号から議案第8号までの特別会計と企業会計については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、会場の都合により、担当課の入替えを行いますので、併せてお願いいたします。

それでは、議案第1号の審査を行います。

議案第1号、一般会計決算の歳入について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については、着座で結構ですのでよろしくお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案第1号、令和3年度旭市一般会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

財政課からは、歳入について説明いたします。

歳入につきましては、本会議において補足説明を申し上げたところですので、それ以外の部分について説明いたします。

それでは、御手元にお配りしております令和3年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説

明資料をご覧いただきたいと思います。こちらの資料です。よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

初めに、この資料について1点ご説明させていただきます。

令和3年度決算におきましては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス対策事業として、国の事業や本市独自のものも含めまして、様々な事業を実施いたしましたので、この資料の一番後ろでございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業一覧として、A3の資料を追加してございます。

なお、ここに掲載されている事業のうち主なものは、この後、各課から説明がございましたので、この一覧につきましては、参考資料として後ほどご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、今の資料ですが、資料の11ページをお願いいたします。

この表は、歳入歳出決算総括表であります。左の歳入の表を用いまして、その内容と性質を説明してまいります。

主なものについて説明いたします。

1款市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などで構成されておりまして、歳入全体に占める決算額構成比は20.6%でございます。

少し飛びまして、7款に移ります。7款地方消費税交付金は、地方消費税のうち、市町村分相当額を人口及び従業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は4.3%です。

続いて、一つ飛びまして9款です。地方特例交付金は、税制改正等により地方の減収などが生じた場合に特例的に交付される交付金で、令和3年度は、個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収分と、あと自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の軽減措置の減収分、それと新型コロナウイルス対策として実施した中小事業者等に対する固定資産税等の軽減措置の減収分に対する補填額が交付されておりまして、構成比は0.3%です。

続いて、10款地方交付税は、市町村間の財源の不均衡を調整し、全国どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国が市町村に交付するものです。このうち、普通交付税は標準的な行政経費に対する財源不足額に対し交付されるもので、また一方、特別交付税は、災害関係経費など特殊な事情を考慮して交付されるもので、この二つを合わせた構成比は25.1%です。

続いて、12款です。分担金及び負担金は、市が行う事業により、利益を得る人からその受

益に対する負担として徴収するもので、小・中学校の給食費などが該当し、構成比は0.6%です。

13款使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける人からその受益に対する負担として徴収するもので、施設使用料や住民票の写しの交付手数料などが該当し、構成比は0.9%です。

14款国庫支出金は、国が一定の義務あるいは責任を持つ事業や事務について、その事業や事務を行う市に経費の一部を国が交付するもので、負担金、補助金、委託金などがありまして、構成比は16.1%です。

15款県支出金は、国庫支出金と同じように県が市に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金と合わせて交付するものがありまして、構成比は5.3%です。

また、二つ飛びまして18款繰入金は、特別会計または基金からの資金収入でありまして、構成比は8.2%です。

続いて、21款市債につきましては、主に学校や道路など公共施設の整備のための資金として、国や銀行から長期で借り入れる地方債であり、構成比は5.4%です。

続いて、次の12ページをお願いいたします。

歳入の状況になります。歳入全体を財源別で見ますと、左側のほう、令和3年度の下から5段目の決算額の計の欄をご覧ください。

歳入の合計は368億4,261万6,000円でございますが、その下でございますが、そのうち市税や地方交付税などの市が自由に使える財源であります一般財源については236億7,450万8,000円で、前年度と比較しますと、右側になりますが、差引増減の欄17億2,952万1,000円、6.8%の減となりました。

減の主な要因は、地方交付税のうち、広域ごみ処理施設整備に係る震災復興特別交付税の減などによるものでございます。

また一つ下の段になりますが、あらかじめ使い道が定められている特定財源につきましては131億6,810万8,000円で、前年度と比較しますと、こちらも右側になりますが、差引増減の欄で92億4,577万3,000円、41.3%の大幅な減となっております。

減の主な要因は、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備など、大型事業に係る市債の減のほか、新型コロナウイルス対策として国から交付された特別定額給付金給付事業に係る補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などによるものであります。

この資料での説明は以上となります。

続きまして、決算書のほうをご用意いただきたいと思います。

決算書の364ページをお願いしたいと思います。

364ページ、こちら令和3年度の旭市一般会計実質収支について説明いたします。

1の歳入総額は368億4,261万6,000円。2、歳出の総額は347億8,813万5,000円で、3、歳入歳出差引き額は20億5,448万1,000円となりました。4の翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)の繰越明許費繰越額は3億8,425万3,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業やサッカー場整備事業など、18事業に係るものです。(3)の事故繰越し繰越額は3,388万5,000円で、道路新設改良事業など3事業に係るものです。繰り越すべき財源の合計が4億1,813万8,000円で、これを差し引いた5の実質収支額は16億3,634万3,000円となりました。

次に、主な歳入のうち、繰入金及び市債についてご説明いたします。お手数ですが、この決算書の44ページに戻っていただきますようお願いしたいと思います。

44ページの上のほうになります。

18款2項の基金繰入金について、順番に説明いたします。

1目財政調整基金繰入金は、右のページの備考欄になりますが4億5,977万1,000円で、新型コロナウイルス対策事業なども含め、一般財源の不足分に対して充当いたしました。

続いて、2目庁舎整備基金繰入金は、備考欄になります12億8,104万8,085円で、基金の廃止に伴い、一般財源に充当したものでございます。

3目災害復興基金繰入金は、備考欄で6億1,892万4,342円で、こちらは「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の津波分を国へ返還することに伴い、一般財源に充当いたしました。

4目地域振興基金繰入金は、備考欄、5億3,495万3,000円で、生涯活躍のまち形成事業のほか、定住促進奨励金交付事業などに充当いたしました。

続いて、5目ふるさと応援基金繰入金は、備考欄になります7,453万5,000円で、サッカー場整備事業や学校いきいきプラン事業などに充当いたしました。

続いて、48ページをお願いいたします。

21款の市債については、収入済額が右のページになりますが19億9,070万円となっております。このうち、令和3年度から適用となりました過疎対策事業債の対象となった事業は6事業で、金額の合計は1億6,090万円となります。過疎対策事業債の主なものは、1項1目総務債、備考欄3の公共交通運行事業債1,690万円や3目の土木債の備考欄4、南堀之内遊

正線整備事業債3,370万円となります。

なお、過疎対策事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであります。

次に、合併特例事業債の対象となった事業は7事業で、金額の合計は9億750万円となります。合併特例債の対象事業の主なものは、3目土木債の備考欄3、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債3億6,320万円や、次の50ページをお願いいたします。5目教育債の3節保健体育債、備考欄2の社会体育施設整備事業債1億7,540万円は、サッカー場整備事業となります。

なお、合併特例事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税で措置されるものであります。

6目臨時財政対策債につきましては、収入済額、こちら3億円となっております。

なお、発行可能額は10億208万6,000円でした。臨時財政対策債につきましては、発行しなかった額も含めた元利償還金の100%が交付税措置されるものでございます。

以上で、財政課の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税務課からは、令和3年度の決算につきまして補足説明を申し上げます。

資料としまして、お配りしております令和3年度決算補足資料（市税の収納状況等）をご覧ください。

資料右上に、議案第1号、税務課となっているものでございます。

1ページをお開きください。

初めに、市税の収納状況についてご説明いたします。

この表は、国民健康保険税を除く市税全体を前年度と比較したものです。区分欄Aの令和3年度調定額の合計は80億48万9,644円で、対前年2億3,210万2,387円の減となりました。Bの収入済額合計は76億546万9,221円で、対前年1億6,428万7,740円の減となりました。Cの不納欠損額合計は2,429万451円で、対前年3,440万1,170円の減となりました。

一つ飛ばしまして、収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で3億7,183万6,787円となり、前年度より3,321万1,704円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和3年度の現年分が98.62%で0.3ポイントの増、滞納繰越分が27.57%で2.29ポイントの増となり、現年・滞納繰越しの合計は95.05%で、前年度より0.68

ポイント増となりました。

続いて、2ページをお願いします。

この表は、市税を税目別に前年度と比較したもので、説明は、主な税目について、一番右側の収入済増減のみを申し上げます。

初めに、市民税の個人分については、対前年3,768万2,030円の減となりました。その下の法人分については、対前年6,070万200円の減となりました。市民税の減の主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う現年分の減によるものです。

次に、固定資産税ですが、対前年9,339万2,898円の減となりました。

次に、下から二つ目になりますが、都市計画税は対前年778万752円の減となりました。固定資産税、都市計画税の減の主な理由は、3年に一度の評価替え及び新型コロナウイルス感染症関連の固定資産税の減免によるものです。

以上で、市税合計では、対前年1億6,428万7,740円の減となりました。

続いて、3ページをお願いします。

この表は、税目別に収納率を前年度と比較したものになります。ほとんどの税目で前年度を上回っております。

次に、4ページをお願いします。

上段の表（1）は、国民健康保険税を除いた過去5年間の市税全体の収納率になります。令和3年度の市税合計の収納率は95.05%で、平成29年度と比較しますと4.58ポイントの増となっており、毎年少しずつ伸びてきております。

下段の表（2）は、過去5年間の収入未済額の推移です。令和3年度の現年分滞納繰越分の合計は3億7,183万6,787円で、平成29年度と比較しますと2億5,673万6,139円、滞納額を縮減することができました。

次に、5ページをお願いします。

このページの表は、差押え処分等を前年度と比較したもので、国民健康保険税を含めた市税全体の件数及び金額となっております。

上の表（1）は、預貯金や給与等の差押え件数を種別ごとにまとめたもので、令和3年度の合計は525件で、差押えによる充当額は8,877万3,424円となりました。

一番下の表（3）は、預貯金や給与等の財産調査件数で、令和3年度は3,040件の財産調査を行いました。

次に、6ページをお願いします。

この表は、本年5月末時点の令和3年度の現年分の収納額について、国民健康保険税を含めた税目ごとの収納区分別の内訳になります。一番下の合計で、口座振替による納付が最も多く、納付額で26億8,887万5,430円、構成比で44.1%となっています。

以上のとおり、令和3年度の市税の収納状況を説明いたしましたが、今後も法にのっとった適正な滞納整理に当たり、税の公平性の観点から、収納率の向上に努めてまいります。

以上で、議案第1号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、一般会計決算の歳入について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

島田恒委員。

○委員（島田 恒） 市税の収納に関して、相当収納率もいいし、成果が上がっているというのでしょうか、そういうあれなんですけれども、5ページの市税の収納なんかで、例えば年金なんかを差し押さえるというようなことについては、一定の差し押さえられる部分とそうじゃない部分ってあると思うんですけれども、そういうのにももちろん配慮されているんでしょうね。

それと、こういう財産がある場合の差押えというのは比較的それほど難しくないと思うんですけれども、見るべき資産がない人の差押えができない場合に、そういう滞納管理というのはすごく難しいと思うんですけれども、例えば具体的には時効の管理をどうするんだとかというのが、その辺のことについて、ちょっと簡単で結構ですので教えていただきたいと思っています。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 年金等につきましては、当然本人の年金額も決まっておりますので、その辺につきましては面談等をしながら、場合によっては国税徴収法にのっとって行うという場合もございます。あくまでも年金収入しかない場合の方もいらっしゃいますので、その辺は十分協議をしながら、あとは対面で相談を受けながら対応しております。

それと財産がない方につきましては、執行停止等の処分になってきますので、そこは法にのっとって対処をさせていただいていると。

また、そういう難しい案件につきましては、課内で協議しながら進めているような状況でございます。

以上です。

○委員（島田 恒） こういう滞納額を要するに解消するというのはすごく難しくて、資産がない場合のことについては、担当の負担というのは物すごく大きいと思うんですよね。ぜひそういう過度に負担のかからないような形での対応というんですか、ぜひお願いしたいと思います。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 説明資料の11ページでございます。

教えてください。9款地方特例交付金、これについてなんですけれども、10番の地方交付税については、国から支給されるものであるというご説明がございましたけれども、9番の地方特例交付金、これについても国ですか、それとも県から交付されるものなんですか。質問です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 地方特例交付金につきましては、国からの交付になります。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ありがとうございます。

引き続き、2点目、お願いいたします。

決算書の364ページでございます。

翌年度へ繰り越すべき財源の（3）でございますけれども、事故繰越し繰越額という区分で記載された文言があるんですけれども、この事故という文言の意味について教えていただけますか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 事故につきましては、こちらはいわゆる業者のほうの都合とかじゃなくて天災とか気候、天気の状態が悪かったり、あとはどうしても工事をする際にそこをもう一度見直さなきゃならないとか、どうしようもなくというか、主に雨で工事が延びたとか、そういう外的な要因による繰越しになります。

○委員（伊場哲也） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんでしょうか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 2点お伺いします。

諸収入が微増ながら増えているんですけども、こちらのほうは自主財源の確保をするために何か努力したとか、そういうことはあるのでしょうか、教えてください。

それと、事故繰越額のほうに清滝トンネルの漏水が全然止まらないということがお聞きしたんですけども、その額も入っていますでしょうか、2点お尋ねします。

○委員長（宮内 保） 委員の皆さんにお願いいたします。質問に入るときは、資料のページ数が分かればページ数のほうを言って、質問に入ってください。よろしくお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 諸収入のほうで、令和3年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の12ページになりますか、歳入の状況で、令和2年度と令和3年度の諸収入を比較したときに微増で増えているんですけどもということで大丈夫ですか。

事故繰越のほうで、決算書の364ページ、伊場委員が先ほど言ったページですか、事故繰越し繰越額になります。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課のほうよりお答えします。

まず、諸収入の増ということですが、こちらは特に努力ということではなく、主なものを申し上げますと、スポーツ振興くじの助成金というのがありまして、そちらが例年より4,000万円ほど多かったとか、あともう一つの例を挙げますと、東総広域市町村圏事務組合、こちらからの負担金の精算等により、返還金が3,660万円ぐらい、こちらが特別ちょっと多かったというところでした。

あと清滝トンネルの件でございますよね。清滝トンネルは、あちらは千葉県の事業のほうになりますので、市のほうの繰越事業のほうには入っておりません。どうも失礼しました。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありますか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 税務課長にちょっと聞いておきたいんですけども、差押えの問題です。特別会計のほうに絡むもので差押えとなると、いわゆる市税と国保税とは両方税金ということで一緒に処理しなきゃならない、大変いろいろご苦労をかけているんですけども、特に市税の滞納や国保税の滞納、特に国保税の滞納のときに、これはまた会計のところでも

聞きますけれども、保険証の交付の問題と絡んでくるという、大変住民にとっては税金を払っていないんだからしょうがないなって諦める人もいるけれども、いや、今、病気にかかっているから大変だと、そういうことでもって困る人もいるといういろいろな問題を抱えているんですけれども、滞納処理の問題について、そこら辺のところはどういうような判断で保険証を停止したりする、また特別会計のときも聞きますけれども、そういうようなことについて、今、どんな判断をしていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税金を納められない方は、いろいろな理由によりいらっしゃいます。

その中で、督促状やら催告書やらをお送りしているんですけれども、納められない方は、いずれにしても税務課の窓口にご相談に来てくださいと。その中で、今、納められない状況を聞きながら、保険証がどうしても必要な場合、また保険年金課等と相談しながら、どういう形で幾らか納めていただいて保険証を交付するのかというのは、また保険年金課の判断になると思うんですけれども、そのおのこの状況を確認して保険税のほうに充当するのか、ほかの市税のほうに充当するのかというのを相談して、いずれにしても同じ税ですので、税務課としては納めていただきたいというのが大前提ですので、そういうことで対応している状況です。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そこら辺はよく分かるんですけれども、やはり税の滞納と、それから保険証とはかなり連動させてはまずいと思うんですよね。そこら辺のところは難しい問題なんですけれども、そういうような場合にその方の生活状態を見るでしょうし、それからいろいろな周りのことを調べた上でもって判断していると思うんですけれども、そこら辺のところが大変難しい問題で、私も取り扱ったことがあるんですけれども、難しいんですね。滞納処理をするために資産を調べて、それから預金を調べて、それで相談に来てもらってご相談するというのは分かるんですけれども、それにしてもかなりやっぱり住民にとっては、滞納していたときに旭市は厳しいなという声が出るくらいなんですよ。

収納の改善というのは行政上は必要なんだけど、そのところの配慮がちょっとこれからもっと重要になってくるんじゃないかなと私は思いますので、また国保のときにお聞きいたします。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税ですので、やはり公平さというのはある程度は保たないとならないのかなというところで、あるときには厳しくなる場合もあるとは思いますが、その辺はほかの納税される方のご理解もいただかなくちゃならない場合もありますので、そのことは仕方ないのかなという部分はあります。

ただし、あくまでも税法に沿って対応しているということは、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 税務課長にお聞きいたします。

今の松木委員の質問と若干ダブるかもしれませんが、先ほど決算補足資料のご説明がございました3ページです。収納率の前年度対比に関するところですが、前年度比較、一番右側をずっとこう見ますと、三角がついているのは1個ですか。軽自動車税、前年度と比較して0.96%、収納率の減というところなんですけれども。まず、この軽自動車税、ほかにも区分として関係するのですけれども、滞繰と書いてあるのは、これは何か短くした言葉ですが、滞納繰越し何とかですか。この文言、ちょっと説明、まずは。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 滞繰、これは滞納繰越しということで、今までの納められなかった税というものの本年度の収納率ということになります。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ありがとうございます。引き続いてお願いします。

仕事の上では、普通通常、使われている言葉かもしれませんが、一般ピープルは滞繰と言っても分からないですね。ですけれども、説明があればそういうことかということでご理解させていただきましたけれども、税金を納めるというのは、基本的に国民の3大義務の一つですよ。ですから、本来であるならば税金を納めなきゃいけないというふう思うわけですが、現実、数字等を見させていただいたときに、一般質問ではなかった、あ

れは全体の説明でしたか、不納欠損額、これも2,500万円近くあったと、そういう中でびっくりした中の一つとして、今回、軽自動車税の滞納繰越金が、先ほど収納率は年度年度改善していると。しかしながら、この軽自動車税についてのみ前年度対比較でマイナスになっていますけれども、この要因というのはどういうことが考えられるのか教えていただけますでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 軽自動車税の前年度の比較のマイナスでございますけれども、何か特別な社会的な要因があったわけではございませんが、軽自動車税につきましては、未納がありますと車検用の納税証明書が発行されません。したがって、車検時には自主納付が見込めるため、差押えの充当などにつきましては、他の税目を優先的に充当した結果がこういう結果で出てしまったということでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） そうしますと、今の件ですけれども、車検を取れなかったであろうというふうに判断できるということですかね、推測になりますけれども。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 取れなかったというよりも、車検の年ではなかったのかなという判断をしています。

○委員（伊場哲也） 分かりました。詳しい委員もおりますので、後で質問しておきたいと思っています。ありがとうございました。結構です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、一般会計決算の歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出の審査に入ります。

2款総務費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） ただいま委員長からは、2款総務費についての説明ということでございましたが、私からは、人件費、これは1款から10款にまたがりますので、人件費の決算

全体について説明をいたします。

御手元に配付してあります令和３年度一般会計人件費決算についてをご覧ください。

この資料は、右上に議案第１号総務課と表示してあるＡ４サイズ２ページの資料になります。

この資料につきましては、一般会計決算書の各款に計上しております２節の給料、３節の職員手当等、４節の共済費のそれぞれを集計したもので、令和３年度と令和２年度を比較しております。

それではまず、一番上の２節給料ですけれども、令和３年度は２３億７１８万５,８４３円、令和２年度と比較しまして３,９６４万３５６円の減となりました。

次に、３節職員手当等は、令和３年度が１２億９,３５３万８,１４２円、令和２年度と比較して２,４０６万６,６３６円の増となりました。

職員手当のうち、特に増減の大きなものについて説明します。

まず、（ウ）の通勤手当ですが、約３１７万円の減額となっております。この要因は、人事異動や住所変更に伴い、全体的に職員の通勤距離が減少したことによるものです。

次に、（エ）の時間外勤務手当ですが、約６,９２６万円の増額となっております。これは、新型コロナウイルス感染症に伴うワクチン接種事業や臨時特別給付金等の支給、令和３年度は選挙が重なったこともございます。また、旅券事務の権限移譲あるいはマイナンバーカードの交付、小・中学校におけるタブレット端末の導入準備などにより、業務が増加し、全体的に時間外勤務が増えたことによるものです。

続いて、（オ）の管理職手当は約２３８万円の減額となっておりますが、管理職の職員数が減少したことによるものです。

次に、（カ）の期末手当は約３,８２５万円の減額となっております。これは、人事院勧告等により、期末手当の支給月数が２.５５月分から２.４月分となり、０.１５月分の減となったことによるものです。

次に、（キ）の勤勉手当は約３６６万円の減額となっておりますが、主な要因は、職員数の減によるものです。

次に、（コ）の休日勤務手当です。約１１６万円増額の要因は、新型コロナのワクチン接種事業を祝日に実施したことで、休日勤務が増えたことによるものです。

続いて、表の下から３行目の４節共済費です。令和３年度は７億１,９５６万２１７円、令和２年度と比較して１８９万９,４６４円の減となりました。合計では、令和３年度が４３億２,０２８万４,２０２円、

令和2年度と比較して1,747万3,184円の減となりました。この主な要因ですが、新型コロナウイルスのワクチン接種事業などにより時間外勤務手当は増となっておりますが、職員数が前年度と比較して14名の減となったことで、合計としては減額になったことによるものです。

なお、2枚目の資料は、特別会計と企業会計を含めた全ての人件費の決算でありまして、参考に後でご覧いただきたいと思います。

以上、人件費の決算についての説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは企画政策課からは、御手元、歳入歳出決算に関する説明資料を使って説明させていただきます。

それでは、説明資料の23ページをお願いいたします。

「がんばろう！旭」復興支援事業になります。決算書は77ページになります。

決算額ですが664万4,000円で、財源は全額千葉県から交付された「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金を原資とした旭市災害復興基金を充てております。

事業内容は、各種団体が行った復興事業に対する補助金で、内訳は中段の表に記載のとおりです。このうち、旭市七夕市民まつりと旭市いいおかYOU・遊フェスティバルについては、新型コロナウイルス感染症の影響でイベント自体は中止となりましたが、次年度以降の開催に向けたPRを強化するため、各実行委員会が行ったホームページのリニューアルなどに対し、補助金を交付しています。

事業効果につきましては、コロナ禍ではありましたが、工夫しながらできる限りの事業を実施したことで、復興旭を広く発信することができました。

なお、本事業は、令和3年度をもって終了となります。

続きまして、24ページをお願いします。

ふるさと応援寄附推進事業です。決算書は77ページになります。

決算額は4,363万3,000円、財源は全額一般財源です。事業内容の主なものは、委託料となります。委託料の内容は、専用ホームページの作成から寄附の受付と収納、返礼品の発送など、業務を一括で委託しております。

寄附受納額は、個人と団体を合わせて1億561万9,596円で、このうち市外の個人寄附4,564件に対し、返礼品を贈呈しました。また、寄附金全額をふるさと応援基金に積立てております。

事業効果として、市内でのアクティビティなどの体験型の返礼品の提供により、品物を通

じた交流だけでなく、関係人口の拡大が図られました。

続きまして、25ページをお願いします。

生涯活躍のまち形成事業です。決算書では79ページから81ページになります。

決算額は10億6,564万円で、うち繰越分が5億円です。財源内訳の国庫支出金610万円は、地方創生推進交付金、その他は地域振興基金からの繰入金で9億7,368万2,000円、うち繰越分が5億円、一般財源は8,585万8,000円となっております。

事業内容のうち、委託料は、多世代交流施設指定管理料が8,074万7,267円で、おひさまテラスの供用開始前に必要となる什器や備品などの購入や、運営コンサルに係る費用、ホームページやリーフレット作成など、情報発信に係る費用です。

また、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料は1,047万2,000円で、移住セミナーの開催支援や官民連携・事業推進支援など、本事業を推進していくためのコンサル委託料です。

負担金補助及び交付金は、主にイオンタウン株式会社が実施したおひさまテラスの内装整備に対する負担金などです。

また、令和2年度繰越明許分については、生涯活躍のまち形成事業費補助金で、事業者グループが実施した生涯活躍のまち事業地の造成及び周辺インフラ整備に対する補助金です。

事業効果につきましては、これらの取組により、生涯活躍のまち・みらいあさひのまちびらきや多世代交流施設おひさまテラスの開業に向けた準備を、滞りなく進めることができました。

続きまして、26ページをお願いいたします。

定住促進奨励金交付事業です。決算書は87ページになります。

決算額は4,130万円で、財源は、過疎対策事業債から170万円、地域振興基金から3,960万円を充当しております。奨励金交付件数は58件で、内訳は新築住宅が50件、中古住宅が8件です。

事業効果につきましては、ふるさと回帰支援センターでの周知等により、交付対象世帯が令和2年度と比較して11件増加し、58世帯、153人となりました。

続いて、27ページをお願いいたします。

デマンド交通運行事業になります。決算書は89ページです。

決算額は1,725万7,000円です。財源内訳については、地方債360万円は過疎対策事業債で、一般財源は1,365万7,000円です。デマンド交通は、地域を3区域に分け、市内タクシー業者3社に運行を委託しております。運行実績については上の表に記載のとおりで、令和3年度

は合計で5,373人の方にご利用いただいております、前年度比では31.3%の利用増となっております。

二つ目の表、事業内容の主なものとして、1項目めから3項目めまでは、配車予約センターの会計年度任用職員関連経費で、合計592万6,850円、その下の委託料はタクシー事業者に支払う運行委託料です。事業効果については、バスでカバーできなかった市内に点在する交通空白地域の解消が図られており、今後も利用促進に取り組んでまいります。

企画政策課からは、以上になります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時20分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

それでは、2款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） まず初めに、いっぱいあるんですけども、2点だけ、ちょっと聞きたいことがあって、歳入と歳出に2つとも関わることなので、まず歳入のほうで、いわゆる基金から繰り入れたお金、繰入金がかなり残っていて、それをどういうふうにするかということについてのことなんですけれども、これを結局、財調なんかを取り崩したら元の財調に戻すんじゃなくて、今回はほかの基金に持っていこうという決算になっておりますけれども、こういうやり方というのはちょっとまずいんじゃないかなと思うんですけども、それについて担当課のほうにお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、これも歳入と歳出に関わるんですけども、中央病院の市町村職員共済組合負担金を中央病院から頂いて、それを歳出の69ページ、一部事務組合負担金ということで同じ金額6億4,276万8,696円を市町村組合に出しているわけです。これは、はっきり言ったらば、市営の中央病院が地方独立行政法人になった28年度からやっていることだと

思うんですけれども、これは結局、地方独立行政法人になっても地方公務員の資格はそのままにしてあるという、とても私には考えられないようなことになっているんです。これをいつまで続けるのか、解決策がないのか。

このことについて、この2点について、まず歳入歳出が絡んだ問題ですので、お聞きいたします。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、基金のほうの関係で、基金のほう、執行残というか、充当残について、会計の中で残ったものについては、元の基金に戻さないで、今回でいえば減債基金のほうに積み立てるというふうな方法を取らせていただきました。

まず、減債基金のほうの話をさせていただきますと、毎年度の決算剰余金の2分の1を下らない額につきましては、地方財政法のほうで積立てまたは地方債の繰上償還の財源に充てなければならないということでございまして、一般財源として基金の繰入れも、決算ではその残は一般財源になりますが、その分をまとめて今回は地方債の償還のための財源ということで減債基金のほうに積み立てた次第でございます。

また、別に基金のほうで違う基金に、基金の繰入れで別の基金に繰り入れたという処理につきましては、庁舎整備基金が廃止になった関係で、そちらの庁舎整備基金廃止の金額を全部一般財源として会計のほうに繰り入れまして、それを公共施設等整備基金のほうに、それぞれ将来のための準備として公共施設等整備基金のほうに積み立てたものも今回はございます。

基金のほうは以上です。

○委員長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） 私からは、中央病院の共済費の問題についてお答えいたします。

こちら共済費につきましては、まず地方公務員の身分を有しているんじゃないかということですが、決してそのようなことはございませんで、独立行政法人の職員ということで非公務員型ということでございますので、公務員としての身分は持ち合わせておりません。

共済費の支払いにつきましては、地方独立行政法人は共済の組合員として残れる。それで、支払いの仕方については、今やっているようなことが共済組合法で決まっている法律に従ってやっておりますので、いつまで続くかということではなくて、これはいつまでも続くということになります。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） まず、最初の財調の問題ですけれども、この決算を見てみると、庁舎を建て替えるのに、財政調整基金から繰り入れた部分について4億5,900万円繰り入れている。ですから、これがかなり残っているわけです。これを結局、財調に入れないということは、財調の全体、今、100億円をちょっと欠けるぐらいですね、財政調整基金が。それをあまり増やしたくないという予算上の措置をしたんじゃないかと私は考えちゃうわけです。ここら辺のところについては、そうではないということを示していただきたいと思います。

それから、地方独立行政法人のことについては、例えば国の病院機構なんかも国家公務員の共済に入ったままなんですか。そのことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政調整基金の繰入金4億5,900万円の関係でございますが、こちらは、要は3年度決算において財源不足額ということで一般財源として充当したものでございますので、こちらはそのまま全部事業に入っております。事業の中で執行残とかがあれば、それは決算剰余金ということで幾らかは残りますけれども、ですから、全部が全部使い切っているということで決算上は処理しております。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） 財政調整基金の4億5,900万円につきましては、こちらは財源の不足分に充当しておりますので、こちらは残ってはいません。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） はい。残っておりません。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 3億5,400万円に対して、さらに補正でもって1億円補正を組んで、そうしたら全部が繰り入れられて、それが全部使われているということですね。

○財政課長（山崎剛成） 結果的に、決算上は財調の充当した金額が4億5,900万円ほどということで、予算上とはちょっと数字が予算と決算で、実際、予算ではなくて、お金を使った分というのが決算上の金額ですので、決算上の金額でご理解いただきたいと思いますけれども。

○委員長（宮内 保） 財政課長、答弁をするときは挙手をお願いします。

○財政課長（山崎剛成） すみません。

○委員長（宮内 保） いいです。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 国の独立行政法人の関係ですけれども、そのまま国家公務員の共済組合に残っているのかどうかということですが、はっきりと申し上げることはできませんが、恐らく国の共済組合は省庁別だったと思います。例えば国立大学なんかについては、国立大学の共済組合というようなものが以前あったと思いますので……

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） 病院に関しましても、国立病院に限った共済組合というのがあったのではないかと思います。ですから、それはそのまま共済組合として、名称は変わったかもしれませんが、使っているのではないかと思います。すみません。ちょっと国の独立行政法人のほうはあまり詳しくない。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） では、山武と、それから東千葉の独立行政法人はどうなっていますか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 山武につきましては、移行型の地方独立行政法人ですので、私どもの旭中央病院と同じく、同じような形で行っているはずです。

東千葉につきましては、あれは新規の独立行政法人ですので、こういった形で共済組合をやっているかというのはちょっと、すみません。存じ上げないところです。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、総務費の中の決算書63ページ、庁舎管理費なんですけれども、細かい話で申し訳ないんですが、これは新庁舎の管理費ということで、去年オープンしたのに、この中の樹木剪定委託料ですか、これが1年目にかかるのかということと、造園業の場合、請負契約の中で枯れ補償が入っていれば、その中でやる問題ではないのかと思うんですが、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

あと、もう一点なんですが、決算書105ページ、昨年は4回選挙があったんですが、1回当たりのポスター掲示場設置撤去委託料167万2,000円が市長選挙と衆議院選挙と市会議員の補欠選挙、3回同じ金額なんです、これは随意契約ということで、同じ業者で同じ金額ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 決算書63ページ、庁舎管理費でございます。

こちらのほうは、昨年4月に引っ越しをしてきましたので、旧庁舎1か月分と、それから新庁舎の分と合わせた決算の数字となっております。

それから、もう一点、樹木剪定の委託料というところなんですけど、こちらは庁舎の樹木等の管理の問題なんですけれども、やはり植えて、当然、草等、それから樹木も伸びますので、業者さんのほうに年間に1回、2回という形で剪定のほうをお願いしております。もちろん、枯れた場合の補償というのもあると思いますので、そちらのほうについても、植えたばかりの場合で、もしそういう不具合等があれば、それは補償の範囲内で対応していただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） 選挙のポスター掲示場の関係ですけれども、これは4選挙とも随契で同業者が落としております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） では、選挙のほうで再質問させていただきます。

年末の市議会選挙、金額が267万5,200円ということで、これは掲示板の大きさが大きいということで分かるんですけれども、8月に行われた市長選と市議会議員補欠選挙は同じ業者が同じ場所に張るんですけれども、別々の契約だと167万2,000円、合わせて334万円になるんですけれども、市議会議員選挙よりは小さいと思うんですよ。市長選挙と補欠選挙を別々に契約しないで一本契約でやれば、市議会議員選挙の二百六十何万円というふうな考えはなかったんでしょうか。細かい話ですけれども、お願いします。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

このページのポスター掲示場設置撤去委託料ということになりますが、これにつきましては、掲示板そのものの金額ではなくて、設置と撤去につきまして、いずれの選挙においても設置場所の数というのは同一です。それにおいて、地元業者を使っております。例年、選挙

がありますと設置場所も熟知しているということで、はっきり言うと単価契約のような形になっているというようにご理解いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 今、同じ場所で同じ業者というのは分かるんですけども、ただ、その同じ場所に2つのものを貼るなら、市議員の大きなものを貼るのと金額が同じでできるんじゃないかという交渉はできなかったのかという話なんですけれども。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それにつきましては、看板が大きくなりますと、埋設すべきくいの数ですとか、そういったもの、例えば2本足であれば2本でいいんですが、これが4本足、5本足となっていくますと、それだけ控えを取らなきゃいけないとか、そういったことになりますので、作業量の増加ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 令和3年度一般会計人件費決算についての資料の夜間勤務手当が減少しているんですけども、減少の理由と、あと夜間勤務というのはどういった業務内容を行っているのか教えてください。

それと、一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の27ページ、デマンド交通運行事業についてお聞きします。

事業内容について、宣伝広告とか、周知させるための資料作成費とかがないんですけども、実際、匝瑳市と旭市の境の干潟学区のほうでは、バスが来なくなってしまって困っているという年寄りの方が大変いまして、デマンド交通がありますと説明したら、デマンド交通って何だやと、ほぼ知らない状況なんですけれども、もっと周知努力をするための事業内容として事業費を設置しなくていいのか、考えをお聞かせください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

夜間勤務手当増減で減になっているんですけども、まず夜間勤務手当というのは、その名のとおり夜間に勤務した職員、主に消防署ですとか、そういったことになるかと思います。その中で、いわゆるクリーンセンター、ごみ焼却場が銚子へ移転して組合になりましたので、

クリーンセンターの職員が広域のほうに行ったということで、クリーンセンターで行っていましたが業務員の手当が減ったということになります。

○委員長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） デマンド交通の周知ということでした。

デマンド交通につきましては、広報でもお知らせしておりますけれども、市のほうでは総合公共交通マップ、コミュニティバスであったり、デマンド交通であったり、路線バス、電車、市内の公共交通機関を網羅した冊子を作っております。こちらは全戸配布しておりますので、そちらを見ていただければと思います。マップにつきましては、基本、時刻表なり変わったりしますので、毎年作成しております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） ありがとうございます。

すみません。人件費のほうの質問をちょっと間違えまして、追加でお願いしたいんですが、休日勤務手当でありますけれども、先ほどの市税の収納状況等の資料のほうで、一番後ろの6ページですかね、防災無線でもやっておりますけれども、夜間・休日の納付窓口を設けてありますという、その構成比が0.1、0.2、0.1と、どの税に関しても低いんですが、果たして休日窓口を設けるメリットといたしますか。そこに対する人件費を考えたときの費用対効果を思うと、コンビニ振込の振込納付書で解決されちゃうんじゃないか。コンビニは24時間開いていますので、そこら辺についてどうお考えか教えてください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、人件費のほうからお答えいたします。

休日や夜間の窓口の設置につきましては、まず休日の場合には、基本的に代休で対応しております。夜間の場合には時差出勤等で対応しておりますので、人件費としては特にかかっているわけではないということになります。

○委員長（宮内 保） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 税の資料の6ページの関係でございます。

委員おっしゃるように、平成23年度より、市税の納付につきましては、法人住民税等の一部の税目を除きまして、コンビニ納付等の対応をしております。全国的にコンビニエンスストアがありますので、納付が可能となっている状況です。また、令和4年度からはスマホア

プリによる電子マネーの納付にも対応できるようにしております。

こうした納付機会の拡大によりまして、夜間・休日納付窓口の利用者は年々減少しておりますけれども、平成30年度には夜間窓口を月2回から1回へ減らしております。休日窓口は終日開設から半日開設にしています。令和4年度からは、休日窓口は原則、国保の保険証の更新時のみ開設として行っておりまして、現在、夜間・休日納付窓口は、納付の場よりも納税相談の場として行っているような状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

菅谷委員。

○委員（菅谷道晴） 私のほうからは1点、常世田委員の件に関してなんでございますが、今、コンビニ納付というスタイルをどんどん市としてはお勧めしているという流れで、コンビニ支払いした場合に、例えば市税、固定資産税、軽自動車税などなんですが、コンビニに対しての手数料というのは発生しているのか、ちょっと教えていただければありがたいです。

○委員長（宮内 保） 菅谷委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 手数料は、ちょっと金額はあれですけども、発生しております。あくまでも、それはうちのほうで指定された金融機関への支払いができない場合の、いろいろな年齢層の方がいらっしゃいますので、コンビニへ行く機会が多いのかなと。そのついでにでもできる体制というか、収納率の向上ということで、納付の機会ということで、納付の場所を増やして対応しているところです。

金額につきましては、おのおの手数料が違いますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。すみません。

○委員長（宮内 保） いいですか。

○委員（菅谷道晴） よろしくをお願いします。

○委員長（宮内 保） では、後でお願いします。

そのほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） では、歳出関係でもって何点か、総務関係のお話で聞きたいことがあるんですけども、まず私が本会議でもって決算で質疑した説明書の25ページ、決算書では79から81ページまでの生涯活躍のまち形成事業のことであります。

どうしても私は本会議の中でも解明できなくて、最後に担当課長が、5億円の補助金につ

いては、そういう補助金の条例があるということをおっしゃったので、それはどういう条例かお聞かせいただきたいと思います。

この事業は平成30年に始まって、令和3年の事業が終わって、その間に繰越明許でもって5億円の予算が議会にはかれて、オーケーをもらって、それがまた繰越明許、繰越明許でもって令和3年まで来て、それでもってやっと執行されたものです。

令和元年11月18日に第4回旭市生涯活躍のまち推進協議会が商工会館の3階の大研修室で開かれました。そこでもって、会長である前市長がこういうことを言っています。市としては議会でも承認してもらったが、事業者が行うインフラ整備に関する補助金として5億円の補助金を設けているというふうに言っております。ですから、条例でもって、こういう事業には補助金を出すという条例があるんだと思うんですけども、それはどういう条例だか、今日お示しいただきたいと思います。

次は、議案の説明資料の26ページの定住促進奨励金交付事業であります。

この事業は、中古住宅や新築住宅を購入した人に補助金を出すものでありますけれども、大変高額な金額の補助金が出ています。これは、どういう形でもって転入した方たちに補助金を出しているのか、簡単でいいですから、ご説明いただきたいと思います。

それから、その次の27ページ本文、決算書では89ページ、先ほどお話があったデマンド交通事業です。

これは私が一般質問でもしたんですけども、令和3年は今までの形のものですが、これをもう少し変えてくれという話をして、今、令和4年度中に何とかもっと乗りやすいものになりたいということでもって変えようとしておりますけれども、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順番にお答えいたします。

まず、生涯活躍のまちの関係でございます。

補助金の根拠となる条例はということでしたけれども、まず条例ではありませんで、市では、補助金の基となる考え方として、旭市補助金等交付規則というものを定めております。その中に示されていない、もっと細かなものにつきましては、今回、旭市生涯活躍のまち形成事業費補助金交付要綱を定めており、こちらで細かなものを補足している形になっており

ます。

繰越しにつきましては、令和2年度に予算化をして、事業が完了できなかったことから、令和3年度に繰越したという形になっております。

(発言する人あり)

○企画政策課長(柴 栄男) すみません。回答を続けてまいります。

26ページ、定住促進、こういった形で補助金を出しているのかということですが、こちらは、今のやつですと、市外に住んでいる方が旭市に転居する場合に、申請書を上げていただいております。その申請書に基づいて、基本額がありまして、それに加算がつくのかということで額を決めている形になっていきますので、補助金を申請していただく、市で交付決定をして確定をするという流れになっております。

27ページ、デマンド交通になります。利用方法というか、運用を変えてもらえないかというふうなお話でございました。

こちらにつきましては、来年度、地域公共交通計画というのを策定するのですが、今年はその準備をやっております。今年、その計画を策定するに当たって、まずデマンド交通を利用されている方のアンケートを取ります。アンケート、利用者からの意見を踏まえて、それを基に、事業者であるタクシー業者と、いろいろな運行が可能なかどうかというのを協議して進めていく予定でおります。

以上です。

○委員長(宮内 保) 松木委員。

○委員(松木源太郎) それでは、生涯活躍のまち形成事業で、交付要綱があるから5億円を支払うと言うんですけれども、5億円の根拠は何かというふうに聞いたら、イオンタウンのある3.5ヘクタールの水道、道路、それから造成、下水に5億4,700万円だかかかると。それで5億円に上を切ってやるということなんですけれども、5億円という金額が市の条例上でもってきちんと決まっていたのかどうかというのを私は聞いているんですよ。

そういう要綱があつて、誰が決めたのか。市長の判断で市長が決めたとしたら、これは市長独断のものですから、そういうものを法的に、つまり地方自治体の補助金として金額を決めるということをしたら、これは違法行為ですよ。こういう事業でこういうやつには5億円を支払うということをどこかにちゃんと書いてなければ、私は監査請求したいと思っています。なぜ5億円にこんなにこだわるかというと、おひさまテラスがつくられるイオンタウン、あそこのことを調べていったら、突然ある発言が議事録で出てきたわけです。

5億円支払う。何だろう、これはと思ったんです。そこからの発想なんですよ。

そういうふうには5億円をこの事業に支払うという決定と、それから5者関わっているわけですから、ここのどこに払ったのか、このことを示す資料をご提示いただきたい。このことをお願いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、先ほどの生涯活躍のまち形成事業費補助金交付要綱の中に5億円という数字があるのかというお話でした。その中には記載はございません。5億円という数字が出てくるのは、事業者を募集した募集要項の中で、インフラ整備として5億円を上限にという記載があったかと思います。

5億円の根拠につきましては、今、松木委員がおっしゃったとおり、事業地の水道なり整地なり道路、それに見合う分として上限を5億円としております。

支払いの代表になりますが、こちらにつきましては、代表事業者になりますイオンタウン株式会社かと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） それはおかしいじゃないですか。今、どんなお金を補助したりしても、こういうときには幾らというのを、例えば今お話しした定住促進奨励金交付事業があるでしょう。こういうのだって、もう決まっているでしょう。ですから、5億円だったら、市がそういう条例なりをつくって、それでもって議会の承認を得て、この事業をやるためには大変お金がかかるし、ちゃんとした意欲のある方を募集するにはこのぐらゐの補助金を出さないと来てくれないんじゃないかということをして、それでもって、交付要綱でも条例でもいいから、この事業には5億円の上限でもって補助をしますということを決めて、それでもって議会にはかって、その承諾を得たというんだったら構いませんよ。

しかし、5億円の最初は繰越明許の議案を議会に平成30年9月に出したんですよ。平成30年ということは、要するに令和元年の前の年だわな。確かに、それで事業化してとなったのは令和2年です。予算書に載って来たのはね。平成30年から平成32年までの繰越明許でもって5億円を議会にはかって9月議会で決めた。それが予算化されたのは令和2年、平成32年で予算書に載って来た。それはそれでいいですよ。それを繰越明許でもって、令和3年、今、決算やっているところで執行して、来年度、工事も入って出来上がるからということでもって執行して払った。

それは結構ですけれども、最初の出だしが、5億円という金額を何も決めないでもってやって、これは5億4,700万円だかかかるから5億円で決めた。それを決めた経過の資料を出してください。いいですか。補助金を出すときに、この場合はこうだ、この場合はこうだと決めてなくて出したらば、市長の裁量で出したら、これは違法行為ですよ。その点、分かりませんか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、その5億円をいつ決めたんだということだったんですけれども、まず一番最初ですが、平成30年9月議会において、そのときの補正で5億円の債務負担の設定をしていただいております。それを議決いただきました。それに基づいて、令和2年度に当初予算に計上、令和2年度は事業ができなかったため、令和3年度に繰り越したという流れになっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 議案審査は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木委員の質疑を行います。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 先ほどの私の補助金のことについては、交付要綱を頂きまして、平成30年9月議会で債務負担行為を議決した。その後に要綱をつくって、それに基づいて募集要項が決まったということが執行部から頂いた書類によって明らかになりましたので、了解いたしました。

こういう手続きの場合に、本会議でもって私が聞いたときに、交付要綱がありますからということでもって答弁が終わっちゃって、そこまで具体的な、こういうことだということのご説明がなかったので、この委員会でもって聞くことになりましたので、そういう面でいったらば、執行部のご答弁をもう少し簡潔に、私に分かりやすいようにご答弁いただきたい。

たな、このように思っています。どうもありがとうございました。

○委員長（宮内 保） 答弁のほうは。

○委員（松木源太郎） 結構です。

○委員長（宮内 保） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、先ほどの菅谷委員からのご質問に対しましての、回答で
きなかった部分を回答いたしたいと思います。

市税の納付の手数料関係ですけれども、銀行等におきましては、1件当たり10円掛ける消
費税になっております。コンビニエンスにつきましては、昨年の9月までは1件当たり56円
掛ける税、10月以降は58円掛ける税ということです。

口座振替が一番安価なため、市としましては、口座振替を推奨しているところです。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（宮内 保） それでは、特にないようですので、2款総務費についての質疑を終わ
ります。

それでは、2款総務費の担当課は退席してください。

しばらく休憩します。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時 3分

再開 午後 1時 4分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。よろしくお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

まず、社会福祉課に関連する主な事業につきまして補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の28ページをお願いいたします。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業となります。決算書のほうは123ページにな

ります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて住民税均等割が非課税世帯と同水準に家計が急変した世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給したものであります。決算額は4億7,848万4,000円、特定財源の国県支出金は同額の4億7,848万4,000円で、一般財源はございません。

事業内容の主なものですが、表の項目欄の一番下、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、令和3年度住民税非課税世帯給付として4,687世帯、4億6,870万円、家計急変世帯給付として15世帯、150万円、合計で4,702世帯、4億7,020万円となります。このほか、事務費として、パートタイム会計年度任用職員の報酬、確認書や封筒等の印刷費、確認書等発送に係る郵送料、臨時特別給付金システム導入業務に係る委託料などとなっております。

事業効果につきましては、市において給付対象となる世帯を抽出し、プッシュ型で確認書の送付を送るなど、できるだけ簡素な手続きで迅速に支給決定と支給を行うことにより、市民の生活、暮らしの支援につながったと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料29ページをお願いいたします。

自立支援給付事業でございます。決算書は131ページとなります。

この事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスで、個別に介護の支援を受ける介護給付や、訓練などの支援を受ける訓練等給付、医療費の自己負担の一部を助成する自立支援医療給付などを行っております。決算額は12億7,315万6,000円で、前年度と比較しますと1.45%の増、特定財源の国県支出金は9億5,480万3,000円、一般財源は3億1,835万3,000円となっております。

各給付の利用人数、事業費につきましては、事業内容の表に記載のとおりでございます。

事業効果につきましては、障害者（児）の日常生活を支援することで、その生活の安定を図ることができたと考えております。

以上で、社会福祉課に関連する事業の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第1号 令和3年度旭市一般会計決算の認定について、子育て支援課所管の主要事業7事業の補足説明を申し上げます。

初めに、説明資料の30ページをお願いいたします。決算書では143ページになります。

子ども医療費助成事業は、ゼロ歳児から高校3年生までの医療を負担する保護者に対して、経済的負担軽減を図るため、保険診療分の費用の全部または一部を助成するものです。

主な歳出として、子ども医療扶助費として、手数料を除く入院、通院、調剤、柔道整復、合わせて延べ8万348件に対して2億587万8,712円を助成いたしました。内訳については、説明資料の事業内容のとおりでございます。財源内訳の国県支出金6,274万8,000円ですが、入院については中学生まで、通院及び調剤については小学校3年生までが県費補助金の対象となっております。その他財源として、国保会計負担分の高額療養費収入等が193万円ございます。

事業効果としましては、保護者の経済的負担が軽減され、子育て支援体制の充実を図ることができたと考えております。

次に、説明資料31ページをお願いいたします。決算書はそのままの143ページになります。

出産祝金支給事業は、市独自の人口減少対策の一環として、1年以上旭市に住民登録を有し、第2子以降を出産して養育している父母202名に対して、祝金として2,700万円を支給いたしました。財源は全額一般財源でございます。

事業効果としましては、祝金の支給により、子どもたちの健全育成に資することができたと考えております。

次に、説明資料32ページをお願いいたします。決算書では、そのままの143ページになります。

乳幼児紙おむつ給付事業は、2歳未満の乳幼児を養育する保護者を対象に月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付することで、子育て家庭の経済的負担を軽減するものでございます。平成30年度からは、利便性を考慮し、1,000円券と500円券を組み合わせて給付しております。対象乳幼児延べ815人分を交付し、契約店舗からの請求による実利用枚数は3万7,868枚、給付総額は2,857万2,500円ございました。財源は全額一般財源でございます。

事業効果としては、子育て家庭の経済的負担を軽減することができ、乳幼児の健全育成に資することができたと考えております。

次に、説明資料34ページをお願いいたします。決算書では151ページになります。

新生児特別定額給付金給付事業は、前年度からの継続事業で、新型コロナウイルス感染症の影響で不安を抱えながら妊娠期を過ごし、出産を迎え、子どもを養育する母親に対して、安心して育児ができる環境整備の一助となるよう給付金を支給したものです。財源としては、地方創生臨時交付金を活用した4,050万1,000円で、括弧内は前年度の繰越明許分です。一般

財源の10万円は、令和2年度事業で対象児童を令和3年4月1日出生児までとしていたことから、対象児童1件、10万円が一般財源となっております。

給付対象者は児童を養育する母で、対象児童は令和2年4月28日から令和4年3月31日までに生まれた子で、最初の住民登録が旭市であることです。また、給付対象者を拡大し、旭市に転入後90日を経過し、申請日まで引き続き住民登録をしている対象児童の母としたものです。

事業内容としては、上段は児童1人につき10万円で397人、3,970万円を支給いたしました。下段は令和2年度の繰越明許分で9人、90万円を支給いたしました。

事業効果としては、安心して育児ができる環境整備の一助となり、さらに転入者まで拡大したことで、より多くの市民に対して経済的支援を図ることができたと考えております。

次に、35ページをお願いいたします。決算書では151ページになります。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給したものです。財源は全額が国の負担となります。

給付対象者は、令和3年4月分の児童扶養手当受給者、それと令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者のうち、令和3年度分の市民税が非課税の方及び新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した方です。給付額は対象児童1人につき5万円で、1,432人、7,160万円を給付いたしました。

事業効果としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける低所得の子育て世帯に対して、経済的支援を図ることができたと考えております。

次に、説明資料36ページをお願いいたします。決算書では153ページになります。

就学前児童応援臨時給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、不安を感じながら生活様式の変更を余儀なくされた子育て世帯の経済的影響を緩和するため、ゼロ歳児から小学校就学前の子どもを養育している保護者に対して、地方創生臨時交付金を活用して給付金を給付したものです。

給付額は対象児童1人につき3万円で、2,668人、8,004万円を支給いたしました。

事業効果としては、新型コロナウイルス感染症により不安を感じながら乳幼児の育児をされる子育て世帯に対して、経済的支援を図ることができたと考えております。

次に、説明資料37ページをお願いいたします。決算書では153ページになります。

子育て世帯等臨時特別支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育て世

帯に対して特別給付金を支給したものです。財源としては全額が国の負担ですが、令和3年度は8億7,480万2,000円の歳入があり、不足分については、令和4年度に措置されるものです。

給付対象者はゼロ歳から高校3年生までの児童を養育する保護者等で、児童手当の特例給付対象者と所得が同水準の方は除くものとなっております。給付額は児童1人当たり10万円で、8,795人、8億7,950万円を給付いたしました。

事業効果としては、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯に対して経済的支援を図ることができたと考えております。

以上で、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課より、所管の事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料、少し戻っていただきまして、33ページをお願いいたします。決算書では149ページとなります。

放課後児童クラブ運営事業でございます。

本事業は、小学校下校後、家庭において適切な保護を受けられない児童に遊びや生活の場を提供するとともに、生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものです。本事業の決算額は1億4,489万7,000円で、財源内訳の特定財源の国県支出金は国及び県からの交付金で、子ども・子育て支援交付金等でございます。その他の欄は放課後児童クラブ受託料でございます。

事業概要といたしましては、全小学校15校22の放課後児童クラブに支援員等84名を配置し、運営を行ったもので、利用児童数は延べ8,316人で行いました。また、放課後児童クラブの開設時間を延長し、かねてより要望のありました延長保育サービスを令和3年4月1日から開始し、開設時間を平日の夕方30分、土曜日・夏休みなどの朝と夕方をそれぞれ30分延長いたしました。事業費は表に記載のとおりで、主なものは支援員等報酬でございます。

事業効果といたしましては、児童の健全な育成及び事故防止が図られ、かねてから要望のありました延長保育を開始し、さらなる子育て支援が図られたものと考えております。

以上で、教育総務課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 今、最後にご説明のあった放課後児童クラブ運営事業について簡単な質問をしたいんですけども、この事業の場合には、長期の休暇の場合は実際にはどういうふうにしているんですか。

それから、受託料について概略、その他の財源 1 億 4,400 万円のうち 4,200 万円ほどですけども、国からの支出金はどんな基準でもって、今、出ているんですか。

その 2 つの点についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、ただいまの放課後児童クラブのことについてお答えいたします。

まず、長期の休業中ということで、夏休みの期間中は土曜日などと同じように午前 8 時から午後 6 時まで運営を行っております。

受託料につきましては、平日午後 6 時までの場合は 5,000 円、土曜日の場合は午前 8 時から午後 6 時までですので、平日と土曜日を併せてご利用の方は 7,000 円を頂戴しております。さらに、朝 30 分早くあるいは夜 30 分遅くご利用になる場合には、延長保育として 1,000 円を追加で頂戴しております。

さらに、国からの補助金のほうでございますが、基本的に、こちらのほうは国の補助金 3 分の 1、県の補助金 3 分の 1 でございます。ただし、補助対象になるのは、放課後児童クラブを開設する期間が年間 200 日開設しないと補助対象にならないというところでございます。以上でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、保護者の負担としては、実際にはだいたいどのぐらいの年間負担になっているんですか、平均的に。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 保護者の負担としまして、仮に月額 5,000 円で 12 か月ご利用になりますと、年間 6 万円のご利用ということです。延長保育をしますと、さらに 1 万 2,000 円足されまして 7 万 2,000 円ぐらいの金額になると思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） では、子育て支援課長にお聞きします。

各種給付、また助成事業がたくさんあって、市民は助かっていると思うんですけども、銀行の口座とかの記入間違いとかの割合、振込不能数とか聞いたらずいですかね。

それをなぜ聞くかといいますと、毎回多分対象が重なる方がいると思うんです。そういった方は市役所の中でデータとして残しているのかどうか。また、電子申請が結構、今、ほかの自治体でも増えてきたと思うんですけども、口座の確認であったり、人件費削減、そういったこともできるかと思うので、デジタル、ネットで振込先とかを入力してというのを市は今後考えているのか、その点についてお聞きします。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 割合については、ちょっと数字は持っておりません。ただ、口座の確認等は数人の目で確認は行っているところです。

また、この中の給付金の中に幾つか、児童手当からプッシュ式、児童扶養手当からのプッシュ式という給付金がございます、そちらにつきましては、既に通常業務として口座を持っておりますので、その口座に振り込むということで間違いなく振込ができていますところす。

データを残していますかということなんですが、そちらは給付金ごとにシステム改修を行いまして、そのデータのほうは確実に残しております。

次に、ネットでの振込ができるかというご質問ですが、今現在はデータをつくりまして、それを会計課のほうに送りまして、会計課のほうからLGWANを通して千葉銀行さんのほうから振込をお願いしている状況でして、それ以外の方法については、まだ検討はしていないところです。

○委員（常世田正樹） すみません。あと2つほどいいですか。

○委員長（宮内 保） はい。常世田委員。

○委員（常世田正樹） すみません。歳入歳出決算に関する説明資料の29ページ、自立支援給付事業についてお聞きします。

決算額が1.45%増えた理由は、例えば障害のある方が市内に増えたのかお聞かせください。

あと、決算書の151ページになります。民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業につ

いてお聞きします。

この事業名を聞いただけでは、すみません、私はぱっと分からなかったんですけれども、民間地域子ども・子育ての受皿となっている対象と、あと何件程度、この助成事業の予算を割り振っているのか。規模とか、そういうものによって違うかもしれないんですけれども、分かる範囲で教えてください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、自立支援給付事業、決算書の説明資料29ページです。

そちらが前年度と比較すると1.45%増、金額にして1,831万1,859円になるんですけれども、その理由でございます。

各種事業があります。10種ほどあるんですけれども、その給付費それぞれ増減はございます。その中で、要素がありまして、個別に介護の支援を受ける介護給付については減少しております。主な理由として、掃除等を行う個別介護給付が減っているということで、1,372万8,189円減少しております。一方で、訓練などを支援する訓練等給付については増加しております。増加の主な要素、理由としては、就労移行支援とか就労継続支援というのがあるんですけれども、例えば障害を持たれている方で一般企業などへの就労を希望する人に、就労に必要な知識とか能力の訓練を行う、そういった支援なんですけれども、就労移行支援というのが1,030万7,762円増えています。同じく、就労継続支援給付費が6,334万1,218円増えております。あともう一つ、訓練等給付の中で共同生活援助、これはグループホームでございます。これが1,730万1,185円増えております。

介護給付のほうは減っておりますが、一方で就労系のサービスが増えているということで、今回1.45%増ということになっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業でございますが、民間の保育所及び認定こども園に対しまして、事業といたしましては、延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業などにつきまして助成をしているところでございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 説明書の33ページ、放課後児童クラブ運営事業についてお尋ねいたします。

夏休み中のことなんですけれども、コロナ禍における本事業を展開していく中で、事業効果、延長保育を開始、さらなる子育て支援と記載されているわけなんですけれども、今現在、とても大事な事業ではないかなと思うのですけれども、夏休み中に何か問題点、例えば具体的に言いますと、面倒を見る予定の例えばお母様、あるいは1週間育児休業を取って、お父さんがコロナにかかってしまったと。急遽面倒を見る、いわゆる保護者が面倒を見られなくなってしまったと。この事業は2週間前から受入れが可能なんですか。ちょっとよく分からないので、その辺、まず受入れが何日前からか、これが1点。

そして、夏休み中に放課後児童クラブの運営事業、特にコロナ禍の対応の中で問題点はなかったかということ。

3つ目は、学校によって、それこそ感染してしまった職員の方もいらっしゃるでしょうし、いわゆる逼迫した状況があったかないのか。

この3点についてお聞かせ願えますでしょうか。運営上の問題です。すみません。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ただいま伊場委員からご質問のありました、面倒を見る予定の方が急遽コロナ禍で病気となって見られなかった場合ということでございましたが、何日前から申請が可能なのかということと併せまして、実際、申請のほうは、たしか前月末までに申込みをしないといけないので、急遽という場合には、大変申し訳ないですが、お預かりできない状況でございます。

逼迫した状況はなかったかということでございますが、1か所、学童保育クラブのほうで、支援員の方の感染もありまして、お預かりしている児童のほうも感染がかなり多く出まして、ただ、放課後児童クラブの中で感染が広がったということではないんですが、それぞれ各家庭で感染したような状況でございまして、何日か放課後児童クラブを休所した事態はございました。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 引き続き、お願いします。

例えば、8月7日に感染してしまったと。7月末段階では申込みしていないので、その段

階では受け入れられないということになりますよね。という理解でよろしいですか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ただいま伊場委員ご指摘のとおり、急遽の場合には、今のところはお預かりをしていない状況でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 決まりは決まり的な対応があるのでしょうか。言おうとしていることがお分かりになりますか。

例えば学校なんかは、申し訳ないです。質疑がちょっと意見的になっちゃって申し訳ないですけれども、決まりは決まりで対応すると、ブラック校則的なもので、何でもうちちょっと柔軟にとか、お役所仕事のなという、本当に申し訳ない言い方になっちゃいますけれども、マイナス的な要素で捉える方がいるわけで、何とか緊急時への対応で、確かに申込み、申請はされてはいないんだけれども、そういう状況でしたら、やむを得ませんね的な緊急時への対応というのは不可能なんですかという問合せです。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 伊場委員のおっしゃるとおり、緊急やむを得ない場合はあろうかと思えます。

ただ、コロナ禍の場合は、例えばご家族で感染者が出て、子どもを預けたいという場合には、子どもさんも濃厚接触者になりますので、濃厚接触者の方を放課後児童クラブのほうでお預かりするということは、やっぱりちょっと難しいのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 現実的ではないかもしれませんが、お子さんが濃厚接触者でなければ、緊急時への対応は可能でしょうか。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ただいま伊場委員がおっしゃったように、緊急やむを得ない場

合は、ある程度柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、3款民生費についての質疑を終わります。

続いて、4款衛生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、4款衛生費のうち、健康づくり課所管の事業につきまして補足説明をさせていただきます。

決算に関する説明資料の38ページをお願いいたします。決算書では179ページから181ページになります。

初めに、感染症予防対策事業でございます。

本事業は、感染のおそれがある疾病の発生と蔓延を防ぐことを目的とするもので、事業内容につきましては、記載にあります各種予防接種やインフルエンザワクチン接種費用の助成、PCR検査等費用助成などを実施いたしました。インフルエンザワクチン接種費用助成につきましては、例年行っている高齢者の定期予防接種への助成に加え、その対象を生後6か月の乳児から小学校2年生までの児童や妊婦等に助成いたしました。実績人数については、記載のとおりでございます。

決算額は1億3,859万9,000円で、括弧内は繰越明許分の額でございます。繰越明許分としましては、PCR検査助成等に要した費用、その他、手指消毒液購入等の事務費などです。特定財源は、国県支出金が3,671万2,000円、その他の28万円は高齢者施設入所者のPCR検査自己負担分です。一般財源は1億160万7,000円となっております。

事業効果としては、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、一定の接種率を確保することにより、疾病の発生及び蔓延の予防に貢献できました。

次に、決算に関する説明資料の39ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業になります。決算書は181ページから185ページです。

本事業は、市民に対し新型コロナウイルスワクチン接種を実施することで、市民の健康を守り、市内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るもので、令和2年度末から準備を開始し、令和3年5月10日から集団接種を開始いたしました。令和4年3月末時点での接種状況は、事業概要の下のほうになります。3回の合計で延べ13万2,155人です。

事業内容としましては、主に集団接種会場を運営するための費用で、表に記載した内容となっております。

決算額は4億4,139万2,000円で、財源内訳は全額国県支出金となります。

事業効果としましては、市を挙げて取り組んだ集団接種により、迅速な接種を進めることができ、市内の感染拡大を抑えることができました。

続きまして、決算に関する説明資料41ページをお願いいたします。

子育て世代包括支援事業です。決算書は185ページから187ページになります。

昨年度、旭市子育て世代包括支援センターを本庁舎へ移転しました。妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない包括的な支援を実施し、令和3年度からは、産後に家族等の支援が受けられない母子を対象として、宿泊型の産後ケア事業を開始いたしました。

事業内容は記載のとおりです。

決算額は673万2,000円で、国県支出金581万円、その他特定財源として、ふるさと応援基金繰入金92万2,000円を充当しております。

事業効果としては、妊産婦等の状況を継続的に把握し、切れ目のない支援を提供することで育児不安の軽減が図られ、また産後ケア事業では、母親の身体的な回復と心理的なサポートを行うことで産後鬱の予防につなげることができました。

以上で、健康づくり課所管の事業説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、企画政策課所管の事業について説明いたします。

説明資料40ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業になります。決算書は185ページです。

決算額は8,948万円で、財源は全額地方創生臨時交付金を充てております。

事業内容は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために空床を確保した医療機関に対して、一般病床については1床当たり1万円、ICU救急病床については1床当たり6万円を支援金として支給するものです。

実績ですが、旭中央病院に対し8,948万円を支給しました。

本事業により、感染患者の受入れが拡大できたとともに、医療機関の負担軽減も図られました。

企画政策課からは以上です。

○委員長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、4款衛生費、環境課所管の事業について補足説明を申し上げます。

説明資料の42ページをお開きください。

初めに、環境衛生事務費でございます。決算書では191ページから193ページになります。

この事業は、所管する環境衛生施設の維持管理及び環境衛生に関する団体への負担金の交付等でございます。この事業により、住みよい住環境の確保を図るものでございます。

決算額につきましては、5億1,908万円でございます。

事業内容としましては、項目の欄、負担金補助及び補助金に係る費用になりますが、それぞれの負担金の計は5億1,462万3,000円でございます。また、消耗品費や備品購入費などのその他事務費等、こちらは約445万7,000円となっており、負担金補助及び交付金の5億1,462万3,000円と合わせて5億1,908万円となります。

内訳として、主な支出を占めるものは、東総衛生組合や東総地区広域市町村圏事務組合の負担金でございます。

なお、令和3年度から東総地区クリーンセンター及び東総地区最終処分場が稼働され、ごみ処理広域化により、一般廃棄物の適正な処理及び効率化が図られております。

次に、43ページをお願いします。

住宅用省エネルギー設備設置助成事業でございます。決算書では201ページになります。

この事業は、地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的として、省エネ型社会の実現や自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する個人の方に対して、その設置費用の一部を補助したものでございます。

決算額は927万3,000円でございます。財源内訳のうち、特定財源の604万4,000円は県補助金となります。一般財源は322万9,000円でございます。また、令和3年度の補助金交付件数は95件ですが、内訳は、太陽光発電設備が45件で事業費が427万3,000円、定置用リチウムイオン蓄電システムの50件で事業費は500万円でございます。

なお、そのほかの家庭用燃料電池システム、太陽熱利用システムについては、ご利用がありませんでした。

続いて、説明資料の44ページをお開きください。

塵芥処理施設運営費でございます。決算書では201ページから203ページになります。

この事業は、市に処理責任がある一般廃棄物の適正な収集運搬業務及びびんの資源化、また、最終処分場である旭市グリーンパークの安全な運営や維持管理を行うものであります。

決算額は2億1,720万2,000円となります。財源内訳のうち、特定財源は国庫補助金の37万6,000円、その他は1億4,740万3,000円で、内訳は事業内容のその他特定財源内訳に記載の塵芥処理手数料などでございます。

本事業内容は、廃棄物収集・処分と施設維持管理に分類しております。

表の上段の廃棄物収集・処分の内容は、指定ごみ袋の購入費、旭市グリーンパーク等の使用薬品及び現場消耗品購入費、一般廃棄物の収集運搬及びびんの資源化に要する経費等となります。

主な内容を説明いたします。消耗品費は、ステーション収集用の指定ごみ袋の購入費です。また、委託料の廃棄物収集運搬業務は、ごみステーションに排出されましたごみを銚子市野尻町にある東総地区クリーンセンターまで収集運搬する業務で、市内を3コースに分けて業務委託をしております。

表の下段の施設維持管理の事業内容は、旭市グリーンパークの光熱水費及び修繕料、施設・設備の維持管理、保守点検等の委託料並びに施設改修のための工事請負費となります。

主な内容として、光熱水費は排水処理施設の電気使用料です。また、工事請負費は排水処理施設のオーバーホール工事を定期的実施しているものです。

この事業により、市内の一般廃棄物が適正に処理され、生活環境の向上に寄与することができたと考えております。

以上で、環境課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いをいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、決算書195ページの合併処理浄化槽設置促進事業についてお聞きします。

この補助事業の件数と、半端な金額が出ているんですが、補助する金額の根拠というのと、2行目の転換分の意味を教えてくださいたいと思います。

あと、2つ目なんですが、決算書の197ページ、火葬場運営事業の委託料、これの樹木剪定等委託料なんですが、291万5,000円かかっているんですが、他施設から比べて特段に高いんですが、その理由を教えてくださいたいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、件数ということで、令和3年度の件数でお答えしたいと思います。

件数ですが、設置件数は27基になります。27基の内訳といいますのは、5人槽が19基、7人槽が6基、10人槽が2基となります。

あと、合併処理浄化槽の設置事業補助金の端数のことですが、それについては後でお答えしたいと思います。

あと、合併処理浄化槽補助金の転換分はどういうものかということですが、転換というのは、合併浄化槽を設置するに当たって、単独から合併浄化槽への切替え、もう一つがくみ取槽から合併浄化槽への転換という、その意味でございます。

あと、197ページの火葬場の樹木剪定業務が高い理由ですが、こちらもちょうと今、明細がないんですけれども、入札により実施しておりますので、適正な範囲での価格で入札があったと思います。

すみません。以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） では、まず合併浄化槽事業について2回目の質問なんですが、補助金は下水道区域には出していないということよろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） この合併浄化槽の補助金というのは、下水道区域に入っている区域に関しましては補助対象とはなっておりません。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 先ほどの樹木剪定なんですが、年間300万円近くかかって、10年だと3,000万円、維持費だけかかるんですよ。後々考えて、もっと規模というか、算定量を少なくするような工夫はできないのかお聞きします。

○委員長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、お答えします。

火葬場、みたま苑の周りですけれども、やはり高木が多いもので、そちらの剪定業務にいろいろな車両とか機械、こちらにかかります。あと、周りも常に刈り込み等を行わないと、やはり結構外部からも人が来る場所ですので、その辺を注意して業務に当たっているところ

でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 少しでも削減できるのであれば削減していただけるよう努力願いたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） これから考えていきますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 2点ほど教えてください。

説明資料の44ページになります。環境課の課長、お願いします。

側溝で処分されたものに関して、旭市では埋立て処分ですか。ほかの市では、れんがにしたり、肥料にしたり、そういった取組も行っているんですけれども、それを教えてください。

あと、決算書の191ページになります。不用額が4,800万円ちょっとあるんですけれども、これは課の中で節約であったり、経費削減でこれだけ使わなかったよということかもしれないんですけれども、高齢化を迎えて側溝の掃除もできないような人たちが、今、旭市内にいっぱい増えているので、この不用額をうまくやりくりして、そっちに回すというような考え方はございませんでしょうか、教えてください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず、側溝での埋立て処分ということですが、他市では汚泥に関して再利用というのがされているということでしたが、なかなか汚泥も種類によっては再利用というのが難しいものもありますし、再利用する際には、それなりの施設、民間の業者が市内に存在するということも必要だと思います。その中で、実際、旭市では処分方法としてはグリーンパーク、そちらにまだ余力がありますので、県に届出を出して、そちらのほうへ埋立て処理という形でしているわけなんです、汚泥の転用というか、そういうものへの転換というのも確かに必要だとは思いますが、なかなかやっぱり施設もないし、あと、それを委託する場合にもかなりの委託料がかかると思います。そういった部分では、現在、埋立て処理ということで対応させていただいております。

すみません。もう一点、汚泥の不用額を回す……

(発言する人あり)

○環境課長（高根浩司） では、続けてお答えいたします。

4,800万円の不用額ということで、ほかに回せないかということで、これは執行残ということなんですが、これに関しましては負担金等もありますので、東総広域の負担金の精算、そういうものもございます。当初の見込みよりも、いろいろな東総広域の事業で入札で安く済んだとか、そういうものがありましたら、負担金のほうもそれに合わせて費用が減ってきますので、そういった部分で減ったものもありますし、実際、入札等で委託料のほうを削減できたという部分での残もありますので、この残に関しては、いろいろほかの事業で金額が不足するというような場合にも、こちらから流用という形で対応させてもらっていますので、この不用額に関して、側溝のほうのいろいろな清掃についても必要に応じて対応をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 決算書の175ページ、保健衛生総務費というところです。

看護学生入学支度金貸付事業、これは平成28年から病院じゃなくて市でもって貸付事業をやっているということでしょうか。何人ですか。

それから、同じページの旭中央病院負担金です。

18、負担金補助及び交付金でもって中央病院運営費負担金の23億1,700万円、これはどういう形でもって決まってくるのでしょうか。国から来る費用をそのままやっているのか、それとも旭市が何か対応しているのかということです。

それから、養護老人ホーム分が90万円、ケアハウス分が1,774万1,500円ですけれども、これの算定もどういうふうに行っているのでしょうか、お願いいたします。

それから、説明資料のほうの42ページと44ページに関わるところです。

衛生費の環境衛生事務費、これの中身についてなんですけれども、42ページのほうの環境衛生事務費のほうは、令和3年からは広域市町村圏組合の事業の負担金だと思うんです。東総衛生組合と同じようなものだと思うんですけれども、この中身の計算の基になっている、だいたい計算の仕方、それから負担の割合をお聞かせください。

それから、44ページの塵芥処理施設運営費ということです。

この中で委託料、廃棄物収集運搬業務委託1億4,960万円、委託業者2社、ステーション

1,342か所となっています。この2社でもって運搬業務をやっているように見えますけれども、実は、今年、黄色に塗った市の運搬車が事業者のごみを搬入しているところを私は見てしまったんですが、そのことで市には連絡したんですけれども、昔の東総塵芥処理組合の時代、また合併後のクリーンセンターのときもこういうのが度々あったんです。

業者から年間3万円とか4万円とか頂いて業者のごみを捨てる車と、それから皆さん方がポストなどに出すものを捨てる車はまるっきり違うわけですが、そういうのをわざと混同させている事態があるわけですよ。これについては、どういう形の監視をしているのか。私は見たときに、すぐ会社名と車のナンバー等を中継施設のほうに報告しましたけれども、その後、どうしたか分かりません。そういうことを考えると、もっときちんとしてもらわなければいけないなと思っております。この点について業者をどういうふうに指導したかお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つ、今回、広域市町村圏事務組合が収集をするようになって、袋やその他の入れ方が、焼却場は何も燃やせる、何でも溶かしてしまうということなんでしょうけれども、せっかく平成17年から20年近くかかって分別収集に慣れたところを、何でも燃えるのに入れてくれという形になっちゃっていて、大変私は失望しているんですけれども、この点について、業務をやっている担当のほうでもって何か工夫の考え方はありませんか。そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 議案の審査は途中でありますが、午後2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 8分

再開 午後 2時25分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、決算書175ページの看護学生入学支度金貸付事業560万円の貸付件数になりますが、14件です。

以上です。

○委員長（宮内 保） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課から、同じページ、備考欄10の旭中央病院負担金ということで、この内訳ということでご説明します。

旭中央病院運営費負担金23億1,713万7,800円につきましては、内訳のほうですが、普通交付税と特別交付税がありますが、旭中央病院分として措置された交付税を全額こちらのほうに入れています。

あと、その下の今度は養護老人ホーム分90万円につきましては、土地借上料を計上しております。

その下、ケアハウス分1,774万1,500円につきましては、事務費の実費分につきまして負担金を支払っているところでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、環境課からは、説明資料の42ページになります。東総広域の負担金についてということで、計算の仕方、あと市の負担割合はということで、まずお答えいたします。

計算の仕方なんですが、まず考え方として、令和3年度の東総広域の予算の歳出から、ごみ処理手数料等の歳入を引いた残りを3市で、今、負担しております。その計算の仕方ということなんですが、差し引いた残りを、3市それぞれ負担割合がございます。まず、平等に負担する均等割、それと、ごみの処理量に応じて負担する処理量割というのがございます。それぞれの割合を銚子市、旭市、匝瑳市で負担率、均等割、処理量割で計算しまして、その率を掛けて負担金額を出しています。その負担割合というのは、3年度ですと、旭市にしましては約40.4%の負担率ということになっております。

あと、説明資料の44ページの廃棄物収集運搬業務委託に関わるご質問です。

黄色い車両が事務所のごみを回収していたということで、ご通報いただいたということで、そこでどういう監視をしているか、どういう指導をしたかということなんですが、こちらにつきましては、その日のうちに該当業者を呼出ししまして確認し、向こうの言い分も聞いた上で口頭注意をしました。場合によっては、このようなケースの場合、顛末書を取っております。

続いてのご質問ですが、今度ごみが広域処理になって何でも燃やせるということで、今まで分別していて分別収集が定着している。そんな中で、なぜ混ぜて捨てるようにしたのかということなんですが、私は、基本、分別は変わらないと考えております。びん、かん、ペッ

トボトルというのはそのまま残ります。

なくなったのは、容器包装プラスチックという分類がなくなりました。これがなぜなくなったのかというと、今までクリーンセンターで処理していた中で、かなり容器包装プラについては経費がかかっておりました。実際問題、受託している業者のほうも、実際持っていても、汚れている容器に関しては再生利用ができないということで、受託業者のほうで焼却処理をしていたという事実もございます。そんな関係で、全国的にも容器包装プラについては再生利用の再生率が低い。たしか2割か3割いかないくらいだったと思います。そういう状態の中で、容器包装は、ましてや手間もかかりますし、分けていくのはどうかということで、それを3市のほうで協議しまして、このたびの焼却炉の方式が熔融処理ということで、これはだいぶ前に決定しておりましたので、熔融処理であれば容器包装プラスチック類に関して焼却が可能であるということで、今回、普通ごみという、可燃ごみなんですけれども、普通ごみという袋を作りまして、そこに今までの可燃ごみと容器包装プラと、あと不燃ごみの一部を普通ごみとして出していいということで、3市のほうで協議をして、そういう決定をしました。

これでごみが増えるんじゃないかということなんですが、逆に、今度、野尻のほうの焼却施設に関しては、発電施設も兼ね備えていますので、焼却量が増えて焼却の余熱が出るということで、サーマルリサイクルということで熱利用ですね。それによる発電をしておりますので、そういう部分で有効に使えるということということで考えております。すみません。ちょっと回答になっているかどうか分かりませんが、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。

今、前のほうは分かりましたけれども、最後のところで、分からないのは。焼却のためのいろんなことができるようになったから、今の分類にした。これは、構成団体並びに事務組合のほうでもって、それを決めたわけですから、それを私が一言で駄目だと言うわけにいきませんけれども、考え方がまるっきり違っています。

それはそれでもっていいんですけれども、2つ話を聞きたいのがあるんですけれども、1つは、今の新しい焼却炉についてですけれども、これは当然、ダイオキシンやその他の熱を使った廃棄のためのことについては、どのような試験をして、ちゃんとクリアしているかどうか、その資料を出していただきたいと思います。

それから、環境衛生費のところでもって、実は私のところでも、今、網戸に住んでおりますけれども、6月と10月にはゴミゼロで、これも予算の中に取りられていると思うんですけれども、皆さんに袋を渡されて、今は一緒に集まってやりません。6月1日までにやったらば、その日に誰々さんのところへ持ってきてくださいということでもって一生懸命、道路から近くの林から回って、みんなでもって集めています。ところが、新しい袋じゃなくて、昔からある何も印刷されていないような袋がだいぶ、各いろんな区民センターとか協同館とかにあるやに聞いているんですけれども、そういう袋も早く使わなければいけないと思うんですけれども、それについては、環境課でどんな考え方を持っていますか。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、2点ほどご質問がございました。

今の焼却炉のダイオキシン等の検査の資料ということによろしいでしょうか。それは後で東広のほうに確認しまして、資料のほうを請求したいと思います。

2点目のゴミゼロなんかで町内で使っている袋で昔からの袋があるということで、それを使ったらどうかということですが、一応今お配りしている袋というのは指定ごみ袋でなくて、ボランティアの場合ですと、別に作ったゴミゼロ用の袋をお渡ししています。というのは、それはボランティアかどうかということが判断できるようにするためだけなんですけれども、もしそういう袋が余って使えるよということであれば、最初に申し出てもらって、この袋を使うからということ言ってもらえば、町内でそれを使ってボランティア活動をしてもらっても特に支障はない、問題はないと思います。ただ、それをちゃんと事前に言ってもらわないと、それがボランティアなのか何なのか、不法投棄なのかという区別がつきませんので、そこだけ気をつけていただければ、使うのは全然支障はないと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） いいですか。決算書の199ページには環境中ダイオキシン類調査事業というのが96万8,000円でもって出ていますけれども、これはどこの調査なんですか。東総塵芥処理組合の時代には定期的にあそこでやっていましたけれども、今は銚子市の事業所ではやっていないんですか。

これは定期的にやっぱり広報か何かにも載せたりしたらどうかと思うんです。というのは、旭市の塵芥処理組合だった旭市の処理場は、私、もう20年近く前に塵芥処理組合の議員をや

っているときに、ダイオキシン問題でもって10億円近くのお金を使って、かなりいいものを入れて、今でも使える状態なんです。ところが、銚子市と匝瑳市は炉が駄目になっちゃうので、旭市は使えるけれども休止したんですよ、正直言って。そういうような状態を見ているので、ダイオキシン問題についての大変関心が私にはありますので、お聞きしております。

袋については、そうするとボランティア団体が、こういうものがこういうところにあって、これを使ってボランティアなり、それからやりたいという場合には、それをちゃんと連絡すれば使わせてもらえるということですね。

2つともお答えください。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、まず最初の決算書199ページ、環境中ダイオキシン類調査事業96万8,000円、まず、これはどこをやっているのかというご質問でございますが、これにつきましては、4か所やっております。まず、大気の調査ということで、浄化槽センター、下水上下水道課の屋上がまず1か所、あと海上公民館の屋上で大気の調査をしております。もう一か所が、水質ということで、新川の水を取っています。それにつきましては、干潟大橋から採取をしております。最後になりますが、今度、土壌です。土壌のダイオキシン調査をしておりますが、それにつきましては、旭の中央公園、西の宮公園ですかね、真福寺の隣の。あそこの公園の土を採取して調査をしております。

あと、ボランティア団体等がそういったごみ袋を使えるかということのご質問だったと思います。それにつきましても、事前に申告してもらって、使う袋を申し出てもらえば、それについては問題はありません。その袋を使ったものはボランティアだというのは、こちらで判断できますので、それは問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） ここでしばらく休憩します。自席でお待ちください。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま崎山華英議員より発言の申出がありました。おはかりいたします。会議規則第117条の規定により、崎山華英議員の発言を許可することにご異議ありませんでしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） そうです。ほかの方もいらっしゃいますので、ある程度、ここで1点だけということで制限してもらってよろしいでしょうか。どうでしょうか、委員の皆さん。1点だけということで、よろしいですか、許可して。

（「はい」の声あり）

○委員長（宮内 保） それでは、これより崎山議員の発言を許可することに決定いたしました。

崎山議員、発言の許可をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議員（崎山華英） 貴重な時間を頂きまして、ありがとうございます。

決算に関する説明資料の41ページ、子育て世代包括支援事業の中で、産後ケア事業についてちょっとお尋ねします。

延べ19組が利用されたということなんですけれども、こちら実利用組の数、実際に利用された方の数と平均利用日数についてお伺いします。

○委員長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） では、実利用者数から。18人で、2回利用者が1人いましたので、延べ19人ということになります。

それで、利用者のほうなんですけれども、1泊2日、基本的タイプが多いということです。以上になります。

○委員長（宮内 保） 崎山議員。

○議員（崎山華英） すみません。ありがとうございます。

そうしましたら、恐らく以前一般質問でも聞いたと思うんですけれども、見込みとか目標の利用人数があったと思うんですけれども、それに対して実際に利用された方というのはどれぐらいの割合だったのかお尋ねします。

○委員長（宮内 保） 崎山議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 3年度当初予算のほうは補助対象として192万7,600円を見込んでおりますので、今回142万3,200円の利用ということで、100%は切ってしまっています。

以上になります。

○委員長（宮内 保） 崎山議員。

○議員（崎山華英） すみません。ありがとうございます。

なるべくたくさんの方に利用していただきたいと思うんですけれども、この産後ケア事業を受けられる基準というのが明確にあるのか、どういうタイミングで受けられるのか教えてください。

○委員長（宮内 保） 崎山議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 要綱では、対象者は、家族等からの十分な育児、家事その他の支援が受けられない者、それと心身の不調又は育児への不安があり、支援が必要と認められる者、病院等からの情報により、退院後の在宅生活において養育上の支援が必要と認められる者、前3号に掲げるもののほか、市長が特に支援が必要と認める者となっております。

タイミング的には、出産後続けて、退院する日から継続して利用者が多いと聞いています。
以上になります。

○委員長（宮内 保） 崎山議員。

○議員（崎山華英） ありがとうございます。

では、医療機関のほうで利用したいよということで伝えればいいということですかね。すみません。

○委員長（宮内 保） 崎山議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 医療機関のほうで勧めていただける場合も結構ございます。

以上になります。

○議員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） ただいま戸村ひとみ議員より発言の申出がありました。おはかりいたします。会議規則第117条の規定により、戸村ひとみ議員の発言を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） では、戸村議員、また1点だけということで。

戸村ひとみ議員。

○議員（戸村ひとみ） では、1点だけ。1点だけできるのだったら、もうちょっと前にしておけばよかったなと思うんですけども、衛生費のほうで、環境課長に、先ほど松木委員のほうから質疑があった、その関連でなんですけれども、今、ボランティアの方がビーチクリーンとかゴミゼロのときとかに使っているブルーのごみ袋がございますでしょう。私、結構それを頂くんですけども、もちろん無料で区に渡したりとか、あとビーチクリーンをやってくれる人に渡したりとかしていращやと思うんですけども、あれは令和3年度何枚出していますか。1枚の単価を教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） すみません。申し訳ございません。ごみ袋を令和3年度中何枚購入したか、また1枚の単価というのは、今、手元の資料がございませんので、後ほどご報告したいと思います。よろしくお願いします。

○議員（戸村ひとみ） お願いいたします。

といいますのも、恐らくこの消耗品費か何か……

○委員長（宮内 保） 戸村議員、挙手してから発言をお願いします。

戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） すみません。消耗品費の中に入っていると思うんですけども、ただで市民の方あるいは市民じゃない方にも、ビーチクリーンなんかしてくださる方に渡しているものの管理を、以前もちょっと私、委員会だったか何かで聞いたことがあるんですけども、結構ぼんと下さるんですよ。ぼんと下さるのはいいんですけども、やっぱりこれは全て税金で作ってもらって、それを渡してくださっているものなので、きちんと管理してほしいというのがあるんです。

市民の方から、あのブルーの袋になる前の袋が区民館に山のようにあるというのを言われたんですよ。どこの方が分からないです。電話をくださったので。その前のやつを使わないで、どんどん市のほうから、ゴミゼロというブルーのやつを送ってくると言うんです、世帯数だか何だか分からないですけども。それで、ブルーのを今使っているけれども、では前の白いやつはごみとして捨てるのかと言われたんですよ。それをちゃんとやってくれと言われて、私、自分のところの区民館の中にはそれがちょっと分からなかったもので、実は環境課に行って、その旨、何か月前だろう、調べてくださいとお願いしておいたんですけど

も、つい先日行ったときも、まだそのお答えがいただけなかったもので、1枚はそんな大した金額じゃないからというような考え方があるとしたら、これは大きな間違いで、その辺の本当に1枚何円かのものから、きちんとした管理をしてほしいと思うわけです。

また、私は機会を見つけて、一般質問でも消耗品とか、あと備品とか、その辺の管理のことも聞きたいと思うんですけども、入りを増やして出を本当に削減していくのは、やっぱり1円単位での削減からお願いしたいわけです。市民の方からのそういった、白だか何だか分からない、ブルーになる前の袋、積み上がっているやつはごみにするのかわねれたときに、すごい衝撃だったんですよ。ですから、そこをぜひとも、令和3年度でどれぐらいの金額が使われていて、前の分をどういうふうにしたのかというのを非常に聞きたいところなんです。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、今のご質問ですが、区民館等に大量に残っているというようなお話でした。それに関しては、今後、担当者のほうに、区にあるかどうかを確認させて、なければ袋をお渡しするように、きちんとその旨を各区長さんのほうに確認するようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、もう一点、すみません。続けてお答えしたいと思います。

先ほどの令和3年度に何枚作ったかというご質問と、あと1枚の単価ということ……

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） 分かりました。先ほどの質疑に対してお答えします。

単価に関しましては、1枚当たり5.48円でございます。

あと、枚数ですが、枚数については5万枚作っておりまして、その合計掛ける5.48円ですと、30万1,400円を使っております。この支出なんですけど、以前、一般質問でご質問された、きれいな旭をつくる会、そちらのほうの経費のほうから事業費ということで出させていただいております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

きれいな旭をつくる会の事業費、そちらから出させてもらっていますといっても、それは税金でしょう。

(発言する人あり)

○議員（戸村ひとみ）　そうですね。なので、やっぱり1円単位でこだわりたいなというのがありまして、いっても30万1,400円、もう令和3年度で作っているわけですから、その前に残っているのも相当な金額の分が残っているんじゃないかと思いますので、ぜひとも調査して、前の分もごみにすることなく使ってもらいたいなというのがあるんですけども、よろしくお祈いしますと言ったら質疑にならないので、質疑でおしまいにします。ありがとうございました。

○委員長（宮内　保）　ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（宮内　保）　特にないようですので、4款衛生費についての質疑を終わります。

(発言する人あり)

○委員長（宮内　保）　環境課長。

○環境課長（高根浩司）　先ほどの井田委員のご質問で、決算書の195ページになります合併処理浄化槽、なぜ補助金が1円単位なのかというところについてのご回答なんですが、1件だけ5人槽の補助の補助で、5人槽ですと上限が33万2,000円ということで端数は出ないんですが、これを計算するために補助対象経費を算出して、その40%が補助金になるんですが、その上限に達していなかったということで、1,000円未満の端数についても交付したということで、5人槽の補助金の関係です。それで1円単位ということで数字が出てしまいました。よろしくお祈いします。

○委員長（宮内　保）　ご苦労さまでした。

第4款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課は退席してください。

しばらく休憩します。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩　午後　3時　1分

再開　午後　3時　2分

○委員長（宮内　保）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5款労働費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については、着座で結構です。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課所管でございます5款労働費につきましては、本会議での補足説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） それでは、5款労働費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、5款労働費については質疑を終わります。

続いて、6款農林水産業費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 6款の農林水産業費につきまして、農水産課より、決算に関する説明資料によりご説明申し上げます。

説明資料の45ページをお願いいたします。決算書は211ページになります。

新規就農総合支援事業になります。

決算額は666万5,000円で、財源内訳の国県支出金443万5,000円は、国の新規就農総合支援事業です。そのほかの200万円は、ふるさと応援基金繰入金です。

この事業は、農業後継者不足が深刻な問題となっている中、就農意欲の喚起、就農後の定着及び就農者の増加を目的に各種支援をしたものです。

事業内容につきましては、親元就農チャレンジ支援金は市単独の補助事業で、国の新規就農総合支援事業の対象にならない親元での就農者に対して、年間20万円を最大で5年間支援するもので、11件、220万円です。

新規就農総合支援事業は国の補助事業で、独立・自営する新規就農者に対して年間150万円を最大で5年間支援するもので、4件、443万5,012円です。

事業効果につきましては、本事業の実施により、就農意欲の喚起につなげ、就農者の増加や就農後の定着を図りました。

続きまして、46ページをお願いいたします。決算書は211ページになります。

水田農業構造改革推進事業になります。

決算額は1億2,925万1,000円で、財源内訳の国県支出金3,764万7,000円は県単独補助金で、10アール当たりの補助単価により作付面積に応じて交付されます。一般財源は9,160万4,000円です。

この事業は、米価の下落や米の消費量が減少する中、水田農業を保持するために、飼料用米や転作作物の栽培などの取組に対し支援したものです。

事業内容は、水田自給力向上対策事業が県単独の補助事業で、固定団地型、定着支援型、拡大支援型の計3事業です。

転作作物推進事業は市の単独事業で、飼料用米への転作など5事業で、飼料米への転作は、耕種取組農家へキログラム当たり20円と、受け入れる畜産農家へキログラム当たり2円の補助をしております。

転作団地推進事業も市の単独事業で、麦と景観形成作物を3ヘクタール以上の団地化した場合に加算するものです。

なお、それぞれの面積と事業費は記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により、国や千葉県が推進する需要に応じた米生産の促進につながり、水田農業経営の安定を支援しました。

続きまして、47ページをお願いいたします。決算書は引き続き211ページになります。

園芸生産強化支援事業になります。

決算額は7,394万9,000円で、財源内訳の国県支出金5,393万3,000円は、県の園芸生産利用拡大支援事業と、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業です。一般財源は2,001万6,000円です。

事業内容ですが、園芸生産利用拡大支援事業は県単独の補助事業で、耕作放棄地解消の取組に対し、機械等の導入を支援するものです。

「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業は、園芸作物の生産力や品質の向上に必要な機械等の導入、生産施設の整備・改修を支援するものです。

施設園芸暖房用燃料高騰対策事業は、燃油を多く使用する施設園芸農家に対し、燃油価格の高騰に伴い生じた経費を補う市単独の補助事業で、燃油購入量1リットル当たり1円を支援するものです。

なお、それぞれの件数と事業費は記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により、施設園芸をはじめとした産地の生産力の強化拡大、生産コストの削減、物価高騰による経費負担の緩和や耕作放棄地の解消などを図りました。

続きまして、48ページをお願いいたします。決算書は217ページになります。

農水産業経営支援給付金給付事業になります。

決算額は4,224万8,000円で、財源内訳は全て国県支出金となります。

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経営に深刻な影響を受けている農水産業者に対し、事業の維持・継続を図るために、市単独施策として地方創生臨時交付金を活用して支援を給付したものです。支援金の額は、前年または前々年同月と比較して売上げの減少率が20%以上で10万円です。事業費は422件で4,220万円です。

事業効果につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の延長等により、経営に深刻な影響を受けた農水産業者の経営安定を図りました。

続きまして、49ページをお願いいたします。決算書は同じく217ページになります。

家畜防疫対策事業になります。

決算額は4,624万3,000円で、特定財源の1,250万円は地方債となります。

この事業は、家畜伝染病の発生、蔓延を未然に防止し、畜産経営の安定を図るため、牛の検査と牛・豚・鶏の予防接種の実施に対し、それぞれの予防接種の種類に応じて補助金を交付したものです。

事業内容は、家畜伝染病の法定検査として、牛のヨーネ病、予防接種として、牛がアカバネ病とウイルス性下痢・粘膜病、豚がオーエスキー病と豚熱、鶏はニューカッスル病を対象として補助しております。

なお、実施した頭数、事業費につきましては、記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により、家畜防疫を促進することができ、畜産経営の安定化につなげることができました。

続きまして、50ページをお願いいたします。

畜産環境フレッシュ事業になります。

決算額は328万2,000円で、全て一般財源です。

この事業は、畜産の臭気対策として、家畜排せつ物に対して消臭効果のある飼料添加剤や臭気分散資材の導入について助成し、臭気軽減効果の実証実験を行ったものです。

事業内容は、飼料添加剤の導入が4件、臭気分散資材の導入が2件で、それぞれ導入費用の3分の2以内で補助しております。臭気分散資材を導入した2件は、農場の原尿槽に蓋をして臭いを抑える対策と、畜舎側面に遮蔽壁を設置する対策を実施しました。

事業効果につきましては、実証実験の最終年として、3年間にわたり飼料添加剤や臭気分散資材の導入を支援した結果、苦情が減ったという生産者もあり、自主的な取組の促進につなげることができました。

続きまして、51ページをお願いいたします。決算書は219ページになります。

農業基盤整備事業になります。

決算額は6,526万6,000円で、括弧内の3,415万円は令和2年度からの繰越金になります。財源内訳の地方債6,170万円は、農業農村補助事業に対して借り入れることができる公共事業等債で、3,410万円は令和2年度からの繰越しになります。充当率90%です。一般財源は356万6,000円で、令和2年度からの繰越しは5万円です。

事業内容は、農地の利用集積などにより担い手の育成を図るため、ほ場整備と併せ、農業用排水路や農道の整備を行っている市内3地区の県営土地改良事業に対し、負担金を支出したもので、上の表の上段の経営体育成基盤整備事業は、飯岡西部地区の排水路工事等です。下段の広域農業基盤緊急整備促進事業は、豊和地区及び春海地区の用水路工事等です。

下の表は令和2年度繰越明許分になりまして、上段は飯岡西部地区の用水路工事等です。下段は豊和地区の用水路工事等です。

なお、それぞれの工事内容と事業費は記載のとおりです。

事業効果につきましては、本事業の実施により、効率的・安定的な農業経営の育成を目的とした農業基盤の整備を促進することができました。

以上で、議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、6款農林水産業費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

島田恒委員。

○委員（島田 恒） 決算書の223ページですけれども、決算書のほうです。林業総務費の一番右側の3番ですけれども、その中の18で有害鳥獣駆除事業279万円ほどなんですけれども、この事業は大変必要だと思うんですけれども、事業実績ですけれども、この数字だと思うんですよ。説明資料にないので、事業効果というのがどれくらいあるのかなということで伺いたいんですが、実は、今もイノシシが市街地に出たり、キョンだか鹿だか分かりませんが、そういうものが出ている。ただ、実際に被害をすごく受けているのは、畑、水田という、山の上のところで、例えば飼料作物のデントコーンなんかはイノシシの家族にぐちゃぐちゃにやられてしまう、そういう状況があって、また家畜防疫なんかにも関係がありますけれども、基本的にはイノシシというのは豚みたいなものですから、豚熱なんかの原因にもなるんです。

そういった意味では、この279万円という支出だけでも、実際には有害鳥獣駆除事業というのはどれぐらいの事業効果があるのか。どれぐらいイノシシがかかったとか、箱わなに何頭かかったとか、くくりわなはなんて分からないかもしれないけれども、事業効果としてはいかなものなんでしょうか。上がっているものなのかどうか、そこを聞きたいです。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） イノシシの実績なんですが、令和3年度でいいますと10頭捕獲されています。

それから、この事業は、電気柵の設置のほうも補助事業をやっているんですけども、9件実施していただいております。

いろいろ豚熱なんかの心配、これは畜産農家もかなり心配されているところなんです、その辺はなかなか捕獲という部分で実績が上がらない部分があるんですが、猟友会のほうと連絡を密にして、目撃情報があれば猟友会にお願いして、箱わなとか、くくりわなの設置を今お願いしている状況です。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） マイクの具合が悪いので地声でいきたいと思いますけれども、猟友会の方々ももうだいぶ高齢化してしまっていて、人数も減っているということで、負担も大きいと思うんです。あくまでも、こういうわなとかというのは、旭市管内で対応するというか、銚子市と東庄町があって、いろいろやっている。その辺の連携なんかというのはしているんでしょうか。少なくともこちらが聞いている範囲で、そういう相互連携というのはあるんですか。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 猟友会同士で相互連携をやっているかという、そこまではちょっといっていないのかなという状況です。イノシシとかは住所がないので、いろいろな地域を行ったり来たりというところで、もし広域的な防除ができれば、それは大変効果的なことだと思うんですが、なかなか今、そこまでは猟友会の中で話はできてはいないのかなというところがございます。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） 承知しました。ありがとうございます。

○農水産課長（池田勝紀） あと、県のほうは一応それぞれの猟友会にお願いして、サーベイランス検査というんですか、捕獲したイノシシを検査して、それが豚熱に感染しているかどうかというところで検査をしているようなんですが、当地区の猟友会はなかなかそこまでは手が回っていない状況で、東庄町のほうはそういうのをやっているというのは聞いています。

○委員長（宮内 保） 課長、答弁のほうも挙手をしてからお願いします。

そのほかに。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 私は農家でないもので、分からないので、ちょっと聞くんですけども、説明資料の46ページ、211ページに水田農業構造改革推進事業というのがありますね。要するに転作関係で、今、請願が出ている中でも書いてあって、ちょっと勉強しているんですけども、最近というか、来年からなのか、転作というところは年に1度水を張らなければいけないという形の、今、転作の条件がつきつつあるということを聞いているんですけども、旭市もそういう状態でもって、かなり困難なところが出てくる可能性があるんですか。ちょっとその辺のことを教えてください。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 一応国では、5年間水張りを行わない、今まで水田、転作とかという部分で水田として見ていたところは、5年水張りを行うというところであれば、もう今後は……

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） そうですね。ブロックローテーションとかで5年に1回でも水張りをやれば大丈夫なんですけど、5年丸々もう水張りもしないというところになると、それはもう畑と同状態でしょうということで、水田構造改革の中の事業からは外されるということになります。

ただ、今、国のほうもいろいろな、ウクライナ状況とかで自給力を上げなければいけないと。国としても、これは食料安全保障だと言っていますので、別のメニューで麦とか大豆とかという部分で支援はしてくるのかなと、予想ですけども、そんな流れなのかなと今感じています。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 残念だと非常に思っております。

それで、説明資料の50ページの畜産環境フレッシュ事業についてお聞きします。

この前、ホームページのところで取ったんですけれども、畜産環境フレッシュ事業実証実験結果報告というのがホームページに載っているでしょう。それで、4つの農場でもって令和元年から3年までと、それから2年から3年まで4か所やって、それでもって取組農場モニタリングとかという形でもって、これは今年の3月14日に調べたやつなんですけれども、なぜこれを調べたかというのと、養豚農家の臭いの問題で相談を私は受けたわけです。それで、農水産課や環境課にもご相談に行ったんですけれども、先ほどちょっと話がありましたが、その結果はよかったんだか悪かったんだか分からない状態なんです。これはもう少し綿密にいろいろと試行錯誤しながら、さらに何年か進めてもらいたいなと思っているんですよ。

というのは、ある地域で隣の家の豚舎の改築後にかなりの臭気があったというご相談があって、その方はもう怒り心頭に来ているわけです。松木さん、何とかしてくれよと言ったって、私ができるわけでないので、弁護士さんに法律相談をしました。法律相談をして、農家の臭気の問題は、数は少ないけれども、裁判所に訴える方法もなきにしもあらずだという結論を最近もらったんですよ、先週の土曜日に。そうすると、それでもってけんかさせたって始まらないわけで、こういう対策がもしできるのであれば、じっくりやって、施設の改善の問題もあるだろうけれども、隣同士ですから、ぜひ解決してあげたいなと思って関心を持っているわけなんですよ。

環境課の評価もあるでしょうけれども、農水産課の実感としては、これはどうなんですか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） その事案の際には、大変お世話になりました。

市全体といいましょうか、臭気という部分では、今日明日でなかなか解決できる問題ではないと思っています。そのため、引き続きいろいろな可能性を試しながら解決したいと思います。

近隣でいろいろやっぱり、今の事例でいうと、もともと両方とも住んでいらっしゃるんです。ずっと我慢していた部分があるのかもしれないし、養豚農家のほうもちょっとおろそかになっている部分もあるのかなと思います。その辺はいろいろな状況があると思うんですが、農水産課としましては、畜産農家に対しましては、飼養衛生基準というのを、飼育するに当たり、いろんな基準を守らなければいけない。そういうものを守らないと、今後、補助事業も受けられないよというところで、国もいろんな方策を立てているところです。

そういった中で、やっぱり畜産農家自ら、こういった事業を自らやりたいということで言ってくれる農家さんも増えてきていますので、そういった部分では意識改革もだんだんしながら、それからまた、ふん尿を堆肥処理するいろんな事業もありますので、そういったものを有効に活用してもらって、一つ一つ解決していければと考えます。

○委員（松木源太郎） よろしく申し上げます。これから私もいろいろお手伝いしたいと思っていますけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

菅谷委員。

○委員（菅谷道晴） 親元就農チャレンジ資金ということで、これは後継者不足のすばらしい事業の支援金だと思うんですが、農業だけじゃなくて、水産業、中小零細企業、個人店主もこの悩みというのはかなりあると思うんですよ。商工観光課も関わる案件だと思いますけれども、ご検討していただければ非常にありがたいなと。

以上です。

○委員長（宮内 保） 菅谷委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 農水産課として、なかなか就農問題というのは結構、全国的にもそうなんですが、問題になっていると思います。そういった中で、国・県の補助は、新しく農業を始める、投資が必要な人に対してかなりの補助はあるんですが、前々から親元に専従者として入る、そういった後継者に対しては、なかなか今まで支援がなかったという状況で、それで旭市としましては、そういった部分に対して、国・県の補助事業の隙間というところで、このチャレンジ支援事業というところでやっているところです。

水産業なんかにしても、旭市の水産は、どっちかという大きな水産会社に従業員として就職するという人が結構多いので、水産の関係ではあまりそういった声は上がってきていないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 中小の事業者さんというお話もございました。

商業関係につきましては、特段市のほうでの後継者の事業というのはないんですけれども、県のほうで、ちょっと性格は違うんですけれども、事業承継を順調に進めるために、それを手助けするための千葉県事業承継・引継ぎ支援センターというのがございまして、こちらの

ほうで、親族内での承継であるとか、例えば後継ぎがない場合、従業員の方に継いでもらうとか、また、別の全く赤の他人なんですけれども、同じような職業をしていて、その職業を承継してもいいという方のマッチングとか、そういったものをやっている機関がございます。そういったところを市や商工会さんを通じてご紹介しながら、事業を継承していく、承継していくというような支援の仕方がありますので、そういったところを支援したいと思っています。

以上です。

○委員（菅谷道晴） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。市独自でも幾らでも結構でございますから、後継者ができることによって、また人口増加、承継することによって従業員も増えるかもしれないですし、市独自としても商工業に対して支援していただければ非常にありがたいので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 私は、先ほど松木委員がお尋ねになりました臭気対策の件でお尋ねしたいと思います。

飼料添加剤について補助金を出していますよね。その効果はどのぐらいありますか。

○委員長（宮内 保） 遠藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 3年間実証ということでやってきている中で、数値でいろいろな話もあるんですが、最終的には人が臭いをかいでどうだというのが最終的な判断になるらしいんですけども、なかなか臭気は、よほどないはずなのに、かぐと相当やっぱり人によって感じる部分があるということで、人の感じ方によってもいろいろあるということで、効果という部分では、この添加剤はすごく効くよとはっきり言える代表的なものというのはなかなかないのかなという中で、畜産農家さんもいろんな情報を仕入れながら、よりいいものをというところで使っているというところで、そこに支援をさせてもらっているという状況です。

○委員長（宮内 保） 議案審査は途中でありますが、午後3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時40分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） すみません。またしつこく臭気対策のところなんですけれども、実証実験の最終年とあるんですけれども、実験と言われますと、私、大学、大学院と有機肥料の作成をずっとやってきたので、実験と言われると、臭いの感覚というのは、まずデータとしては信憑性はゼロです。数字として、もし、もしというか、必ず表さなきゃ駄目だと思うんですよ、実験であれば。であれば、ガス検知管を使ったり、そういったことで数値を20項目ぐらい、費用をかければ、すぐデータとして出るので、そういったことをやって実証実験ということ言っていいただければと思います。

あと、もう一点なんですけれども、45ページの新規就農総合支援事業についてなんですけれども、震災の前あたり、都内から農業研修生を結構私のところでも受入れをされていて、アパートの部屋を借りて、そこに住まわせていたときに、農水産課のほうから初年度たしか2万円ぐらい、2年目以降から5年目まで月四、五万円ぐらい頂ける補助金があったんですけれども、途中でその事業が取りやめになってしまったんですけれども、今、移住・定住を考えるにおいて、農業にちょっと触れてみたい、将来的に農業をやりたいけれども、就農するまでのまだ意欲もないしという人たちに最適な補助金だと思うんですけれども、それについて課長の見解を述べていただければと思います。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） まず、臭気の指数というんですか、一応その当時、21という数値から1になったというデータがあります。この実証実験は、県のほうもいろいろ検査とかという部分で協力していただいて、3年終わった段階で、報告書というのを一応もらえるはずではあったんですが、まだ県のほうで最終的な報告書というのが作成されていないというところで、まだ来ていないんですが、数値的にはそういった数値も捉えながらやっているというところです。

あと、新規就農、前にそういった事業があったのは、ごめんなさい。勉強不足で知らなかったんですけども、令和4年度から営農団体とかそういう、企業じゃない、ありますよね、農家の……

(発言する人あり)

○農水産課長(池田勝紀) そう。法人とかに就職して、市外から転入してきて、そういったところで、まず研修というんですか、農業をそういうところで学んでもらって、次にステップアップしてもらいたい、そういう思いもありまして、令和4年度から転入農業者チャレンジ支援金という事業を今年度新しく始めたんですけども、それは月額5万円、アパート代の上限、月額5万円ということで最長3年間というところで、今年からそういうものを設けたので、先ほど常世田委員がおっしゃったような、似たような支援だと思しますので、そういった方がいらっしゃいましたら、この事業を、令和4年からありますので、どうぞ活用していただきたい。また、知っている人がいらっしゃいましたら、農水産課のほうに案内していただければと思います。

○委員長(宮内 保) ほかに質疑ありませんか。

(発言する人あり)

○委員長(宮内 保) 戸村議員、ちょっとお待ちください。

ただいま戸村議員より発言の申出がありました。おはかりしたいと思います。会議規則第117条の規定により、戸村ひとみ議員の発言を許可することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

○委員長(宮内 保) それでは、ご異議がありますので、起立によって採決をいたします。

戸村ひとみ議員の発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮内 保) 賛成少数。

よって、戸村ひとみ議員の発言を許可しないことに決定いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(宮内 保) 特にないようですので、6款農林水産業費についての質疑を終わります。

続いて、7款商工費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、7款商工費につきまして、お手元の決算に関する説明資料によりご説明をいたします。

52ページをお願いいたします。

商業活性化推進事業です。決算書では231ページ、備考欄4及び5になります。

決算額は7,590万9,000円で、財源の内訳は国からの交付金、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、こちらが4,301万5,000円、その他は、ふるさと応援基金からの繰入金で720万、一般財源が2,569万4,000円となっております。

決算額欄の下段、括弧書きの321万5,000円は、この後にご説明いたしますが、プレミアム付商品券の発行事業のうち令和2年度からの繰越分の額であり、全額国からの交付金、地方創生臨時交付金を充当しております。

本事業は、地域商業の活性化のために、商業組織等が行う各種事業に対し、助成を行うものでございます。内容といたしまして、まず事業内容の欄をごらんいただきたいのですが、空き店舗活用事業補助金につきましては、市内の空き店舗を活用して事業を行う際の改装費及び賃借料を補助するものでございます。

次の旭市商店街振興事業補助金につきましては、市内の商店会等の運営費補助及び旭市商業振興連合会が実施するプレミアム付旭市共通商品券発行事業への助成でございます。このうち、商品券発行事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞する地域経済活動への影響に鑑みて、令和2年度に続き、プレミアム率を30%にするとともに、商店が負担する換金手数料3%分についても、事務費補助として市で助成することで店舗の負担軽減を図り、事業への参加を促しました。

次の旭市商店街等活性化事業補助金は、市内の商店会が実施する売出しイベント等に対する助成でございます。

一番下になりますが、旭市商店街等施設及び景観整備事業補助金については、商店街の駐車場借上料及び商店会等が実施する街路灯などの整備に対する助成でございます。

これらの事業の実施件数及び事業費等につきましては、事業内容に記載のとおりでございます。

本事業の効果といたしましては、商店街が実施するイベントへの助成、プレミアム率を増額した商品券発行事業を行うことで、市内商店街の振興、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済の回復に向けての一助になったものと考えております。

続きまして、説明資料の53ページをお願いいたします。

中小企業等経営支援給付金給付事業です。決算書では233ページ、備考欄11になります。

決算額は7,337万7,000円で、全額国からの交付金、地方創生臨時交付金を充当しております。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化・拡大化により経営に深刻な影響を受けている市内中小企業者等に対して行った支援でございまして、令和3年4月から9月のいずれかの月の売上げが前年または前々年の同月と比較して20%以上減少した事業者に対して、一律10万円を給付いたしました。

事業の内容といたしましては、記載のとおりでございまして、給付件数の合計が728件、給付額は7,280万円でした。

本事業の効果といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や行動制限等で深刻な影響を受けていた市内中小企業事業者を支援の対象としたことで、事業の維持・継続のための一助となったものと考えております。

続きまして、資料の54ページをお願いいたします。

観光振興対策事業についてご説明いたします。

こちらは、観光資源創出プロモーション事業及び観光イベント事業の2事業でございます。

決算書では、観光資源創出プロモーション事業が235ページ、備考欄の2に、観光イベント事業が決算書239ページ、備考欄5になります。決算額は両事業合わせて1,100万7,000円で、財源の内訳といたしまして、その他874万円の内訳は、災害復興基金が749万円、地域復興基金が125万円を充当いたしました。一般財源は226万7,000円でありました。

本事業は、市の観光資源を生かした観光PRや各種イベントを行うとともに、新たな観光資源の創出を図り、観光の振興を図るものです。

まず、観光資源創出プロモーション事業の主なものとしまして、上から3番目になりますが、広告料でございます。こちらは市内の観光スポットを描いたラッピングバス、これは高速バスになりますが、こちらの運行や、旭市の観光PR番組の放映料で、事業費は244万9,600円となっております。委託料は、「恋する灯台」として積極的にPRしている飯岡灯台のライトアップイベントの業務委託等で、事業費は121万円となっております。

本事業の効果でございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市の観光イベントのほとんどが中止となり、また海水浴場や市営プールも開設することができませんでした。このような中ではありましたが、各種観光プロモーション事業の実施により、

コロナ禍で停滞する市の観光産業の振興に資することができたものと考えております。

次に、観光イベント事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどのイベントが中止になりましたが、その中で、補助金としては、スターライトファンタジーへの補助金として98万5,948円を支出いたしました。その他、袋東ため池へのヘラブナの購入や桜まつりに係る各種委託料などの支出を行いました。コロナ禍において、でき得る範囲でのイベントを実施いたしました。

以上で、7款商工費についての補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、7款商工費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 説明資料の54ページ、ただいまご説明ありました観光イベント事業、補助金云々に関することですが、あさひ砂の彫刻美術展がコロナでできなかったと。今後の見通しはどのようにお考えかお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 砂の彫刻につきましては、実施団体様のほうから、令和3年度当初より、今年は実施しないというようなお話がございました。本年度についても同様でございまして、次年度以降の予定についても、現状のところは未定ということで、お話のほうは、今のところ、うちのほうには届いておりません。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田 恒） 説明資料の52ページ、プレミアム付共通商品券なんですけれども、住民にとっては3割上乘せして使えるということで、活性化のためには大変いいかなと思うんですけれども、あくまでもこれは紙ベースのものですから、いろいろな発行手数料だとか、あるいは回収したり、それから精算したりという手間が結構大きいと思うんです。

この事業を進める上で、例えばデジタルで、例えばスマホのアプリでそういうものを配れるような、もう既にできていると。あるいは道の駅なんかではK i r a c aでしたっけ、あ

あいうプリペイドカード式のもの、高齢者にとっても、あいうものであれば、プリペイドカードだったら非常に使いやすいし、若い方々はアプリでもしこれができるならば、非常に発行手数料も安くなる。それから一番大きいのは、どこで誰がどのような形で使ったというデータベースというか、そういうものが取れる。紙ベースでやると、出っきりで終わりなんですよね。在庫管理だとか、残高管理だとか、非常に簡単になってくる。そういうようなデジタルというか、そういうものの検討は、こういうものを発行する上で行われたのかお聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） このプレミアム付商品券発行事業につきましては、旭市商業振興連合会のほうに委託をして、お願いをしているところです。商振連さんのほうは、もともと自分たちが行っている商品券の発行事業等を発展させるような形で、プレミアム付商品券発行事業ということで、工夫しながらやっているというところがございますが、現時点でデジタル化というような検討というのは、多分なされてはいないのかなというふうに想像できます。

ただ、委員に今ご提案いただいた件というのは、やはりいろいろ全国的にも事例とかも出てきているようですので、来年度以降、どういう形で要望がまた上がってくるか分からないですけれども、事務を進捗するに当たって合理化も図れるという点もありますので、その辺についても、こちらからご提案をさせていただいて、商振連さんのほうがそれに対応できるかどうかちょっと分からないですけれども、今後の課題として、その辺は提案のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） ありがとうございます。

コスト的なものもあるし、人件費的なコストもあるし、実際にかかるコストもあるし、これについては、各市町村いろいろな先行事例がありますので、そういう形で検討もこれから必要なのかなというふうに思った次第です。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありますか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 同じく52ページ、商業活性化推進事業なんですけれども、空き店舗活

用事業補助金、本年度すごくたくさん応募があったと思うんですけれども、今年度は補正でかなりたくさん入れたと思うんですけれども、来年度はまた補正でという形になるのか、最初から募集件数は多い数でいくのか、その点についてお聞かせください。

あと、もう一件なんですけれども、先ほど島田委員が触れましたプレミアム付旭市共通商品券、若い世代の人は買物をしないから、あまり買わないんですけれども、買うタイミングがあるんですよね。中学校にお子さんが入学するとき、そのときは目の色を変えて買います。ただ、それで果たして市民の公益性というのは守られているのでしょうかというところがちょっと疑問だったりするんですけれども、その点についてお考えをお聞かせください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） まず、空き店舗の関係でございます。

今年度、当初予算で新規に賃借料と改装費、両方とも4件ずつという形で、6月の補正でそちらのほうを膨らませて、改装費のほうでトータル11件、賃借料含めると13件分の予算ということで、6月議会の際にもご指摘いただいたんですが、当初予算を上回るような形になりました。

現状、今のところ、結構やはり申込みのほうがございます、補正で対応した分についても、ほぼもうこれは年度内に要望のほうにお応えするような形になってしまう。もしかしたら、また足りなくなる可能性も出るかなというふうなニュアンスもちょっと感じております。となりますと、来年度も、やはり同等ぐらいの事業規模のニーズがあるのかなというふうに今のところは踏んでおります。その辺は、商工会さんのほうにも、多分創業の関係でご相談等もあると思いますので、その辺の情報収集もしながら、来年度に向けた事務量というものを考えたいというふうに考えております。

あと、プレミアム付商品券、若い世代ということで、今年については、やはり年度当初から、5月ぐらいから申込みを始めたというところでございます。お役所仕事のなところでございます、やっぱり4月スタートというふうになってしまうと新学期のあれに合わないところも多分ございますが、やはり委員がおっしゃるように、お客様というか、買うほうのピークを見定めるというのも大切な一つのファクターかなというふうに思います。その辺、私のほうの考え方がちょっと足りていない部分もございました。そういった部分も参考にさせていただいて、次年度以降考えたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、7款商工費についての質疑を終わります。

続いて、8款土木費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、8款のうち、建設課所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の決算に関する資料により、8事業を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、補足資料といたしまして、表紙に令和3年度決算資料（業務委託・工事）とございますものも配付させていただいております。内容は、予算科目・事業別工事等一覧表となります。説明の中では、工事等を一覧表として掲載ページをお示しさせていただきますので、参考としていただきますようお願いいたします。

それでは、説明資料の55ページをお開きください。

急傾斜地崩壊対策事業です。決算書では247ページになります。上段の備考欄4番です。

説明資料に戻りまして、上段、決算額は1,022万8,000円です。財源内訳は、地方債として防災対策債が850万円、一般財源で172万8,000円です。

事業内容は、飯岡地域横根地区ののり面復旧工事としまして、工事請負費857万3,400円です。

負担金補助及び交付金については、海上地域の見広地区で千葉県による急傾斜地崩壊危険区域の事業化に伴い、土質調査費用などの一部負担金としまして165万4,180円です。事業費合計は1,022万7,580円です。

続きまして、資料の56ページをお願いいたします。

道路新設改良事業です。決算書では247ページになります。備考欄は2番、3番、4番です。

説明資料に戻りまして、上段、決算額は1億8,293万1,000円です。財源内訳は一般財源で、1億8,293万1,000円です。括弧書きのうち、上段は繰越明許分の金額で、下段は事故繰越分の金額となっております。

事業内容は、市道の拡幅改良や側溝整備、舗装新設です。

上段が現年分の事業内容です。主なものは表中の2段目、工事請負費で道路改良工事9件、

道路排水工事19件、道路舗装工事 1 件、事業費は 1 億3,477万200円です。現年分の事業費合計は 1 億4,262万3,402円です。

続きまして、中段の表になります。令和 2 年度繰越明許分です。主な内容は工事請負費で、道路排水工事 2 件、事業費は3,037万4,100円です。

続いて、下段の表になります。令和 2 年度事故繰越分です。主なものは工事請負費で、道路改良工事 1 件、道路排水工事 1 件、事業費は858万3,100円です。事故繰越分の事業費合計は993万3,906円です。

これらの事業につきましては、工事等一覧表では14ページ中段から17ページまでの表となります。

続きまして、説明資料の57ページをごらんください。

蛇園南地区排水路整備事業です。決算書は249ページになります。備考欄 5 番です。

説明資料に戻りまして、上段、決算額は4,151万3,000円です。財源内訳は、合併特例債で 3,290万円、一般財源で861万3,000円です。

主な事業内容は工事請負費で、道路排水工事 1 件で4,146万8,900円です。事業費の合計は 4,151万2,900円です。

次に、説明資料の58ページをお願いいたします。

旭中央病院アクセス道整備事業です。決算書では249ページになります。備考欄は 6 番です。

繰越明許の事業となります。説明資料上段、決算額は 1 億6,635万7,000円です。財源内訳は、国からの交付金3,740万円、合併特例債 1 億2,250万円、一般財源は645万7,000円です。括弧書きは繰越明許分の金額となっております。

事業内容は工事請負費で、道路改良工事 9 件、事業費は 1 億6,635万7,400円です。工事等一覧表では19ページとなります。

当該路線につきましては、全体事業が完了しまして、本年 3 月30日に全線供用を開始しております。

次に、説明資料の59ページをお願いいたします。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。決算書は249ページになります。備考欄 7 番です。

説明資料上段に戻りまして、決算額は 5 億6,945万4,000円です。財源内訳は、国からの交付金 1 億8,359万9,000円、合併特例債 3 億6,320万円、一般財源は2,265万5,000円です。

主な事業内容としまして、委託料のうち、ＪＲ東日本とのトンネル部の鉄道横断工事委託が５億２,９７０万１,０６５円です。工事請負費は道路改良工事１件、事業費３,１５３万円です。以上、事業費の合計は５億６,９４５万４,３６７円です。工事等一覧表では２０ページとなります。

続きまして、説明資料の６０ページをお願いいたします。

南堀之内バイパス整備事業です。決算書は２４９ページになります。備考欄は８番、９番です。

説明資料に戻りまして、上段、決算額は１億１,６０１万１,０００円です。財源内訳は、国からの交付金４,５９８万５,０００円、地方債は６,８１０万円です。地方債の内訳としましては、現年分が過疎対策事業債で３,３７０万円、下段の括弧書きの繰越分が合併特例債で３,４４０万円です。一般財源は１９２万６,０００円です。

現年分の主な事業内容は工事請負費、道路改良工事２件、６,７９９万円で、事業費の合計は７,１１７万５,０００円です。

続きまして、令和２年度分繰越明許分です。道路改良工事４件、事業費は４,４８３万６,２００円です。

工事等一覧表では２１ページから２２ページとなります。

続きまして、説明資料の６１ページをごらんください。

震災復興・津波避難道路整備事業です。決算書では２５１ページになります。備考欄、１０番、１１番です。

説明資料上段、決算額は３億７,４３３万円です。財源内訳は、国からの交付金１億１,２２６万円、地方債については３,１００万円で、内訳として公共事業債１,９２０万円と緊急防災・減災事業債１,１８０万円であります。その他の９１９万１,０００円は災害復興基金繰入金です。一般財源は２億２,１８７万９,０００円です。括弧書きは繰越明許分の金額となっております。

現年分の事業内容のうち、主なものは表の中段、工事請負費で、道路改良工事６件、事業費は５,８５５万３,０００円、内訳は椎名内西足洗線の工事４件、横根三川線の工事２件を実施いたしました。現年分の事業費は合計で６,６４６万７,６８３円です。

続きまして、下の表になります。令和２年度繰越明許分です。主なものは工事請負費で、椎名内西足洗線の道路改良工事１３件、横根三川線の工事１件を実施しました。事業費は２億８,３２５万４,９００円です。繰越明許分の事業費は合計で３億７８６万１,７８２円です。

工事等一覧表では、２３ページから２４ページとなります。

続きまして、説明資料の６２ページをお願いいたします。

冠水対策排水整備事業です。決算書は251ページになります。備考欄12番、13番です。

説明資料上段、決算額は4,280万8,000円です。財源内訳は、合併特例債3,310万円、一般財源は970万8,000円です。下段の括弧書きは令和2年度事故繰越分の金額となっております。

現年分の主な事業内容は委託料で、調査設計委託4件で、事業費は681万3,300円です。そのうち2件は、旭地域のハ地区と、海上地域の高生地区で測量業務委託をそれぞれ実施したもので、事業費は494万2,300円です。また、工事請負費は旭市イ地先の地域排水工事3件、事業費は2,388万4,300円です。現年分の事業費は合計で4,153万1,964円です。

続きまして、下段の表になります。令和2年度事故繰越分です。工事請負費として地域排水工事1件で、事業費は127万6,000円です。

工事一覧表につきましては、25ページから26ページの表をごらんください。

以上、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わりといたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、都市整備課所管の事業についてご説明いたします。

説明資料の63ページをごらんください。

事業名、住宅リフォーム事業です。決算書は263ページ下段、備考欄7から265ページになります。

本事業は、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、個人が行うリフォーム工事費用の一部を補助するもので、決算額は2,385万2,000円です。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金は社会資本整備総合交付金で1,073万3,000円、地方債は過疎対策事業債50万円で、申請のリフォーム工事のうち、干潟地域内の工事を対象としています。

事業の具体的な内容は、個人の住宅を市内業者によりリフォームした場合に、工事費用の10分の1以内を補助するもので、補助金の限度額は20万円です。令和3年度は150件の申請者に対し、補助を行いました。うち、過疎対策事業債の対象である干潟地域内の工事は7件になります。

リフォーム工事の内訳としましては、外壁・屋根が95件、浴室・トイレ・キッチン等の水回りが35件、内装建具等が16件、玄関等が4件でした。

以上で、都市整備課の説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、8款土木費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、今ご説明のあった、まずは住宅リフォーム補助事業についてお聞きします。

この申請、補助金の支払い実行というのは、業者からの見積りが上がってきた時点で先行して支給するのか、それとも工事が見積りどおり行われたことを役所が確認してから実行するのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、お答えいたします。

補助金の支払いについては、完了実績報告を、年度なので、年度の1月末までに出していただいて、それをもって実績として補助金をお支払いすることになります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） では、続きまして、決算書253ページの都市計画基礎調査等業務委託料352万円とあるんですが、これは今年度から都市計画制定業務が始まったと思うんですが、今年度から始まった業務と、3年度のこの基礎調査業務というのは、関連性はあるんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、お答えいたします。

この都市計画基礎調査は5年に1度調査しているもので、都市計画区域の拡大、変更と直接は関係はございません。県から負担金を、うち一部頂きまして、市内の土地利用であるとか、建築物の利用状況であるとか、そういった調査を5年に1度やっているものでございます。令和3年度に実施いたしました。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） あと、最後の質問なんですが、先ほど建設課の実績を出していただいたんですけれども、今、土木工事においては建設業者が役所と同じソフトを持っていて、入札

ですけれども、ある程度最低金額で並んでくじ引が行われているような話を聞くんですが、建設課発注の工事のうち、だいたい何割程度、最低制限が並んで、くじ引になる工事があるのかを教えていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、お答え申し上げます。

建設課で入札を実施したものにつきまして、現在、手元に詳しい資料がありませんので、正確な数はお答えが難しいんですけれども、県の単価等、決まった単価を利用して設計したものについては、まず業者さん側で同額の金額を積算することが可能と考えます。でありますので、市のほうで独自の見積りやらを使ったものについては、金額はそろってまいりませんが、独自の見積りを使用していないものについては、ほとんど同額での入札となって、中には違う、もちろん同額をはじけない、はじける問題もありますが、一応くじ引になるものがかなりの数あるのは事実でございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 土木費の中で239ページ、繰越明許だけれども、予算額に対して2割ぐらゐの繰越明許がありますね。これはどういう金額ですか。

○委員長（宮内 保） 遠藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 239ページでよろしいですか。

市で実施します道路工事、主に道路工事でございますが、一般的な繰越しになってしまう最大の要因は、やはり区域が水田地帯ということで、水田地帯の工事ということで、稲作終了後に着工するというような、この近辺独特の事情によるものが一般的な繰越しになる原因かというふうに、一本一本ではなくて全体でということで問われますと、そういったことが原因になることが多いというふうに認識しております。

それと、もう一点は、道路工事の中で電柱の移設等が多々ございまして、こちらにつきましては、もちろん従前からNTTさん、東電さんと調整はしているんですが、あくまで相手方の都合による工事ということになる場合が多いですので、そういったことで繰越事業になる場合が多々ございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 今の水田地帯というのは、言い訳になりませんよね。ここはずっと水田地帯、農家の多いところだから、しょうがないと思いますけれども、これはこの言い訳にはならないと思います。

ただ、今の電柱とか、ほかの業者の関係だから、これは直してもらわないと進まないということは分かります。この辺のことをよく考えて、また設計とか予算を組んでももらいたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 遠藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 委員ご指摘のように、しっかり年度内完了を目指して事業を実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 説明書の62ページ、冠水対策排水整備事業について質疑いたします。

事業内容のご説明の中で、地域排水工事3件、地名としてはハ、高生、そしてイというご説明がございましたけれども、この3地域の冠水対策排水事業というのは、もう終わったんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ただいま3地区ございまして、高生地区とハ地区につきましては、これは継続的に今後実施していく排水対策事業でございまして、今回、今年度も設計業務委託をしておりますが、その前段で測量業務を実施したものでございます。

イ地区につきましては、サンモールわきの水路につきまして、継続的に実施している事業でありまして、まだ継続事業中であります。予定としましては、もう数年継続して実施していく予定のものでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） そうしますと、まとめて令和4年度、今年度、冠水対策事業としては、ハ、高生、イ、プラスどこかあるんですか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 今年度、その3地区を継続して実施しております。ハ地区と高生地区については、現在、設計中でございますので、今年度も設計業務委託でございますので、実際に目に見える工事を実施するということではございませんので、今後、予算化して実施していく継続事業ということでございます。イ地区は、ご存じのように継続的に実施しているもので、こちらについては、通行等ご不便をおかけしている部分もありますけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） そうしますと、冠水対策工事を目に見えて行っているというのはサンモール近辺のイ地区と、それ以外にはありますか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） お答えいたします。

蛇園南地区におきまして、継続的に排水整備事業を実施しております。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 今、お話が出た説明書の62ページの冠水対策排水整備事業のうちのイの地区のことをちょっと聞きたいんですけれども、一昨年、サンモールの西側をやって、今年度遅れでもって、その南側をやっておりますけれども、これはJ Rの下部分がかなり細くなっていて、私が今、家を建てたところのちょうど曲がり角のところが、少し雨が降ると道路まであふれるんです。それはどういう形でもって、今、最終的に設計されているんでしょうか。ちょっとお聞きしておきたいと思うんですけれども。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 現在、ご存じの場所を工事しているわけですが、今後、J Rの横断の部分の手前まで一応計画しております。下流の流速がだいぶ上がっておりますので、既に終わった部分でだいぶ流速が上がって、多少なりとも効果が出てきているということで

ありますので、委員おっしゃるように、ＪＲの下というのも若干課題ではありますが、その下流の流速を上げれば、だいぶよろしくなるのかなということで始まった事業でありますので、あとは、先般もちよつと現場へ行っただけですけども、やはり堆積土等もだいぶ、最近、上流のほうはあるようですから、その辺の対策も別の対策として実施していくことで、今の時点ではその計画でやれるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。

ただ、私、去年６月の初めに住み始めてすぐのときに大雨が降ったら、道路が物すごい形でもって水が上がってきたので、びっくりしたんですけども、それで地元の土地をお持ちの方に聞くと、土砂の関係もあると。つまり、ＪＲの下のところに土砂がたまっていて、あそこ土砂を取れば、うまく流れるんじゃないかと言っていましたから、それに期待しておきます。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） その辺もＪＲと協議しまして、最終的に、上流だけ、今、早くしてしまいますと、今度、下流がということで、バランスを見ながらやらせていただいておりますので、その辺、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに。

議長。

○議長（木内欽市） 大変ご苦労さまです。

あまり質疑はしないほうがいいなと思ったんですが、たまたま今、ＪＲも出だし、トンネルの件ね。これは当初から私はもう理解できなくて、これは決まっちゃったから、今言いませんが、なぜかという、新しい議員もいるので、分かってもらわないとしょうがないんですが、今、トンネルを言いました。

割烹なみ川の８０メートルのところにトンネルがあるんですよ。旧海上町のときにやったときに５億円だったんですよ。それで、明智市長のときにトンネルが１１億円と出て、明智市長が当時の議長に１１億円もかかったではできないわなと、こういう話だったんですよ。それで、もともと蛇園連絡道は飯岡の方々が鹿島へ行くのに、当時２００人ぐらいいたんですよ。それが蛇園の狭い道を通るから、渋滞だからということで予定したので、それは大坂を上がって

上へ行く道路だったんですよ。当然、鹿島へ行くのに、上へ行かなきゃ行かないんだから。ところが、いつの間にか、あの田んぼを通して、それが地権者に説明も何もないんですよ。それで、こうなって、それで今度ＪＲのトンネルができれば、トンネルだけで何と18億6,000万円でしょう。これは決まったんですが、とにかく不思議な道路ということを議員の方にご理解いただきたいということなんです。私は反対しましたが、議会を通っちゃったので、これは仕方ない。

これは言えませんが、ただ、1つ、今、誰が見ても不思議なのが、砂がいっぱいありますね、田んぼに。これを今借りて、あの田んぼの砂はＪＲに全く関係ない砂だと思うんですよ、赤い砂で。それで、持っていったと思ったら、また持ってきて、これは誰だって不思議と思うんですよ。ですから、ここにいる方々は聞かれて、あの砂は何だと言われて、知らないと言うのも格好悪いので、私も実は分からないですと言ったら、そんなことも分からないのか、議員がと。小学生だって不思議に思うと言うんですよ。砂を全部持っていったと思ったら、また砂が大量に、約1反10万だから5反歩ぐらい借りてあって、5反に砂がいっぱいになっちゃう。これは単純な質問で、これは何ですか。

○委員長（宮内 保） 木内議長の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、砂のほうでございます。

実は、道路工事をそこかしこで、大きな道路をやっているわけですが、道路工事を実際に実施しますと、大量の砂が発生いたします。かねてより、旭市では、砂の処分と申しますか、置場に苦慮して、ずっとやってきたわけですが、現在も、例えば南堀之内バイパスとか、山を切り開いたりというところで、取りあえず仮置きさせていただいております。

○議長（木内欽市） 理解しました。要するに、予算はここについているけれども、そこに関係ない干潟のほうの砂を持ってきて置いているということですか。はい、分かりました。

ちょっと単純な質問で、私は、トンネルのための工事で予算を組んでいるのに、何で砂がいっぱいになったら、また出ていたり、また持ってきたりと。そういうことですか。はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、8款土木費についての質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時34分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9款消防費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、議案第1号、消防本部所管事業の説明を申し上げます。

9款消防費の主な事業について補足説明を申し上げます。

説明資料64ページをお願いいたします。

決算書では269ページ中段、備考欄4、消防車両整備事業です。

この事業につきましては、水槽付消防ポンプ自動車1台及び連絡車（軽自動車）2台の更新整備を行いました。

決算額は5,793万4,000円でございます。財源内訳の地方債は、防災対策事業債3,950万円、一般財源は1,843万4,000円でございます。

事業内容につきましては、海上分署配備の水槽付消防ポンプ自動車1台、5,607万4,040円、飯岡分署と干潟分署の連絡車2台、183万2,600円の更新整備を行いました。その他事務費といたしまして、保険料2万7,350円でございます。

事業効果といたしまして、老朽化により性能の低下した水槽付消防ポンプ自動車を更新したことにより、二輪駆動車両から四輪駆動車両へ、また1,600リットルの水槽を2,000リットルへ仕様を変更したことにより、消防力の機能強化が図られました。

以上で、消防本部所管事業の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、9款消防費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、9款消防費についての質疑を終わります。

続いて、10款教育費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課より、所管の事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の65ページをお願いいたします。

学校給食費の無償化関係でございます。決算書は25ページと281ページになります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策として、小・中学校児童・生徒の学校給食費を10月から3月までの6か月間無償化するとともに、市外の小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に給食費相当額の6か月分を市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金として支給したものでございます。

本事業の決算額は301万6,000円で、特定財源の国県支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

事業概要としましては、上段の表は市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金で、市外の小・中学校等へ通学する児童・生徒の保護者に支給したもので、対象の児童・生徒は延べ680人で、合計301万6,150円を支給いたしました。

下段の表は学校給食費無償化に伴う影響額で、無償化した人数は児童・生徒延べ2万6,163人で、給食費免除による歳入の減額は1億1,269万9,740円となりました。

事業効果としましては、小・中学校児童・生徒の学校給食費を6か月間無償化したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られたものと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料の66ページをお願いいたします。決算書では283ページとなります。

教育の情報化推進事業でございます。

本事業は、児童・生徒が分かる事業の展開を図るため、小・中学校におけるICTを活用した学習環境の整備を進めるものです。令和3年度は、小・中学校ICT支援員を業務委託し、教職員に向けたタブレット端末などのICT機器の利用研修を実施するなど、授業での活用支援を行ったものでございます。

本事業の決算額は8,167万1,000円で、財源内訳は、特定財源の国県支出金は国庫補助金で、公立学校情報機器整備費補助金でございます。

事業内容は表に記載のとおりで、主なものは教職員用及び児童・生徒用のノートパソコン

やサーバーなどの賃借料でございます。

事業効果としましては、全ての児童・生徒へのタブレット端末導入やＩＣＴ機器を効果的に活用しながら、児童・生徒の学力向上を推進するための環境整備が図られたものと考えております。

続きまして、決算資料の67ページ、決算書では291ページになりますが、小学校施設改修事業です。

本事業は、学校施設の経年劣化に伴う改修工事などのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、市内15小学校の自動水栓への交換工事やトイレの洋式化、乾式化工事を実施したものでございます。

本事業の総事業費は2億7,484万2,000円で、括弧内の決算額は令和2年度からの繰越明許分で、繰越明許分が1億9,527万1,000円でございます。括弧内の繰越明許分の財源内訳としましては、特定財源の国県支出金は国庫交付金で、学校施設環境改善交付金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。地方債は小学校施設改修事業債でございます。

事業概要といたしまして、下段の表のほうが令和2年度からの繰越明許分で、新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業でございます。主なものは、工事請負費の自動水栓工事費875万6,000円、それとトイレ改修工事が1億7,089万4,900円でございます。

事業効果としましては、教育環境の向上及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られたものと考えております。

続きまして、説明資料の68ページをお願いいたします。決算書では299ページとなります。中学校施設改修事業です。

本事業は、小学校施設改修事業と同様に、学校施設の経年劣化に伴う改修工事などのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、中学校のトイレの洋式化、乾式化工事などを実施したものです。

本事業の事業費は9,395万5,000円で、括弧内の決算額は令和2年度からの繰越明許分で5,930万5,000円でございます。括弧内決算額の財源内訳といたしまして、特定財源の国県支出金は、小学校と同様に学校施設環境改善交付金と地方創生臨時交付金でございます。地方債は中学校施設改修事業債でございます。こちらは、下段の表が令和2年度からの繰越明許分でございます。新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業でございます。主なものは、工事請負費の自動水栓交換工事316万8,000円とトイレ改修工事3,716万2,400円など

でございます。

事業効果としましては、教育環境の向上及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られたものと考えております。

以上で、教育総務課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 一般会計決算のうち、生涯学習課所管の主要事業についてご説明を申し上げます。

初めに、文化振興事業についてご説明いたします。

決算に関する説明資料の69ページをお願いいたします。決算書は313ページから315ページになります。

文化振興事業は、市民の文化意識の高揚を図るため、各種文化事業を開催したもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、市主催事業は、予定していただきました9事業のうち4事業のみの実施となりました。

決算額は967万3,000円になります。財源の内訳は、特定財源の地域振興基金繰入金が138万4,000円、入場料収入が109万200円になります。一般財源は719万900円になります。

実施いたしました4事業の公演費は、旭市文化祭が70万6,960円、NHK公開番組「新・BS日本のうた」が90万8,592円、あさひ寄席が287万3,840円、スプリングコンサートが84万3,092円で、合計533万2,484円になります。

続きまして、社会教育施設再編事業についてご説明いたします。

決算に関する説明資料の70ページをお願いいたします。決算書は341ページになります。

決算額は2億1,663万6,000円になります。財源の内訳は、特定財源の地方債が1億8,100万円、一般財源が3,563万6,000円になります。

事業内容につきましては、旭第二市民会館の大規模改修工事でありまして、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により、建築後50年以上が経過した市民会館と青年の家の受皿となる施設として整備したものでございます。また、令和2年度からの繰越事業は、県立東部図書館内に旭市図書館を令和3年7月に開館するための費用でございます。

今後も、生涯学習施設の利用者に安全で快適に利用いただけますよう、施設管理に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） それでは、体育振興課より、所管事業の補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料71ページをお願いいたします。決算書は351ページになります。

社会体育施設改修事業についてであります。

決算額は2,065万8,000円で、財源内訳の地方債1,020万円は社会体育施設改修事業債で、一般財源は1,045万8,000円であります。

事業内容をごらんください。

こちらは全て総合体育館に関するもので、平成9年度に供用を開始して以来、老朽化により改修が必要になっていた控室や会議室、ロッカールームの空調、これはエアコンです。の改修や、控室の送風機の改修、それから真空式温水ヒーター、これはボイラーになります。の更新を実施しました。

本事業により、体育施設の快適な利用を確保するとともに、災害時における指定避難所としての機能維持・強化を図りました。

続きまして、決算に関する説明資料72ページをお願いします。決算書は353ページです。

サッカー場整備事業についてであります。

こちらは、飯岡中学校の跡地を活用して、人工芝のサッカー場を整備することにより、サッカー、フットサルの利用に限らず、軽スポーツなど多目的に利用できる施設として、さらには、スポーツを通して地域のにぎわいや交流の場を創出することを目的に整備を進めております。

決算額は2億2,570万2,000円で、財源は地方債の1億7,540万円、こちらは社会体育施設整備事業債で、その他5,025万4,000円は特定財源です。内訳は、ふるさと応援基金繰入金が1,185万4,000円、スポーツ振興くじ助成金が3,840万円、一般財源が4万8,000円となります。

事業内容をごらんください。

3段目の工事請負費が合わせて2億1,546万1,000円です。内訳は、サッカー場整備工事が前払金と出来高支払で合わせまして1億8,268万1,000円です。それから、旧部室棟を再利用する管理棟改修工事が前払金2,288万円、駐車場整備工事、こちらが990万円です。

備品購入費をごらんください。

こちらは合わせて1,001万8,465円です。内容は、防犯カメラやスポーツトラクター、倉庫、その他施設管理やサッカー用の備品を購入しました。

なお、コロナの影響により資材等の調達の遅延が発生したため、サッカー場整備工事及び

管理棟改修工事、それから外構整備工事については、令和4年度へ繰越しを行いました、本年8月末に工事を完了しております。

以上で、体育振興課の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、10款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） すみません。72ページのサッカー場整備事業について教えてください。

備品購入費のスポーツトラクターとあるんですけども、人工芝なのにトラクターを何に使うのかという素朴な疑問なんですけれども、すみません。400万円もするので、使用用途を教えてくださいと思います。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） こちらトラクターなんですけれども、人工芝があって、下にゴムチップが入っております。使っているうちにゴムチップが動いたり、あるいは砂やごみ等も入ってきます。そちらのゴムチップをきれいにならしたり、ごみ等を吸い上げたり、そういったものに使います。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 説明書の66ページ、ICT関係です。

教育の情報化推進事業に関する件ですけれども、小・中学校のICT支援員というのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

2点目、学習用モバイルルーターを、LANシステム、環境が整っていない家族に貸与したと思うんですけども、何世帯、何件くらい貸出しをしたのかということです。

それから、3点目ですけれども、支援事業の内容、特に先生方の研修を行ったというふうに思うんですけども、まず小学校では教科指導でどういう研修を行ったのか、中学校の教科指導はどういう研修か、小・中に分けてICT研修の内容をお願いしたいと思います。で、十分であったかどうか。あわせて、令和4年度、今年度以降の先生方に対してのICT研修並びに生徒に対してのICT授業の推進、この辺の考えがもしあれば、お答えいただければ

と思います。

ざっくり申しましたけれども、よろしいでしょうか。お願いします。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、ＩＣＴ支援員でございますが、こちらは４人の方に対応していただいております。４人の方が全小・中学校へ、スケジュールを組んで対応しているというところでございます。

モバイルルーターの貸与の件数ですが、ちょっとお待ちください。モバイルルーターにつきましては、インターネット環境がない世帯の児童５７人、生徒１４７人に貸与をしております。

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 生徒１４７人です。

それと、研修でございますが、それぞれＩＣＴに関する研修はしてございます。小学校、中学校それぞれ具体的にということでございます。その内容につきまして、学校のことでありますので、学校教育指導室長よりご答弁申し上げます。

○学校教育指導室長（齊藤 実） それでは、学校での昨年度の研修について報告させていただきます。

小学校、中学校ともに、ＩＣＴの活用能力、リテラシーに個人差が非常にありましたので、学校でＩＣＴ支援員を呼んで、その学校に必要な支援を行ってもらいました。基本的な機械の操作の仕方や写真の取り込み方とか、授業にどうやってタブレットを生かしていくかなど様々で、それぞれの学校で計画を立てて派遣をしていたところです。

それから、本年度の主な取組としては、ＩＣＴ授業マイスター、こういったものを各学校から１人育成して、その方に専門的な知識を得ていただき、校内のＩＣＴの教育環境のリーダー的存在となって、授業にタブレット等ＩＣＴ機器を取り入れて研究を進めていってもらう。そういった形で各学校の情報能力を高めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） そうしますと、昨年度までは、機器操作あるいは各学校の実態に応じた先生方のリクエストにお応えする形での、例えばアプリの操作ですとか、そういったところ

で、教科指導の中でのいわゆる指導法に関する活用ですとか、あるいは学力向上に関わる I C T授業推進、本来の目的までとはいっていないというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、学校教育指導室長のほうで答弁します。

○委員長（宮内 保） 名前が分からないから、いいですよ。どうぞ。

○学校教育指導室長（齊藤 実） 学校教育指導室の齊藤と申します。

教科指導につきましては、先ほど申しました I C T授業マイスターが、それぞれこの 1 年間研究を進める教科を決めています。例えば、小学校の国語、中学校の数学というように各学校から 1 名、教科を専門的にやる方が決まっていますので、その方が担当する学年等の教科で専門的に、どうやってタブレット等を取り組んで授業を進めていくか、市の指導主事も一緒に研究を進めていって、指導力向上をする。こういった目標を持って、今年度取り組んでおります。

それから、学力向上については、去年から取り組んだところですので、これをどうやって生かすことで学力が向上するかは、今年、また来年ということで、少しずつ進めていく予定になっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 分かりました。

それでは、今年度末には I C Tの授業マイスターを中心に取り組んだ、例えば各小学校、中学校、市内 20 校の成果と課題的なものがある程度まとめられると。それを受けて、次年度に本事業を一層また推進していくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育指導室長。

○学校教育指導室長（齊藤 実） 今、伊場委員におっしゃっていただいたように、年度末にこの成果をまとめて、まず授業の様子などをそれぞれの学校の職員が視聴できるような環境を整えます。例えば、中学校の数学の教員が授業マイスターの授業を見て、このように使うのかとか、あるいは自分だったらもう少しこうしたほうがいいんじゃないかとか、考えていただき、先生方の指導力向上をしていく予定でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也）　ありがとうございました。

時代の流れに沿って必須課題だと思いますので、市教委としても、市内の先生方のスキルアップに向けて一層のご支援、ご協力をいただければと、かように思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○委員長（宮内　保）　議案の審査は途中ですが、本日の審査はこれにて終了いたします。

なお、本委員会は明日午前10時より議会委員会室にて開催いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　5時　0分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和4年9月16日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和3年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 2 号 令和3年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
- 議案第 3 号 令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 4 号 令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 令和3年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 令和3年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 号 令和3年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 8 号 令和3年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	宮内保	副委員長	遠藤保明
委員	松木源太郎	委員	片桐文夫
委員	島田恒	委員	井田孝
委員	伊場哲也	委員	菅谷道晴
委員	常世田正樹		

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長	木内欽市	議員	崎山華英
議員	戸村ひとみ		

説明のため出席した者（24名）

総務課長	小倉直志
財政課長	山崎剛成
環境課長	高根浩司
高齢者福祉課長	赤谷浩巳
会計管理者	小澤隆
学校教育指導室長	齊藤実
体育振興課長	金杉高春
その他担当職員	10名

企画政策課長	柴栄男
税務課長	向後秀敬
保険年金課長	高野久
上下水道課長	多田一徳
教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	伊藤弘行
監査委員局長	杉本芳正

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和
副主幹	菅晃

事務局次長	金谷健二
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） 皆さん、おはようございます。

昨日に続きまして、決算審査特別委員会ということでご苦労さまでございます。委員の皆さん、引き続きよろしくお願いいたします。また慎重審議のほうをよろしくお願いいたします。また課長の皆さん、今日も簡潔で明快なご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、崎山華英議員、戸村ひとみ議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解のほどお願い申し上げます。

それでは、昨日に引き続きまして木内議長に出席をいただいておりますので、木内議長にご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

木内議長。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、そして幹部職員の皆様、大変ご苦労さまでございます。昨日に引き続き、決算審査をお願いするところであります。

昨日は、決算の趣旨にのっとり、計数に誤りがないか、予算の執行が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置いて活発な審議が行われました。先ほども事務局と話をしていたんですが、今までかつてないほど出席委員全員からご質疑がございました。そして、傍聴の方からもご質疑がございました。私も質疑をさせていただきました。この会場にいる全員の議員が質疑をしたということで、皆さんの熱意が伝わってまいります。非常に素晴らしいことだと思います。

一例を挙げるならば、井田孝議員が1円のこれは何だと。これは本当に計数に誤りがないかにのっとった、こういう質問も非常に大事だなと、改めて私も勉強になりました。どうか本日もよろしくお願いいたします。

なお、昨日も委員長がおっしゃっていましたが、新型コロナウイルスは相変わらず猛威を奮っております。私も毎日新聞を見るんです。左から3ページ目になると房総版があって、まず旭市を見て、銚子市を見るんですが、感染者数は確かに減っているんですが、死亡者数はずっと十数名、1か月以上ずっと同じなんです。これがちょっと気にかかるところであり

ます。それで、千葉市は減ったんですが、またここへ来て増えてきていますので、本日も、先ほど委員長がおっしゃってくれましたが、職員の皆さんは大変密なので、職員の中からも大変出ているというお話を聞いております。45分で一旦休憩を取って15分の休憩、小まめな休憩を挟みながら、皆さん方の健康状態を考えながら行っていくということでございます。

それでは、宮内委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） それでは、昨日に引き続きまして、議案第1号、10款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 何点かあるんですけども、まず、昨日の質疑の続きでして、説明資料の66ページ、決算書では283ページです。

小・中の教育現場にいわゆるインターネットや今の時代のデジタル化が始まったのは、私が平成17年まで議員をやっているときの5年か10年前に、各学校にインターネットをどう入れるかということで大変お金をかけて苦労した時代がありましたが、現在では、それこそ端末を生徒一人ひとり配付して、学校に出席しなくてもZ o o mなどを使って参加できるという、当時は考えられなかったようなことが今起こっているわけです。

そこで、私が聞きたいのは、教育委員会の制度はちょっと変わりましたが、これは現場だけの問題ではなくて、旭市のモバイル関係を充実するためには、やはり、教育委員会がどういう方針を持ってやっているかということが大変大事になってくると思いますので、これはまた機会があったら教育長や教育委員の方々に聞きたいと思います。

そこで、66ページの説明資料を見てみまして、使用料及び賃借料のところに教師用P C賃借料、それから教育用P C、サーバの賃借料、それから児童生徒ノートP Cの賃借料と、こういうふうにかなり高額な金額がされておりますけれども、単価はだいたい幾らぐらいになるのか。そして、交換や修理、その他は、この予算の中でどこに含まれているのか、こういうことをまずお聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、ただいまの松木委員のご質疑にお答えいたします。

まず、使用料、賃借料で教師用ＰＣ賃借料と教職員用ＰＣ賃借料、サーバと児童生徒用ノートＰＣ賃借料ということでございます。

まず、教師用のパソコンの賃借料のほうでございますが、こちらは教職員が事務作業、成績処理をするとか、そういったもので使用しているパソコンでございまして、これが全部で435台で約1,000万円の賃借料で、パソコンのほうはパソコン本体にサーバが、要はサーバ&クラウド方式ということで、パソコン自体は操作するだけで、サーバは別のところに市役所のほうに光ネットでつないで、市役所のほうでサーバは設置してございます。

それと、児童生徒用ノートＰＣのほうですが、こちらは児童生徒のＰＣと書いてありますが、実際は授業で先生のほうが操作をして、それを画面に映したりして生徒に見せるというようなパソコンでございまして、こちらのほうは全部で267台を使っております、総費用で1,860万円ということでございます。

修理のほうですけれども、こちらは需用費のほうで修繕料を設置しております、修繕料のほうで、もし不具合があると修繕しているというところでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、生徒一人ひとりが持っているのは何を持っているんですか。それを聞きたいんですけれども。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 生徒一人ひとり、タブレットを持っております。タブレットにつきましては、令和2年度に国庫補助金を活用しまして購入してございます。それは4,700台購入しております。これは国のGIGAスクール構想に基づきまして、文科省のほうで1人1台タブレットを持たせるという目標を令和2年度ぐらいに、令和元年度だったかと思いますが、そこら辺で計画しまして、実際、コロナ感染症が拡大したということで、学校が休業になっても自宅でリモート学習できるようにということで、前倒しで全国的に1人1台タブレットを配付したということでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、ここに出ているのは教室で使うノートパソコンということですか。

そうすると、令和3年度の情報化推進事業8,100万円というお金は、その前のタブレットなどで、いわゆる出席しなくてもできるようにしたものを、今度はもう一度、校内でもって全部サーバその他を新しくして整備し直したと、こういう考えでよろしいんですか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 令和3年度の予算のほうで執行している委託料、使用料、賃借料は、タブレットとは別にともともとあったものでございます。長期継続契約で賃借料は契約しておりまして、1年間の金額がこれだけの金額というところでございます。

さらに、委託料のほうで一番金額の大きい小・中学校ICT支援員業務委託料、こちらについてはタブレットを児童生徒、先生方も当然使い方がまだなっていないということで、それを支援する、研修をするなり、いろいろ教え方、こうやってやったほうがいいんじゃないかということで支援をするということで、令和3年度から行っているものでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、この事業をさらに進めていくためには、今、予算書を持ってきていないんですけれども、令和4年度の予算書ではどのぐらいの費用をこの事業にかけることになっていきますか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 令和4年度につきましても、ICT支援員派遣業務委託を継続して実施しております。これにつきましては、教育委員のほうからも継続してぜひやったほうがいいんじゃないか、進めてもらいたいというようなご意見を頂戴しておりまして、教育委員会の中で決めているところでございます。

それで、令和4年度の教育情報化推進事業の事業費のほうは1億358万8,000円の費用を計上してございます。やはり、ノートパソコンの保守業務と賃借料が主な費用となってございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、報酬等はお1人つけているわけですね。令和3年度の予算と同じように。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ICT支援員の委託料として計上してございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ほかのことについて何点かお聞きしたいと思います。

まず、決算書283ページから285ページに育英資金積立金50万円がありますけれども、旭市は給付型の育英資金を行っています。それで、給付型というのは最近すごく注目されていて、金額が多ければなおいいんですけれども、旭市の場合は今でも4万円だと思うんですけれども、それが違っていれば教えていただきたい。人数と、それからどういうところに、高校と大学、それから専門学校もあると思うんですけれども、令和3年度の決算時点での給付型の育英資金についての状況をお聞かせください。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 育英資金についてのご質疑でございます。

金額のほうですが、まず高校生につきましては県立高等学校の授業料の額ということで月額9,900円、あと、大学生等は国立大学の授業料の3分の1以内ということで月額1万4,400円を給付しているところでございます。

人数のほうですが、令和3年度の実績で74人、高校生が17人で、大学生が57人となっております。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。

次に、少し飛びますが、説明書の70ページ、第二市民会館改修工事、その他、市民会館関係と図書館の問題を聞きたいんです。一般質問でも聞きましたし、質疑でも聞きましたけれども、図書館のことについてももう少し詳しく事情を聞きたいんですけれども、本会議の答弁では分からないので、まず、県立東部図書館というのは、県のほうがいつ廃止するというのを宣言しているんですか。つまり、廃止はしないけれども、一緒に使いましょうというこ

となんです。それとも、あの建物を旭市に有償ですか、無償ですか、差し上げるからということなんです。そこらはどういう話になっているんでしょうか。

つまり、私は一般質問でも聞きましたけれども、西部図書館はまだ健全として今事業がされておりますけれども、東部図書館は半分とはいかないけれども、何分の1かを旭市の市立図書館に貸して、閲覧の資料もかなり減りました。それでもって実施して、今、県は中央図書館の建て替えでいろいろともめているようですけれども、市とはどのような話であそこを使うことになったんですか。そのことについてお聞かせください。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 県立東部図書館内に旭市図書館を開館するに当たって、旭市と県とで覚書のほうを締結いたしまして、東部図書館の一部を借用して開館するような状況でございます。

一応、この関係なんですけれども、ここの説明資料に書いてありますが、令和2年度からの繰越し事業ということで、本来は令和3年4月にオープンを予定していました。県の方針が一部変更になりまして協議を要したために、令和3年7月に開館する運びとなりました。

これは何で延びちゃったのかところなんです、この覚書なんですけれども、実際には覚書を交わさないと、市が借りることができなかったという状況がございます。

それと、先ほどおっしゃっていた覚書の中には、新県立図書館の完成時期にかかわらず、できる限り早く移譲を目指すというような文言が入ってしまして、早めに移譲を進めていくような状況になって書かれております。これに対して、市ではこれはちょっと問題があるので、覚書に関する申入れというような形でありまして、移譲前に施設の維持に関する修繕費用は県が負担してくださいよ。それから、施設の移譲に当たって、施設の運用に支障が起こらないように県と市で協議して、必要な改善は移譲するまでに県が行ってくださいということで、移譲するに当たってお金が発生するとか、そういったことは、まだこの時点では話になっておりません。そういった状況でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 令和3年度の事業のことについては分かりましたけれども、今日は教育委員会の最高責任者の教育長がいませんから聞けないんですけれども、旧図書館、前の市民会館は塀が建てられて壊そうということで工事が始まっていますから戻ることはできないわけなんですけれども、これから旭市で図書館がなければならぬと思うんですね、どうしても。

県立東部図書館はなくなるのか、どこかへ移るのか知りませんが、そういう方向が明らかになっている。そうすると、旭市としては、これからどういう図書館をつくるかということについて教育委員会の中で検討していかなくちゃいけないと思うんですね、本来は。検討していったら、例えば、近くでは匝瑳市とか横芝光町とか、近隣でも自治体の規模にしては充実した図書館がありますから、そういうものを参考にしながら計画をつくらなくちゃいけないと思うんですけども、それについては今どのような状況でございますか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 旭市の図書館の考え方というんですか、その辺なんですけれども、今のところ、旭市として東部図書館を移譲いただく方向で検討を進めているという状況でございます。

一般質問でもお答えしましたけれども、実際、蔵書の冊数が近隣の図書館に比べて旭市の図書館はかなり少ないという状況でございます。令和4年4月1日現在ですと、匝瑳市は32万冊程度、横芝光町のほうは40万8,000冊程度、旭市の図書館の蔵書数は9万6,000冊程度ということで、近隣の図書館に比べてかなり少ないという状況でございます。これは、今まで市民会館内に旭市図書館を開館していたためにスペースが少なかったということで、これは蔵書を増やすことができなかったという状況でございます。

移譲を受けますと、規模的にも匝瑳市と横芝光町と大きさがあまり変わらないという状況になりまして、そこをうまく活用できないかというところは今考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 昨日の質疑とダブるかもしれませんが、ICT支援委員が4名というお答えがあったかと思えますけれども、4名で足りていると思えますか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ICT支援員4名ということで、昨年度から、今年度も実施をしているところでございます。各学校4名をそれぞれスケジュールを組んで、できるだけ学校の希望に沿うように配置をしているところでございます。

ただ、ICT支援ということで、学校だけじゃなくて、今は家に持ち帰ったりしているところがございます。児童生徒の使い方ということで、もっともっと支援していかないとけないなと感じております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ということは、足りないというふうに理解してよろしいかなと思うんですが、よろしいですか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） すみません。昨年度から実施しているところがございますので、今年度につきましては、ICT支援員のほかに各学校にICTマイスターということで、各先生方にも選任して勉強していただいていると。そういった中で、ICTについてそういった情報を皆さん、ICTマイスターがほかの先生方に広めていただくということも努力しております。

まだ始まったばかりですので、これからもっともっと充実させていただければならないとは考えております。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 分かりました。

ICT支援員の不足分を各学校のICT授業マイスターにお願いするような形。ICT授業マイスターは聞こえはいいんですけども、教員なんですよ。そうしますと、担当の教員の負担が増えかねないということもありますので、予算のかかることですが、支援員のいわゆる人材がいれば、1人でも2人でも充当していくという配慮が1点。

そして、今お話が出ました授業マイスターの育成ということも必要なのかなと。教育効果をより上げていく意味でね。したがって、先進校だとか先進国に学ぶ、そういう姿勢も大事かなというふうに思いました。

いずれにしても、これからとか今始まったばかりというお話がありますが、単純に考えても、米国と比較してみたら、20年は学校現場もICT関係では遅れていると思うんです。ですから、どういうことかと言いますと、22歳で大学を卒業して教員になる人間が20年と言いますと、もう45歳になってしまうと、現在の学校教育分現場では、中堅教員からプラスアルファぐらいの人間であると。そういう学校現場の教員がいわゆるICT教育関係

の実技支援とか、そういうことをしないまま今現在に至っているんだよといったところにも目を向けることが必要かなと、そんなふうに思いました。

2点目をお願いします。小・中の施設改修工事がなされたというふうに出ておりますけれども、洋式トイレのほうの設置というのは完了したんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小学校施設の改修事業でございますが、トイレの洋式化・乾式化工事につきましては令和2年度からの繰越しということで、令和3年度中に一応完成しております。

ただ、全部が洋式になったというわけではなくて、学校のほうでも要望がありまして、例えば公衆トイレでまだ和便器が使われているので、教育上、和式のトイレはそれなりに残してほしいというようなことがあったり、あとは、生徒の中には潔癖症で洋式便器に座れないというお子さんもいるということで、そういった声を受けまして、100%ではないんですが、一応洋式化・乾式化工事は令和3年度に完成しているというところでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員をお願いします。資料のページ数をできれば言っていただきたいと思います。

○委員（伊場哲也） 分かりました。66ページ、67ページ、68ページにわたっての内容でございます。小学校、中学校の施設改修事業に関わる件です。

今後の予定は、具体的にどのような改修工事が計画、予定されているのかを教えていただければと思います。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小学校、中学校の施設改修事業につきましては、コロナ対策の洋式化あるいは自動水栓工事というのはひとまずは完了してございます。

そのほか、小学校15校、中学校5校、20校で大変大きな多大な床面積を保有している、市の公共施設の中でも半分近くが小・中学校ということですので、老朽化している、あるいはそれに対する修繕というのは当然必要になってくるかと思えます。

ただ、やみくもにただ壊れたから直すというわけではなくて、旭市公共施設等総合管理計画の個別施設計画あるいは学校施設の長寿命化計画というのを策定しておりまして、その中で老朽化状況を調査、評価してございます。それに基づいて計画的に一応修繕をしている

というところでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 同じページでございます。

今後予定されている学校再編がありますので、今おっしゃられた計画と併せて、学校再編のこともにらみながら、やはり、子供には投資をしていく。教育には予算を充当していく。

「環境が人を育てる」という言葉もありますので、先を見て充実した教育施設環境が図られるようにご尽力いただければというふうに思います。

質疑を終わります。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） すみません、また戻っちゃいますけれども、66ページの教育の情報化推進事業について、松木委員のほうから先ほど質問があったんですけれども、その中で、使用料及び賃借料で私は分からない点があったんです。教職員用P C 435台、児童生徒用ノートP C 267台、これは先生方のP C等で、授業で行う児童生徒用のP Cですよね。

令和元年度に生徒向けにタブレットが入りました。そのタブレットと、この授業で使うP Cというのは連携しているものなんですか、それとも全然連携していないものなのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ただいま片桐委員からご質疑がございました使用料及び賃借料、教職員用P Cと児童生徒用ノートP Cについてのご質疑でございますが、まず、児童生徒用ノートP Cにつきましては授業で先生が使っているものですので、生徒が持っているタブレットと連携をさせることが可能でございます。実際は、授業で生徒がタブレットを見ながら、あるいは先生が自分のパソコンを操作しながら連携させて授業できるというところでございます。

それと、教職員用のP Cにつきましては、先生のほうで成績処理とか、学校の校務に使っているものですので、それは直接は生徒が使うタブレットとは連動していないというところでございます。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。あと、うちの孫もタブレットを持っているんですけれども、タブレットは家に帰った中でそんなに活用されていないような話を聞くんですけれども、

そういった点はどうなんですか。パソコンとの連携が図れていれば、授業外でも家でもできるかなと思うんですけども、それが、いまいちまだなっていないような気がするんですけども、その点。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校でのタブレットの持ち帰りのほうですけども、学校のほうでは持ち帰りを勧めているところがございます。タブレットを持ち帰って、家で学習ドリルをやるとか、あるいは先生のほうから課題を出されたものをやるとかということができておまして、ただ今現在、ほぼ毎日やっていると、ほぼ毎日持ち帰っているという学校が小学校で2校、中学校で1校、週3回以上持ち帰っているところが小学校1校、中学校1校でございます。あとは週1回とか、あとは月1回以上ということで、学校によってばらつきが今のところあるということなので、できるだけタブレットを有効活用するためにも自宅へ持ち帰って学習できるように、学校だけではなくて保護者の方と連携を取りながら進めていきたいと考えております。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 決算書の283ページになります。適応指導教室指導員、また特別指導教育体制推進事業のところなんですけれども、特別支援教育体制推進事業の報償費の内容というか、人件費なのか何なのかについて教えていただきたいのと、適応指導教室指導員の人数についてまず教えてください。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、決算書283ページの適応指導教室指導員配置事業でございます。こちらは市役所のほうにフレンド旭ということで長欠児童生徒をお迎えする教室がございます。こちらのほうは一般職報酬2名で210万4,633円ということでございます。

こちらのほうに通っている児童生徒数のほうは、昨年度、21名のご利用がございました。開設日数は168日でございます。その下の特別支援教育体制推進事業でございますが、こちらは特別支援が必要なお子さんに対する支援の体制ということで、報償費のほうなんです、特別支援連携協議会というのと、あとは専門家チーム委員というのを委嘱してございます。これは、それぞれの発達障害とかそういった障害に対する専門家のご意見をいただくという

ようなことがありますので、報償金としてお支払いをしているというところでございます。

○委員長（宮内 保） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） ありがとうございます。適応指導教室指導員という方が各学校に派遣されているのかと私は思っていたんですけども、実は障害のあるお子さんが希望すれば、特別支援学校ではなくて一般の小学校のほうに入学できるということになったと思うんですけども、ある学校で要は面倒を見てくれる教員の方が足りないというところでお話を聞いたんです。市役所のほうに相談しましたところ、予算が足りないということで、予算が足りないのに受入れを始めたというところの整合性が全く合わないの、その点についてはどうお考えでしょうか。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校の内部のことになりますので、学校教育指導室長のほうからご答弁申し上げます。

○委員長（宮内 保） 学校教育指導室長。

○学校教育指導室長（齊藤 実） ただいまの質問についてですが、学校で支援を要する児童生徒が入学した場合は、県費負担教職いわゆる通常の教員と、市で派遣している教諭補助員、この方たちで教育を進めることになります。

県費負担教職員につきましては児童生徒数で人数が決まっておりますので、プラスアルファの充実した支援を行うには市の教諭補助員で対応するしかございません。そのような中、ここ数年、子供たちの支援の充実ということで教諭補助員の増員をしているところでございます。

そのほかに医療的なケアが必要なお子さんたちもいます。医療的ケアは教員たちが行うことができませんので、旭市としては看護師資格を持っているメディカルサポーターという方を3名採用し、子供たちの医療ケアを行うような体制を現在つくって進めているところでございます。

○委員長（宮内 保） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） ありがとうございます。増員をしているということでしたけれども、実際、現場のほうでそういう話を聞いたので、もう一度、受入れを本当にしていいのかわるか、かえって受け入れることで、特別支援学校に行ったほうがお子さんもご家族も、そちらのほうがよかったとなる結果が多分最悪だと思うんですよ。なので、人員の増強、あとメデ

ィカルサポーターも3名ですか。今、養護学校のほうもかなり人が、県のほうのあれですけども、いっぱい、今後ますます障害のあるお子さんが増えるという予測も出ていますので、そういったところをしっかりと見直していただければと思います。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、2点ほど質問させていただきたいんですが、説明資料67、68ページの小学校、中学校施設改修事業の令和2年度から繰り越された主な理由をお聞きしたいのと、あと決算書289、297ページに、小学校施設管理費、中学校施設管理費の中の特殊建物調査委託料、小学校、中学校別に上がっているんですが、一般質問でも保育所の件で確認したんですが、調査によって指摘事項が上がってきた場合の対応の方法をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、説明資料のほうの67ページ、68ページの令和2年度からの繰越し事業の内容でございます。

こちらにつきましては、コロナ感染症対策として国から補助金を頂きまして、小学校のトイレの改修、洋式化・乾式化工事と自動水栓工事を行いまして、あとは嚶鳴小の空調機の更新工事を小学校のほうは行ってございます。

それと中学校のほうもトイレ改修工事と自動水栓工事、あとは海上中の空調機の更新工事を行ってございます。

それと、決算書のほうの特殊建物調査委託料ということでございます。こちらにつきましては井田委員ご専門だと思いますが、公共性が高く多数が利用する建物につきましては事故防止のため法定で定められている調査でございます。こちらについて調査でご指摘をいただいた事項につきましては、それについて対応させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 繰越し工事の内容ではなくて、繰り越された理由を教えてくださいと思います。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 大変失礼いたしました。繰越した理由でございますが、こちらは感染症対策ということで国の補正予算で対応したものでございます。国の補正予算ということなので、年度の途中で補助金が決まって、工事もあったということで、たしか12月補正とか11月補正で予算設定したものですので、工期が確保できないということで、実際、設計業務から翌年度に繰越してしまったというのが理由でございます。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 工事は令和3年度に行われたと思うんですが、ちょうどコロナ禍でトイレ設備とか品薄の時期だったんですが、それにより工期の遅れとかはなかったのかお聞きします。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。
教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 昨年、工事の期間であったわけですが、コロナであるいは中国のほうから品物が入らないとかいろいろありましたが、何とか年度内に完了したというところでございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。
（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、10款教育費についての質疑を終わります。
議案の審査は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時 0分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

続いて、11款災害復旧費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、11款災害復旧費について補足説明を申し上げます。

決算書の358ページをお願いします。

11款災害復旧費は、令和3年度の支出はございません。令和3年度は、幸いにも大型台風

などによる被害が少なく、災害復旧費として公共施設や道路などの復旧工事がなかったことによります。

以上で、11款災害復旧費についての説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、11款災害復旧費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、11款災害復旧費についての質疑を終わります。

続いて、12款公債費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、12款公債費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の360ページをお願いします。

中段よりやや下のほうになりますが、12款の公債費です。公債費の支出済額は32億2,454万5,730円で、前年度比1億7,463万8,514円、5.7%の増となっております。

内訳といたしまして、1項1目元金の備考欄1、借入金償還費が31億2,020万2,270円で、2目の利子の備考欄1になりますが、借入金利子支払い額が1億434万3,460円となっております。

なお、一般会計の令和3年度末の市債現在高につきましては297億1,882万8,000円で、これに対する交付税算入見込額は259億597万8,000円となります。

交付税算入見込額の割合は約87.2%となっておりまして、差引き市の実質負担額は38億1,285万円でありまして、実質の負担割合は約12.8%となっております。

以上で、12款公債費についての補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、12款公債費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

島田委員。

○委員（島田 恒） それでは、2点ほど質疑させていただきたいと思います。

決算書361ページですけれども、借入金の利子の支払い費が約1億円あるということなんですけれども、だいたいこういう借入金の返済というところ、ほとんどが長期借入れになると思うんです。15年、20年ぐらいなんですけれども、いろいろ本数はたくさんあると思うんです。

けれども、貸出金の利回りというのは0.何%から二、三%ぐらいまでであると思うんですけども、平均利回りというんでしょうか、そういうのをどこかで見た記憶あるんですけども、それがあれば教えていただきたいということ。

もう1点は、今申し上げましたように、高い金利のもの、減債積立てのようなものがあるわけですけども、そういうもので繰上償還等をしながら利子負担を減らしていくという検討というのはなされているんでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、まず最初に利回りのほうのお話でございしますが、今現在、借り入れている利率のほうは、ほとんどが今0.2%以下のものが占めてございます。利率が低いものでございます。特に今高いものは、今回はございません。

あと、繰上償還のほうなんですけど、今まで繰上償還を実施したのが平成19年と平成21年の2回ということで、最近につきましては、利率もそんなに高いものは少なくなってきたということもありますし、繰上償還のほうも数は、最近につきましてはございません。

国からとかの繰上償還の照会、財務省とかの照会とかも、今、こちらのほうは受けていない状態でございますので、今現在はございません。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） 承知しました。結構です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） ただいま戸村ひとみ議員より発言の申出がありました。

お諮りいたします。会議規則第117条の規定により戸村ひとみ議員の発言を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、戸村ひとみ議員の発言を許可することに決定いたしました。

戸村ひとみ議員の発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、昨日同様、1点でよろしくをお願いします。

○議員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

先ほど、課長の説明で、公債費が令和2年度より5.7%増ということでご説明があったん

ですけれども、実質負担が38億円幾らで、説明書の9ページなんですけれども、私の理解力がちょっと足りないんだと思うんですけれども、令和2年度と令和3年度が第5の4表で棒グラフになっていますよね。縦に棒になっているもの。実質負担額と交付税算入見込み、期末残高ということになっているんですけれども、令和2年度と令和3年度を比べたときに、このグラフは増になっているということなんですか。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それではまず、資料9ページのほうの棒グラフの関係ですが、こちらのグラフにつきましては、一般会計から特別会計、企業会計、全会計を含めたグラフですので、実際下がっていると。私のほうが公債費として説明させていただいたのは一般会計のみということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） 私も一般会計のほうも見ているんですけれども、左が一般会計ですよね。棒グラフが二つ並べてあって、一般会計令和2年度265億2,000万円というのが、この数字じゃないんですか。交付税のところですか。全体で308億5,000万円、令和3年度で297億2,000万円ではないですか。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 説明のほうが的確でなかったです。

資料の数字のほうなんですけど、こちらは残高のお話でございます。市債の現在高という、今現在残っている金額のほうでございますので、令和2年度から令和3年度については減っておりますということで、12款で説明させてもらったほうは、こちらは1年分の支払い額ということでございますので、それはいろいろ起債のほうの種類がございますけれども、返すお金が増えた起債が令和3年度はあったということで増えたということで、残高と、その年の支払い額ということです。

○委員長（宮内 保） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） 分かりました。令和3年度では、先ほど島田委員のほうのあれにもありましたけれども、たくさん返された。利息もたくさん払われたということなんですか。

でも、起債したものも増えて、返したものも増えて、違うな。起債したものが増えている。あと利息も増えたということの解釈でいいですか。残高自体は減ったということですか。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 起債のほうは、かなりの本数を借りて、かなりの本数も返しております。

令和３年度につきましては、償還するものが前年度より増えたということで、歳入として入る市債として借り入れるものが少なかったという、その差もございます。

○委員長（宮内 保） 戸村議員。

○議員（戸村ひとみ） また詳しく後で聞かせていただきたいんですけども、市債の結構な割合を交付税で後で頂けるというのを先に借りておくというやり方があるということで、それがかなりの部分を占めていると思うんですけども、令和３年度で言うとも326億8,000万円ですか。この部分というのが、何が聞きたいかと言いますと、きちんと頂けているのかどうか。国のほうであげるんだけれども、先に借りてよというものですよね。少しずつあげていくからという部分だと思うんですけども、予定どおりにきちんとそれが頂けているのか、市のほうに財源として入ってきているかどうかということを確認したいんです。市債が増えて、返すほうもたくさん返していらっしゃると思うんですけども、借り入れるほうばかりが増えて、これだと5.7%増になって、また令和３年度末で、全体としては減っているんだ。

ただ、この先のこととかも考えると、ちゃんと国が予定どおりに市債の部分で交付税であげますよと言われているところを、令和３年度も予定どおりきちんと入ってきたのかどうかを確認したいんです。

○委員長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、交付税算入見込額ということでお話しさせていただきますと、こちらは確かに交付税の算定上、公債費という項目がありますけれども、そちらでちゃんと見込まれておりまして基準財政需要額にカウントされていますので、その分は国からしっかり見られているということでございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 先ほどの島田委員へのご回答の中で、繰上償還を実施した年数について誤りがありましたので訂正させていただきます。

繰上償還を今まで実施してきた年度が平成19年と平成20年と平成21年、この3年間と、あと平成25年に1回、全部で4回ということで訂正させてください。

○委員長（宮内 保） それでは、12款公債費についての質疑を終わります。

続いて、13款諸支出金について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、13款諸支出金について補足説明を申し上げます。

決算書の360ページをお願いいたします。下のほうになります。

13款諸支出金の支出済額は7,947万5,000円で、前年度比841万1,000円、9.6%の減となっております。

減の主な要因ですが、次のページ、362ページをお願いします。

2項1目水道事業公営企業費のうち、令和2年度には支出がありました水道事業会計支出金が、令和3年度には配水管布設工事の減によりなかったことによるものでございます。

以上で、13款諸支出金の説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、13款諸支出金について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、13款諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、14款予備費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、14款予備費について補足説明を申し上げます。

決算書の362ページをお願いいたします。下のほうです。

14款予備費の充当状況についてご説明いたします。

予備費支出及び流用増減の欄になりますが、令和3年度の予備費の充当額は4,879万9,000円で、件数といたしましては59件でございました。

以上で、14款の予備費についての説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、14款予備費についての質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、14款予備費についての質疑を終わります。

以上で、議案第1号の質疑を終わります。

それでは、9款消防費から14款予備費までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時20分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑は、着座で結構です。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定については本会議で説明申し上げたとおりですけれども、提出資料としまして、病院事業債の明細書を追加してございます。ページ右上、議案第2号企画政策課と枠組みになっている資料になります。

それでは、追加資料の3ページをお願いいたします。

一番上の行、見出しの中ほどですけれども、未償還残高の列の一番下の行になります。

195億5,179万9,745円は、令和3年度末の残高となります。

また、その上の2行、36番と37番になりますが、これが令和3年度の借入れ分となります。

説明は以上です。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 決算のいろいろな資料を見て、大変大きな借金を地方独立行政法人が計画した場合に、市が責任を持って金融機関から、また国からも借りなきゃならないということであります。

195億円というのは、旭市独自のものに比べても大変多いわけですが、この表の最

後の1点、今日私も資料を見ていて気がつかなかったんでお聞きしたいんですけども、金融機関が、この一番最後だけ、ちばみどり農業協同組合となっているわけですけども、あとは大変公的なところが多いわけですが、これはどういう事情なんでしょうか。特別な事情があるんでしょうか。簡単なことですけども、聞きたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、起債するに当たりまして、市の場合、県との事前協議が必要になります。事前協議を行った際に、例年であれば確かに公的資金から借りられるんですけども、令和3年度につきましては、国の資金計画の都合によりまして、一部を民間等の資金から借りてもらいたいということがありました。ということで、1本、ちばみどり農協から借りたことになっております。

民間資金を利用するということになりましたので、一応、市内の金融機関で入札を行いまして、結果、ちばみどり農協となっております。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 委員長からお言葉がございましたので、着座のままでご説明させていただきますと思います。

それでは、議案第3号、令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は、旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料によりご説明させていただきたいと思います。資料につきましてはこちらになりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

令和3年度の平均世帯数は、一番上段になりますが1万752世帯、前年度比1.2%減となりました。また、被保険者数につきましては、先ほどの右側1万8,848人、前年度比にしまし

て2.7%の減となりました。

下段の表は国保加入率の推移で、住民基本台帳における旭市の世帯数及び人口に対する国保世帯数と被保険者数の割合になります。令和3年度末の国保加入率は、世帯割で令和3年度の左から3番目になりますが39.8%、人口割合では、3つ右側になりますが28.8%になり、いずれにおいても減少傾向が続いております。

続いて、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページ、3ページは、療養費や出産育児の一時金などの保険給付費の状況でございます。

3ページの下段の表、⑦の合計欄をご覧くださいと思います。令和3年度の保険給付費の総額は56億911万6,000円、前年度比5.9%の増となりました。増の要因は、被保険者数は年々減少しているんですが、1人当たりの医療費が依然上昇しているためでございます。

続いて、4ページをお開きください。

国民健康保険税の推移ということで、国保税の収納状況になります。

上段、令和3年度の現年課税分の欄をご覧ください。収入済額は、左から3番目、17億9,422万5,000円、不納欠損額はその右側、254万円、収納率は3つ右に移りまして94.6%となりました。

続いて、右側に移らせていただきます。滞納繰越分の収入済額は8,876万6,000円、不納欠損額はその隣、2,742万2,000円、収納率は3つ右に移りまして33.5%となりました。

続いて、5ページをお開きください。5ページは保険税の賦課状況となっております。

ページを開いていただきまして、6ページをご覧くださいと思います。

最後に、滝郷診療所の状況でございます。令和3年度の欄をご覧ください。診療日数は189日、患者数はその隣、5,204人で、前年度比6.6%の減となりました。

右に移りまして、診療収入においては5,697万4,000円で、前年度比4.8%の減となりました。本会議でもご説明したとおり、減少の要因は、新型コロナウイルス感染症の感染対策として令和2年8月から開始しました予約診療による人数制限や、マスク、手洗い習慣等の浸透によりましてコロナ以外の感染症が抑制されたことによる患者数の減によるものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、税務課から令和3年度の決算について補足説明を申し上げます。

資料としましてお配りしてあります令和3年度決算補足資料（国民健康保険税の収納状況等）をご覧ください。資料右上に、議案第3号税務課となっております。

1ページをお開きください。

初めに、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

資料の表は、前年度と比較したものです。区分欄（A）の令和3年度の調定額合計は21億5,917万9,143円で、対前年1億383万8,112円の減となりました。

減の主な理由は、被保険者数の減等によるものです。

（B）の収入済額合計は18億8,299万775円で、対前年4,741万9,189円の減となりました。

（C）の不納欠損額合計は2,996万2,437円で、対前年3,768万8,184円の減となりました。

1つ飛ばしまして収入未償額合計ですが、これは滞納繰越額で2億4,833万731円となり、前年度より1,804万2,612円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和3年度の現年分が94.59%で0.51ポイントの増、滞納繰越分が33.52%で1.19ポイント増となり、現年滞納繰越の合計は87.11%で、前年度より1.87ポイントの増となりました。

続いて、2ページをお願いします。

この表は国民健康保険税を科目別に前年度と比較したもので、説明は、一番右側の収入済額増減を申し上げます。

初めに、一般被保険者についてですが、医療分、後期高齢者分、介護分ともに減となり、小計では、前年度より4,696万2,699円の減となりました。

次に、退職被保険者については45万6,490円の減となりました。

以上、国民健康保険税の合計では、前年度より4,741万9,189円の減となりました。

減の主な理由ですが、一般被保険者における保険者数の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

次に、3ページをお願いします。

上段の表は、過去5年間の収納率の推移です。令和3年度の国民健康保険税の収納率は87.11%で、平成29年度と比較しますと11.83ポイントの増となっており、順調に伸びてきているところでございます。

下段の表は、過去5年間の収入未償額の推移です。令和3年度の現年分滞納繰越分の収入未償額の合計は2億4,833万731円で、平成29年度と比較しますと3億1,190万5,509円の滞納額を縮減することができました。

以上のとおり令和３年度の国民健康保険税の収納状況を説明いたしましたが、今後も法にのっとった適正な滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいります。

以上で、議案第３号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第３号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 国民健康保険事業というのは大変重要な事業でありまして、確かに、国保料は旭市の場合には税で扱っておりますけれども、収納については関心が私もありまして、税務課を中心にして大変ご苦労していると思います。税については状況がだいたい分かったと思うので、事業について多少お聞きしておきたいと思います。

私が気になるのは２つです。１つは、国民健康保険の中で、いろいろと検診、その他をやっていたいておりまして、それが大変効果を発揮しているんじゃないかということと、それから、いわゆる短期の人間ドックやその他の事業において、今、どのような受診状態かということを簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、松木委員からの質疑につきましてご回答いたします。

まず、検診の状況でございます。

特定検診につきましては、令和３年度の実績としましては、6,809人、令和２年が5,353人ですので、1,500人程度の増となっております。また、受診率につきましても、令和２年についてはコロナ関係でかなり低くなりましたが、36.3%に対しまして、令和３年度は46.6%となっております。

内容としましては、令和３年度につきましては、令和２年は中止しておりました集団検診が再開されましたので、こちらのほうで1,565人となっております。

また、個別検診につきましては、令和２年度が4,571人に対しまして4,283人となっております。

また、ＪＡが開始しています特定検診におきましては、令和２年が161人に対しまして、令和３年は233人、また、人間ドックにつきましては、令和２年度につきましては621人に対しまして、令和３年度につきましては728人となっておりまして増えております。よろしくお願

いいいたします。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私が今、後期高齢者なんですけれども、事情を聞いておきたいんですけれども、後期高齢者の制度が始まる間の約10年近くの間、いわゆる市が援助する中央病院などを使った人間ドック事業というのができなかったんです。その理由と再開できた理由を、簡単でいいですからご説明いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、質疑についてご回答させていただきます。

確かに、平成20年、後期高齢者医療制度が開始になりましてしばらくにつきましては、検診のほうはございませんでした。

ただ、その後、国保との兼ね合いの中で、特定検診という形ではなくて健康診査という形で復活させていただきまして、現在に至っているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。以上で終わります。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、議案第4号、令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は国保と同様、旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する説明資料によりご説明させていただきたいと思います。

資料についてはこちらになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧くださいと思います。

上段の表、後期高齢者医療の被保険者数になります。令和3年度の平均被保険者数につきましては、下から2番目の計とありますとおり9,568人となってございます。前年度比0.4%

の増となりました。

要因といたしましては、団塊の世代が75歳を迎えたことにより増となっているものでございます。今後も数年間、急激な増加が見込まれるところでございます。

後期高齢者医療制度の加入者につきまして原則75歳となりますが、上段の2つの項目、65歳から69歳の26人と、その下、70歳から74歳の46人の方を合わせて72人につきましては一定の障害を持つ方で、申請により加入された方でした。

下段の表につきましては、後期高齢者医療保険料の納付状況になります。上段の一番上の特別徴収は年金から差し引かれる分でございます。収入済額は左から3番目、3億3,669万6,000円で、収納率は、一番右側になりますが100%になっております。普通徴収の収入済額は、同じく左から3番目、1億6,185万1,000円で、収納率は、先ほど同様一番右側で、令和2年度同額の98.4%となっております。

一番下の合計の欄をご覧ください。

滞納繰越分を含めて、収入済額は5億31万2,000円、不納欠損額はその隣、61万2,000円、収入未償額は2つ右に移りまして343万4,000円、合計の収入収納率は一番右側で、令和2年度より0.1ポイント上昇し、99.2%となりました。

以上で、議案第4号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） ただいまご説明がありましたが、2番、後期高齢者医療保険料納付状況、収納率100%。これは年金から差し引かれるというご説明でした。

その下の普通徴収については、これは年金から差し引かれるんじゃなくて納付という形なんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、ご質疑がありましたことにつきましてご回答いたします。

普通徴収でございますが、通常、後期高齢者につきましては年金天引きということで考えてございますが、75歳到達の方々につきましては、年金事務所との手続き上、タイムラグが生じまして、半年程度、納付金で納めていただいております。

また、75歳到達後、後期高齢者になった場合に、例えば所得等が変更になりまして税額等が変わった場合につきましては、一時的にタイムラグが生じまして普通徴収という形になりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 後期高齢者医療特別会計は、税金だけ集めて、実際の事業は県でやっていますから、細かいことは私たちは何も言えないわけですが、税の問題で1つだけをお聞きしたいんですけれども、今年の10月から、ご存じのように2割負担ということになります。そうすると、徴収する旭市としては、それらのことについて今、私のところには直接県から来ましたが、どんな割合かということを中心に、もし予測的に分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 失礼しました。今、松木委員のほうからご質疑がございまして、2割負担の税ということでお話がありました。こちらのほうは、窓口負担ということが2割になるということで、一部負担金ということだと思っておりますが、そちらでよろしいでしょうか。それであれば、お答えいたします。

10月1日から松木委員のお話があるとおり、1割負担の方々の中で所得の多い方につきましては窓口負担が2割ということになります。10月から切替えということでございますので、保険証につきましては既に郵便局のほうに郵送依頼をかけまして、こちらのほうは既に郵送事務は終わっている状態でございます。

その中で、一応対象者となりますのが全体が9,849人に対しまして、2割負担者につきましては1,250人、割合しまして12.69%となっております。この2割負担でございますが、急激な負担に対しまして配慮措置としまして、今まで1割だった方に対しまして、上限を増えても3,000円程度にするということで、後ほど、それにつきましては高額療養費と同様にお支払いするような形になっている制度になってございます。

ですので、これにつきましては令和7年度までということで時限立法的なことですが、そういう形で配慮措置されておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 分かりました。私もずっと1割負担だったんですけども、あるときから1年間3割負担になりまして、今度、2割負担になっちゃうかなと思ったら、この間、保険証が来たら1割負担になっていたんです。そういう配慮があったんだなと思います。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、議案第5号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料に基づきまして説明をさせていただきますので、ご用意をお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。

1の高齢者人口等につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところでございますので、2の要支援・要介護認定者数からご説明させていただきます。

要支援・要介護認定数の状況でございますが、第1号被保険者数、令和4年度3月末の欄をご覧ください。

65歳以上の第1号被保険者では、要支援1と要支援2を合わせた認定者が551人、要介護1から要介護5を合わせた認定者が2,407人で、合わせて2,958人となっております。

次に、特定疾病を要件とする40歳以上65歳未満の第2号被保険者では、要支援認定者が15人、要介護認定者が68人で、合わせて83人となっております。

全体では、要支援認定者は566人、要介護認定者が2,475人で、総合計は3,041人で、前年度と比較しまして17人の増となりました。

続いて、2ページをお願いいたします。

3の介護保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。所得段階は11段階で、第5段階が基準額となります。基準額は年額6万4,800円、月額5,400円となっております。

また、令和元年10月の消費税率改正によりまして、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階の保険料が引き下げられております。

続いて、4の所得段階別第1号被保険者数ですが、こちらはただいま説明いたしました所得段階別の被保険者数の状況と構成割合となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

5の保険料納付状況ですが、年金からの天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は11億1,383万1,940円となり、還付未済額を差し引いた収納率は100%であります。現年分普通徴収の収入済額は1億1,217万6,470円、収納率は前年度より1.3ポイント増の90.0%であります。

次に、過年度分ですが、収入済額は582万8,037円となり、収納率は23.2%であります。不納欠損額は858万355円で、対象者は198人であります。現年、過年度分を合わせた全体では、収入済額は12億3,183万6,447円となり、還付未済額を差し引いた収納率は、前年度より0.5ポイント増の97.5%となりました。

続いて、6の保険給付費のサービス別支給状況です。居宅サービスの保険給付費の合計額はA欄になりまして17億2,292万4,439円、対前年度2.7%の増となりました。

次に、地域密着型サービスですが、保険給付費の合計額はB欄になりまして7億1,325万739円、対前年度1.5%の増となりました。

続いて施設サービスですが、保険給付費の合計額はC欄になりまして19億4,281万8,343円、対前年度0.2%の増となりました。

次に、特定入所者介護サービス費ですが2億2,405万572円となり、対前年度6.7%の減で、このサービス内容は、施設入所者で低所得の方の自己負担を軽減するために、食費、居住費を補足給付したものであります。

次に、高額介護サービス費は1億581万9,766円となり、対前年度1.7%の増となりました。次の高額医療合算介護サービス費は867万9,937円、対前年度5.7%の増となりました。これらの付加給付を含めました保険給付費の総額は、一番下の欄になりますが47億2,118万2,296円となり、対前年度1.0%の増となりました。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から議案第5号までの担当課は退席してください。

議案審査は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５９分

再開 午後 １時 ０分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

続いて、議案第６号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑は着座で結構です。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、着座で失礼させていただきます。

議案第６号、令和３年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明をさせていただきます。

決算書のほうは、旭市公営企業会計決算書になります。

それでは初めに、決算書１３ページをお願いいたします。

令和３年度の主な工事について、補足説明を申し上げます。

（１）建設改良費工事の概要となります。

最初に、工事名、水配Ｒ０３第１号、さくら台地区配水管布設替工事となります。この工事の概要は、海上配水場近くの大口径の管路に設置した仕切り弁が故障したため、仕切り弁を含む管路を部分的に布設替えしたものです。

表の２行目になりますが、水配Ｒ０３第２号、三川地区配水管布設替工事ですが、漏水事故が多発する区間の管路を布設替えしたものでございます。

次の表、３行目、水配Ｒ０３第３号、鎌数地区配水管布設替工事ですが、琴田橋にかかる水管橋が漏水したため布設替工事を行ったものです。

以上で、議案第６号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第６号について、質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 言葉なんですけれども、ポリエチレン管とダクタイル鋳鉄管の使い分

け、使用用途というんですか、すみません、それが私は分かりませんので説明していただけたらと思います。

○委員長（宮内 保） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、ダクタイル鋳鉄管ですが、鉄製のものということで、こちらは国道、県道等の交通量の多いところに使用されることが多いです。また、配水場から出ます基幹管路、そういったものに主に使用されます。

それから、耐震型のポリエチレン管ですが、こちらにつきましては、それ以外の場所といえますか、ある程度、こちらの管も耐震性を持っていますので、重要給水管路ですとか、そういった中での支線といったところでポリエチレン管のほうを使用しています。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑。

井田委員。

○委員（井田 孝） 今の14ページの工事の件なんですけど、これはほぼ同じ竣工年で大真工業が3件取っているということなんですけど、水道工事においても、建設業と同じく1工事に1人監理技術者をつけるというような義務があるんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 水道工事についても管理者はついております。それぞれの工事について配置されています。

○委員長（宮内 保） 井田委員。

○委員（井田 孝） 大真工業は3人監理技術者がいるということではなくて、建設業だと1現場に1人で、かぶってはならないとあると思うんですけども、水道のあれに関してそれは関係ないということなんですか。

○委員長（宮内 保） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それぞれについていればいいということになってございます。

○委員長（宮内 保） ほかに。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 私は本会議でもって決算の報告書に基づいた質疑を若干させていただいたのですが、水道事業全体がかなり一般会計からの繰出し、その他を得て、大変な事業だ

と思います。そういうことを踏まえて、この事業がこれから本当に続けていけるのかなというふうに疑問を感じてしまいました。

水道の場合には水が来ないという広域の水道からの問題があつて、去年は大変いろいろな問題が起こったわけですが、こういうことを考えると、もっともっと施設的な充実が必要かなというふうに考えております。

例えば決算のところの総事業費が12億円、利益が2億7,200万円、こんな形が出ておりますけれども、これを本当に旭市がちゃんと経営を続けられるような水道にするにはどうしたらいいかということを考えると、やはり、今、水道ビジョンということをもつていろいろ計画されているようではありますが、この概略の計画を教えてくださいたいと思うんです。

つまり、これからの10年間どうするかということを考えないと、安心して水が使えないんじゃないかというふうに考えていますので、簡単でいいですので、決算に当たりまして、お考え、計画などをお知らせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、一番問題といいますか、気になるところは水道料金の件になるかと思いますが、本会議でも市長のほうからお話がありましたように、水道ビジョンの今の計画の中では、令和11年までの計画期間内では、料金の変更はしないという中で運営していきたいとは考えてございます。

事業のほうの今後ですが、まず、近い中では、旭配水場のほうのポンプの更新を計画してございます。配水場でいきますと、次に干潟配水場ということになりますが、これはちょっと年数が後になりますけれども、そのほかの管路の更新につきましては、まず配水場から出ています基幹管路と言われるもの、大口径のものについて順次更新をしていく考えています。

基幹管路の更新に続けて、重要給水管路ということで中央病院等の基幹病院、または防災計画等で避難所となっている施設への配水管のルートを更新を行っていきたいと考えております。

そういった中で、配水区域の適正化ということで、自然流下区域のほうの拡大、または配水管のほうのちょっと先になってしまうかもしれませんが、ループ化のほうの更新といったような、そういった順で今後の事業を展開していきたいと、今計画で立ててございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 大変貴重な計画をありがとうございます。

資料のほうでご説明いただきたいんですけども、決算書の11ページと12ページをお開きいただいて、まず11ページのほうの経常収支比率、料金回収率とも、これはかなり幅が広がってきているわけです。それから、12ページのほうの有形固定資産減価償却率から管路経年化率、更新率の推移ということで、これも令和1年以降、令和3年に向かってぐっと上がっているというか、そういう形でもってなっているんですけども、これはどういうことを表しているのか、簡単に教えていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、管路経年化率につきましては、法定耐用年数を基準として超える管路についての率になります。

これにつきましては、創設から40年以上たっておりますので、管路の耐用年数がだいたい40年ということで、今後増えていくということになってございます。

あと、有形固定資産の減価償却率につきましても、施設の更新等が増えていく中で減価償却をしていきますので、それに伴って減価償却率が上がっていくというような状況でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、令和元年以降は、実際に管を全部見たわけじゃないけれども、そういうような傾向が出てきているということですね。その対処は、先ほどのビジョンの中ではどういう形で、主な話は分かりましたが、こちら辺のところは、どういう形でどのぐらいの経費が必要かという概算でも推計されているところはあるですか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 先ほど、耐用年数のほうが40年ということでお話しさせていただきました。実耐用年数ということで、厚生労働省のほうから基準が出されておまして、ダクタイル鋳鉄管のほうは、法定耐用年数でも2倍というような実績もありますし、ほかのポリエチレン管については1.5倍というような実績がございますので、40年で更新がすぐできればいいんですが、なかなかそれはできないということがございます。

ですので、先ほどもご説明させていただきましたが、まず、基幹管路、重要給水管路の更新のほうを進めさせていただきまして、耐用年数を超えてしまうものも出てくると思うん

ですが、1.5倍という中での厚生労働省の基準の中で、順次、ほかの管について更新をしていくというような計画であります。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、資料は同じく決算書になります。

決算書の36ページをお願いいたします。

令和3年度の主な工事について、補足説明を申し上げます。

（1）保存工事の概況となります。

工事名、旭中央汚水ポンプ場汚水ポンプ修繕工事です。

工事の概要は、旭中央汚水ポンプ場の着脱式汚水ポンプ2台が経年劣化によりポンプの性能が大幅に低下したため、機能を回復することを目的として更新工事を実施いたしました。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田 恒） 2点ほど質疑させていただきたいと思いますが、1点目は企業会計とはちょっと違うようなところがあって、公営企業会計の特別な用語だと思うんですが、その辺を伺いたいんです。

29ページに損益計算書があるんですが、3番の営業外収益の中で、例えば、長期前受金戻し入れというのがありますけれども、これは、考え方としては国庫補助金を償却年数で年度に割り振ったということなんでしょうか。これが1点。

それから、（1）の他会計負担金2億1,800万円、一般から繰り入れているんですが、それと別に、ちょっと戻って恐縮なんですけれども、5ページの水道事業、同じような項目で他会計補助金とあるんですね。いずれも一般会計の他会計補助金は諸支出金から繰り

出していて、29ページの2億1,000万円については一般の土木費から出ているんですけれども、負担金という文言と補助金という文言の使い分けというんですか、意味合いがちょっと違うのかなと思うんですけれども、この辺をご説明いただきたいというのがまず1点。

それからもう1点は、29ページに戻っていただいて、他会計負担金が一般からの繰出しが2億1,800万円、極めて大きいんですけれども、先ほど松木委員のお話にもありましたけれども、下水道の使用料が約1億円で、負担金が2億円というバランスが多い少ないというよりも、こういうような負担があるということなんですけれども、これは仕方がないかなと思うんですけれども、こういう企業会計、下水道とそれから集落排水がこういうふうになっているんですけれども、同様に、こういう事業というのは、大くくりで見れば環境衛生という中のくくりだと思うんです。そうすると、合併浄化槽の問題も、昨日、井田委員からもありましたけれども、こういう下水道区域の中で合併浄化槽というのは基本的にはないと。そうだと思うんですけれども、ただ、合併浄化槽という事業は、これも個人のものですけれどもそういうものと、こういう企業会計と、本来は環境衛生の中で大きく考えるべきだったなと個人的に思うんですけれども、そういう検討というのは、こういう事業の中で検討なされていたのかと思うんですけれども、その2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 長期前受金戻入の件ですが、こちらにつきましては、委員がおっしゃるとおり、減価償却費に割り振ったものの単年度分を計上しております。

負担金と補助金の使い分けですが、項目設定の中で上水道と集落下水道では、その内容というのが違ってきているかと思うんですが、公共下水道事業のほうの他会計負担金につきましては、これは一般会計からのほうの負担金ということで一般会計繰出し、こちらから見ると繰入金の収入の項目になってございます。

水道事業のほうの他会計補助金につきましては、一般会計の繰入れからのものと、それから県のほうの高料金対策補助金、そういった2種類のものの収入がございますので、こちらのほうは他会計補助金というような中で項目のほうを示させていただいております。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） 恐らく、その用途が性格によって分かれているのかなと思うんです。例えば補助金というのは、どちらかというと収益的なものと、それから29ページの他会計負担金というのは資本的なものと、そんなくくりじゃないかなというような気がするんですけれ

ども、そういうことで分かれているんだろうなという気がしているんですけども、それは分かりました。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 1 問目の他会計補助金のほうですが、こちらは一般会計の繰出金ほうと児童手当等の補助というような中で、水道のほうでは他会計補助金ということとさせていただきます。

先ほど申しました高料金対策のものにつきましては、補助金という項目に入っております。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） 文言の考え方についてはいろいろあると思いますので、ここで細かな厳密な部分は結構です。

先ほど申し上げましたように、2 つ目のものでいいと思うんですけども、お答え願いたいと思うんですけども、要するに、こういう企業会計、特に下水道だとか合併浄化槽のくくりとしては、公共衛生というんですか、そういうところで議論すべきところもあると思うんですけども、そういうものに対するそのトータルとしての検討というんでしょうか、合併浄化槽というのは、今は合併浄化槽事業になっているわけじゃなくて、合併浄化槽はあくまでも個人で設置するわけだから、この間、松木委員がおっしゃったように、その管理とかというのは個人に任せているわけです。

だけれども、全体的なことを考えれば、市がそうふうに関与するようなことは今まで考えられてきた経過があったかなということをお伺いしたかったわけです。

○委員長（宮内 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、公共下水道の区域の中で、まだ水洗化率、加入率は100%になっておりませんので、まだ合併浄化槽を使っている方もおります。

合併浄化槽と公共下水道の関係ですが、こちらにつきましては、公共下水道等を始める際に汚水の適正処理構想というのがございます。この構想の中で、集合処理、公共下水道とか農業集落排水、それから個別処理ということで合併浄化槽での処理というようなところを検討していくことになってございます。

汚水適正化処理構想にも準じた中での集合処理、個別処理ということで行ってきておりま

す。

○委員長（宮内 保） 島田委員。

○委員（島田 恒） 分かりました。いずれにしても、そういう公共衛生という意味ではこれから考えていかなければいけないんじゃないかという思いで質疑させていただきました。答弁は結構です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松本源太郎）　今、島田委員から発言のあった問題も含めて、私のほうで気になっている点がありまして、水洗化率が71.0%で、令和3年がプラス1.6%である。私も、今度、家を建てるに当たって網戸を選んだのは、下水につなげられるからという条件で探したわけです。そして来てみたら、ご存じのように、公共下水道の区域の土地については、宅地のところは全部平米800円の負担金を払っているわけです。下水ができた当時に、5年の年賦をもって、それなのに今でも合併浄化槽を使っている方が3割いるわけです。これが今の2列つくる予定の公共下水道のところにまで、まだ1列しかつくってありませんけれども、それに対してどのぐらいの数量になっているのかということがいつも気になっているわけです。

私がなぜ一般質問でもって例の中央病院の東側の3.5ヘクタールの土地の水を入れることについて議論したかという、水がいろいろな理由からいつていっぱいになって近くになっているんじゃないかということを心配されているんじゃないかと思って、そのところを、下水道担当から今どのぐらいの割合でもって下水の処理をしているかということをお知らせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 現在の容量でございますが、どのくらいの流入があるかというところを計算する場合に、1日の平均処理水量というもので見ております。現在の認可計画での日数平均の水量が3,270立方メートルとなっております。令和3年度の決算での1日平均処理水量が1,928立方メートルということで、そうしますと、計画の容量に対して現在58.9%ほどというような状況でございます。

○委員長（宮内 保） 松木委員。

○委員（松木源太郎）　ありがとうございます。

今、そういう状態であれば、公共下水道の地域の方には、やはり、接続のお願いというの

をかなり私はやっていかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。あと3割の方が権利としての負担金は払っているわけだから、お金がかかります。工事代がかかります。工事代を一般会計でもって、公共下水道の地域の方が合併浄化槽を取り払って接続する場合には、若干でも取り払いのための費用を持つとか、そういうふうにしてこの3割近くのを上げていくと、かなり公共下水道の料金の問題からいっても改善するんじゃないか、そういうふうを考えますけれども、そんな考え方は、担当課から一般会計に言うのはなかなか大変だと思うんですけれども、そのところをどう上げていくかということを庁内全体でもって少し議論していただけないかなということをお願いしたいと思っているんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 水洗化率の向上につきましては、現在、コロナ禍の中でなかなか推進できないといえますか、歩けない状況ですので苦しいところでございます。

今委員からありましたお話につきましては、今後の水洗化率を上げる方法として、今後の課題として関係課のほうとお話しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足説明ありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 続いて、議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業剰余金の処分及び会計決算の認定についての補足説明につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） それでは、議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 私は農業集落排水事業の区域に住んでいまして、農村地域でも下水と全く同じで、汚水の心配がなく生活できたことを感謝しているぐらいです。ここも設置率が

74%で、やはり、70%台なんです。ここはちょうど20年少し過ぎて、もう地元の人も慣れちゃっているんでしょうけれども、私は江ヶ崎でしたけれども、大変暮らしやすい地域になりました。そのことを含めて、この地域で加入の促進は監査委員の中でも言われていますけれども、加入する人は40万円とか、そのぐらいの負担金を取られるわけですがけれども、それをぜひもっと強力に進めていただきたいなと思っています。

これについて担当課のお考えと、それから、この地域は結構下水があるということで、家が建つんですね。琴田と江ヶ崎というのは意外と。そういうことでもって関心と呼んでいますから、ぜひこの点について、これからの取組をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 農業集落排水につきまして水洗化率の向上ということで、こちらもコロナ禍でなかなか進んでいない状況です。コロナの状況を見ながら訪問をして加入促進をしたりということで、今後、水洗化率の向上を図っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、令和3年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

それでは、議案第6号から議案第8号の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項

○委員長（宮内 保） 続いて、担当課より財務諸表について説明をお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課のほうからその他の報告事項ということで、令和3年度決算に基づく旭市財務4表及び決算カードについてご説明を申し上げたいと思います。
まず、お配りいたしております旭市財務書類と書いてある書類のほうをお願いいたします。
資料で使うものは、もう一つ、決算状況という、こちらの2つのご用意をお願いいたします。
それでは、まず1つ目といたしまして、令和3年度旭市財務書類（速報版）と書かれている資料のご説明をいたします。
初めに、財務書類の概要についてご説明いたします。

財務書類につきましては、新地方公会計制度に基づきまして、地方公共団体の会計制度に企業会計の手法を導入しようとする取組でありまして、本市では、平成20年度決算から貸借対照表などのいわゆる財務4表を作成しております。

続いて、財務書類についてご説明いたします。

まず1ページのほうを開いていただきまして、下の表の対象とする会計の範囲をご覧ください。

作成書類は、一般会計と病院事業債管理特別会計を併せた一般会計等財務書類、それと、旭市の全ての会計を対象とした全体財務書類と、旭市の全会計に関連する団体等を加えた連結財務書類の3つの財務書類となります。

本日は、このうち旭市の全ての会計を対象とする全体財務書類について説明いたします。

なお、一部事務組合などの関連団体まで加えました連結財務書類につきましては、今年度中に対象団体から決算書などの提供を受けまして、年度末をめどに作成、公表する予定でございます。

次に、右側の2ページをご覧ください。

財務4表の種類です。

1つ目は貸借対照表、いわゆるバランスシートになります。

2つ目は行政コスト計算書で、民間企業における損益計算書に相当するものでございます。

3つ目は純資産変動計算書で、自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにするものであります。

4つ目は資金収支計算書で、資金の増減等の流れ、いわゆるキャッシュフローを表すものでございます。

それでは次に、3ページをご覧ください。

まず、1の貸借対照表、バランスシートについて申し上げます。

まず、上のイメージ図をご覧ください。こちらは貸借対照表の内容を分かりやすく図式化したもので、左側が資産の部、右側が負債の部と純資産となっております。また、この図の下にあります表が基となっている数値をまとめた表でございます。

以下、ほかの3つの財務書類につきましても、上に全体のイメージ図、その下に基となる数値の表というような記載となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、下の表をご覧ください。こちらでご説明いたします。

資産の部の1の固定資産につきましては、令和3年度は1,343億8,804万9,000円で、前年

度と比較しますと、こちらは一番右になりますが26億1,681万5,000円の減となっております。これは、旭中央病院への貸付金の減少などによる（３）投資、その他の資産の減や旧庁舎の解体などに伴い、（１）有形固定資産が減となったことなどが主な要因となっております。

次に、２の流動資産は204億5,342万8,000円となりまして、前年度と比較して3,481万8,000円の減となりました。これは、（１）現金預金は減となったものの、（４）の基金が減債基金への積立てによりまして増となったことで微減となったものでございます。

１の固定資産と、２の流動資産を合わせた資産合計（Ａ欄）については1,548億4,147万7,000円で、前年度と比較して26億5,163万3,000円の減となっております。

下の負債の部です。

１の固定負債については、令和３年度は579億7,958万8,000円となり、前年度と比較して27億9,890万3,000円の減となりました。これは、（１）の地方債が一般会計の起債の償還が進んだことによる減や、旭中央病院の地方債の減などにより減となったことが主な要因です。

２の流動負債につきましては59億3,702万9,000円で、前年度と比較して１億2,973万円の減となりました。

１の固定負債と２の流動負債を合わせた負債合計（Ｂ）は639億1,661万7,000円となり、前年度と比較して29億2,863万3,000円の減となっております。

資産から負債を差し引いた純資産合計（Ｃ）は、②909億2,486万円となりまして、前年度と比較して２億7,700万円の増となりました。

続きまして、右側の４ページをお願いいたします。

２の行政コスト計算書です。これは、民間企業で言うところの損益計算書です。こちら、下の表でご説明いたします。

１の経常費用については、令和３年度431億2,359万6,000円で、前年度と比較して102億9,351万5,000円の大幅な減となりました。これは、主に（２）移転費用の①補助金等が特別定額給付金給付事業などの新型コロナウイルス対策事業や広域ごみ処理施設整備に係る負担金などによりまして大幅な減となったことが主な要因です。

２の経常収益は24億261万9,000円で、前年度と比較して１億5,485万6,000円の減となりました。

１の経常費用から２の経常収益を差し引いた、３の純資産行政コストは407億2,097万7,000円で、前年度と比較して101億3,865万9,000円の減となります。これに４の臨時損失を加え、５の臨時利益を引いたものが、６の純行政コストとなりまして、③408億3,289万

5,000円、前年度と比較して101億8,280万6,000円の大幅な減となりました。

続いて、5ページをお願いいたします。

3の純資産変動計算書です。

これは、市の資産から負債を差し引いた純資産の年度中の増減を表すものです。

下の表をご覧ください。

1の前年度末純資産残高は906億4,786万円で、そこから2の純行政コスト③408億3,289万5,000円を差し引き、3の財源411億185万7,000円と、少し飛びまして、6のその他803万8,000円を加えた金額が、一番下になりますが、8の本年度末純資産残高で②として909億2,486万円、前年度と比較して2億7,700万円の増となりました。

これは、1の前年度末純資産残高が減となったことや、3の財源が特別定額給付金給付事業費に係る補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などにより減となったものの、差し引くべき2の純行政コストが新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設の完了に伴い大幅に減となったことにより、差引きの結果、プラスとなったものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

4の資金収支計算書、これはキャッシュフローで、市の資金収支の状況を3つの活動に区分してお示したものでございます。

下の表をご覧ください。

網かけの業務活動収支（A）、これは行政サービスにおける人件費などの支出や市税などの収入といった毎年度の継続的な収入支出となります。令和3年度は31億9,418万5,000円で、前年度と比較して11億1,071万6,000円の増となっております。これは、2の業務収入が新型コロナウイルス対策事業に係る国県補助金や、広域ごみ処理施設整備に係る特別交付税の減などにより減額となったものの、1の業務支出、（2）移転費用支出が新型コロナウイルス対策事業や広域ごみ処理施設整備に係る負担金の減のほか、新庁舎の備品購入費や小・中学校のタブレットの導入費用の減などもあったため、収入の減額分よりも大きく減額となったため、差引きで増となったものであります。

次に、投資活動収支（B）です。これは、学校や道路などの資産形成や投資、貸付金などによる収入支出となりますが、11億1,596万5,000円のマイナスで、前年度と比較すると9億9,147万2,000円の増となりました。これは、1の投資活動支出が公共施設等整備基金等の積立てによる基金積立金の増などにより増額となったものの、2の投資活動収入についても、庁舎整備基金の廃止や災害復興基金の一部の国への返還などに伴う基金の取崩し額が増とな

ったことで、収支の差額が少なくなったものでございます。

次に、財務活動収支（C）です。これは、地方債や借入金などの借入れ及び償還の収入支出ですが、マイナス26億4,077万3,000円で、前年度と比較すると36億3,080万4,000円の大幅な減となりました。これは、1の財務活動支出の過去に借り入れた地方債の償還額が増となったことに加え、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設の整備事業の完了などに伴い、2の財務活動収入の新たに借り入れた地方債の金額が大幅に減となったことによるものでございます。

（A）（B）（C）の3つの収支を合計した本年度資金収支額（D）はマイナス5億6,255万3,000円で、そこに前年度末資金残高（E）68億1,166万2,000円を加えた合計、本年度末資金残高（F）につきましては62億4,910万9,000円となりました。これに、その下の網かけですが、本年度末歳計外現金残高（G）2億7,528万7,000円を足した本年度末現金預金残高（H）は①65億2,439万6,000円となりまして、前年度と比較しますと5億5,075万1,000円の減となります。

○委員長（宮内 保） 会議は途中ですが、ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、報告事項について担当課の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは続きまして、7ページのほうから説明したいと思います。

ここからは、財務4表を用いた指標の分析の説明となります。

まず、1の市民1人当たりの指標です。資産合計、負債合計、純行政コストの各金額を人口で割った金額で、資産については資産の形成度を、負債については財政の健全性を、行政コストは行政の効率性をはかることができます。

資産については、令和3年度は241万9,000円で、前年度と比較して1万6,000円の減となりました。

負債については99万9,000円で、前年度と比較して3万4,000円の減となりました。

行政コストについては63万8,000円で、前年度と比較して15万1,000円の減となっています。

次に、2の歳入額対資産比率です。これは、これまでに形成された資産が歳入の何年分に相当するかを表すものです。令和3年度の比率は2.7年で、前年度と比較すると0.4年の増となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

3の純資産比率です。総資産のうち、返済義務のない純資産がどのくらいの割合を占めているかを表しています。企業会計における自己資本比率に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であると言えます。今年度は58.7%で、前年度と比較して1.1ポイントの増となっております。令和3年度は、旧庁舎の解体などにより資産合計が減少したことと、地方債の償還支出が新規の地方債発行収入を上回ったことで負債が減少したことが主な要因となっております。

次の4、有形固定資産減価償却率です。これは、有形固定資産のうち、建物や工作物などの償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表します。この比率が高いほど、施設の老朽化が進んでいると言えます。今年度は61.0%で、前年度と比較して1.2ポイントの増となっております。

9ページをお願いします。

5の基礎的財政収支、プライマリーバランスです。支払利息支出を除いた業務活動収支と投資活動収支を合算したもので、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。プラス（黒字）であれば、その年の政策に係る経費が借金以外の収入で賄われていることとなり、財政が健全であることを示します。令和3年度は26億2,015万9,000円の黒字で、前年度と比較して33億5,529万9,000円の増となっております。これは、広域ごみ処理施設整備の完了などに伴い、補助金等支出が大幅に減となったことで、2段目の業務活動収支が前年度よりも増加したことと、3段目の投資活動収支が新庁舎建設事業の完了に伴い、前年度と比較して大幅に増加したことが主な要因です。

続いて、6の社会資本形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）です。これは、社会資本整備の結果を示します固定資産を、市債等の借入れによってどれくらい調達したかを表します。この比率が高いほど、将来の世代が負担する割合が高いと言えます。今年度は43.9%で、前年度と比較して1.5ポイントの減となっております。

続いて、10ページをお願いします。

7の受益者負担の割合です。これは、経常収益を経常費用と比較することで、行政サービ

ス提供に対する負担について、どの程度を使用料や手数料等の受益者負担で賄えているのかを表します。経年や他団体との比較により、受益者負担が適正かどうかはかることができます。今年度は5.6%で、前年度と比較して0.8ポイントの増となっております。

以上が、本年度の財務4表の簡単な説明となります。

なお、この内容につきましては、ホームページなどを通じまして公表し、市民の皆様に旭市の財務状況について、できるだけ分かりやすく説明していきたいと考えております。

次に、もう一つの資料、1枚ものの決算状況のほうの説明をいたします。

これは毎年度、総務省に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計の内容をコンパクトにまとめたものです。県内の市町村が全て同じ様式で作成するため、他の団体との比較もしやすくなっております。

ただし、記入した数値につきましては、決算統計の手法に基づいて共通した計算方法によって作成されておりますので、歳入歳出の総額などが決算書の数値と異なっていることをご理解いただきたいと思います。

その違いを大まかに言えば、このカードの数値は、一般会計の数値に病院事業債会計の独法化以降の起債借入れ分を加えたものです。

それでは、細かい説明は省略しまして、このカードにどんな内容が盛り込んであるかを説明してまいります。

まず、表面をご覧ください。

上段には、人口と産業構造を表示しています。

中段の左側には、決算額の収支と交付税の算定に用いた基準財政需要額などを、また、右側は各種の財政指標と健全化判断比率を表示しております。そして、下段には各特別会計の決算額を表示しております。

続いて、裏面のほうをお願いいたします。

まず、左側の上段には款別の歳入を、また、その下には市税の収入状況を表示しています。

右側に移りまして、上段は性質別の歳出を、また、その下には目的別の歳出を表示しています。

最後に、一番下の枠には、現在進めている大規模事業を表示しております。

説明は以上でございます。1つ1つの内容につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、令和3年度決算に基づきます財務4表と決算カードについての説明を終わりにさ

せていただきます。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

木内議長。

○議長（木内欽市） 財政課長、2日間大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。非常によく把握しておられて感服いたしました。

一番最後に、令和3年度決算状況がありますね。これは、どこの市も同じものを出していると今おっしゃいましたよね。私はパソコンとかができないので、できれば類似団体、同じような人口規模、例えば八街市だとか白井市だとか、あとは近隣の匝瑳市、香取市、銚子市、この辺りのものを参考までに頂けると、見比べて、旭市は財政力指数が銚子市よりちょっと劣っているなどか、いろいろな面で参考になるのでお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 木内議長の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 決算カードにつきましては、そのように類似団体とか全国の市町村がつくっていますので、すぐにそろえることは簡単でございます。類似団体等も市町村の名前を言っていただければそろえることができます。

○委員長（宮内 保） 木内議長。

○議長（木内欽市） ぜひお願いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 同じようなフォーマットで、各市町村自治体で検索をすれば、こういうのは恐らくプリントアウトは可能というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（宮内 保） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちらのほうはホームページで全市町村、例えば、県のホームページを見ていただければ、そこに県内の市町村の決算カードのページがありまして、そこで全部見られますので、プリントアウトもできます。

○委員長（宮内 保） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時20分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 宮 内 保

建設経済常任委員会

令和4年9月21日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第10号 令和4年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第11号 令和4年度旭市公共下水道事業会計補正予算の議決について

議案第12号 令和4年度旭市農業集落排水事業会計補正予算の議決について

議案第13号 旭市漁業振興基金条例の制定について

《付託請願》

請願第 4 号 水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める請願

出席委員（6名）

委員長 菅谷道晴

副委員長 井田孝

委員 向後悦世

委員 飯嶋正利

委員 林晴道

委員 遠藤保明

欠席委員（なし）

委員外出席者（5名）

議長 木内欽市

紹介議員 松木源太郎

議員 崎山華英

議員 伊場哲也

議員 常世田正樹

説明のため出席した者（11名）

副市長 飯島茂

商工観光課長 大八木利武

農水産課長	池田勝紀	建設課長	浪川正彦
都市整備課長	飯島和則	上下水道課長	多田一徳
農業委員会 農事務局長 その他担当員	戸葉正和 4名		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二
副主幹	菅晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（菅谷道晴） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、建設経済常任委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、委員会を始めます。着座にて失礼いたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

なお、委員の皆様におかれましては、委員会終了後、昼食をとっていただき、その後、タブレット研修を行いますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、崎山華英議員、伊場哲也議員、常世田正樹議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

本日、木内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、そして執行部幹部の皆様、大変ご苦労さまでございます。

また、本日4名の方、傍聴、大変ご苦労さまでございます。熱心さに頭が下がります。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算を含む5議案と請願1件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議をお願いいたします。

それでは、菅谷委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（飯島 茂） それでは、皆様おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、全部で5議案でございます。

内訳は、まず予算関係が4議案で、議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち建設経済常任委員会の所管事項、議案第10号、令和4年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第11号、令和4年度旭市公共下水道事業会計補正予算の議決

について、議案第12号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計補正予算の議決について。

次に、条例関係が1議案で、議案第13号、旭市漁業振興基金条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（菅谷道晴） それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和4年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第11号、令和4年度旭市公共下水道事業会計補正予算の議決について、議案第12号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計補正予算の議決について、議案第13号、旭市漁業振興基金条例の制定についての5議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑については着座で結構です。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本常任委員会所管事項につきましては、本会議での補足説明のとおりで、加えての説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） それでは、議案第9号について質疑がありましたらお願いします。

井田委員。

○委員（井田 孝） それでは、補正予算書の18ページの商工費と土木費の光熱水費なんですけれども、本会議でも算定基準、説明あったんですが、いま一度、算定の基準を教えていた

だきたいと思います。

○委員長（菅谷道晴） 井田委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答えいたします。

今回の光熱水費につきましては、燃料費の高騰に伴うものでございまして、光熱水費の今までの実績、4月からの実績とこれから先、年度末までの見込みですね、これを足し上げたものと当初予算額の光熱水費の差額ですね、その不足分でございます。それを、今後の値上げ分も含み1割増しという形で算定をいたしまして、その額を今回予算計上させていただきました。これにつきましては、全ての事業について同様な計算というふうに財政課のほうから聞いております。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 井田委員。

○委員（井田 孝） 燃料の高騰等、今度来年度の予算組みに関してはどういう考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（菅谷道晴） 井田委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 今現在の原油の推移、また今後の推移というものを見ながら、また予算の編成時期になりますと編成方針のほうが示されます。その中で、光熱水費の算定方法についてまた指示がありますので、それに従う形で、現状にかなったような形で算定をする予定だと思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 私も今の質問なんですが、この光熱費というのは、役所関係のやつというのは契約でやっているんですか、それとも時価でやっているんでしょうか。10月にはOPECが減産になるという話も聞いております。その辺も含めてお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） これまた契約の方法によっていろいろ変わってくるかと思うんですけども、通常は家庭の電気料でいきますと、使ったものに対して幾らという形で請求が来ます。そういった契約方法もありますし、例えばうちのほうの観光街路灯などは、年

度初めに、ある程度の金額で算定して前払いという形になりまして、それが年度末、また原油の価格とか電気料金の上限によって年度末で精算して、来年度へまた引き継ぐという形で、いろいろ方法がありますが、現状の経済状況に従って支払うものだというふうに思われます。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） それは、各課が共通してはいないということですか。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） うちの課で申し上げますと、観光街路灯等については前払いという形をとってます。あと、観光施設についてはそれぞれ毎月払うような形で、それぞれ事業によって契約はしておりますので、ちょっとほかのところは分かりませんが、うちのほうに関してはそうです。

○委員長（菅谷道晴） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは、議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決について、何点か質問をさせていただきたいと思いますが、まず12ページ、歳入から、20款5項5目雑入、ここに2,000万円とありますが、説明欄1に漁業振興基金、これは出捐金の増ですね、銚子沖の洋上風力発電の協定、これを締結したということで、ある合同会社から拠出される出捐金を、関連法案等に基づいて公募手続を経て事業者が選定されて、そこから占用の指針において決まった拠出金をもらうということで、基金が今回できて、繰入れということではありますが、その2,000万円という金額の根拠といえますか、銚子市と旭市に対して出捐されるということを聞いておりますけれども、どのような金額のボリュームの算定であるのかを教えてくださいたいと思います。

次に、17ページ、歳出のほうに入りますが、6款1項4目畜産振興費816万円、これは質疑でもございましたけれども、説明欄1のさわやか畜産総合展開事業の増ということで、畜産農家の堆肥化施設だとか機械類の整備に対して補助を、新たに要望があったということで伺っておりますので、新規計上に当たって具体的にどのような要望があったのかという、その具体的な内容を伺いたいということを思うのと、たしか補足の中で、臭気にも結構軽減が期待できるよということだったので、どの程度の臭気対策、軽減になるのか、臭気の濃度ベースとかで教えていただけたらありがたいと、そのように思います。

次に、18ページ、7款1項3目観光費190万6,000円の増ですね、先ほど来質問ありますけ

れども、電気料の値上げに伴って観光街路灯など観光施設に係る光熱水費が増となるということでもありますね。可能であれば、市内の観光施設や観光街路灯、旧 1 市 3 町別の金額、分かれば教えていただきたい。分からないようであれば、主な対象施設、どのような施設があるのかを場所ごと聞きたいので、1 市 3 町ごとに伺えたらありがたいと思います。

それから最後に、22ページ、13款 2 項 1 目水道事業公営企業債、これ5,500万円となっておりますけれども、説明欄 1 に水道事業会計の支出金の増ということで、これは今まで聞いたことなかったような事業なんです、水道管路の耐震化事業に係る工事費が繰出基準に該当したと、支出金の対象となるということから、一般会計からの繰入れ、支出を行うということなんですけれども、これはどのような制度になっているのか。今旭市が、本市が行っている水道ビジョンに基づいて、その事業計画がこの制度に反映されているのかも含めてちょっと伺いたい、そのように思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の質疑に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは初めに、出捐金の歳入の状況ということでご説明したいと思います。

金額につきましては2,000万円ということで、端的に言うと、洋上風力発電の話が進んで、事業者が決まって、金額につきましては、最終的には協定書、これが3者、海匠漁業協同組合と千葉銚子オフショアウインド合同会社、それから旭市ということで、3者で協定結びました。一応旭市は26年間で10億円という……

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） 今年から令和29年までですね。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀） 合計26年間になると思います。総額10億円というのが示されて、それぞれの年度幾らぐらいかということで協定の中に書いてあります。そのうちでいきますと、本年度令和4年、令和5年、令和6年が、それぞれ2,000万円ずつ拠出される予定になっています。それから、令和7年に6,000万円という金額が示されています。令和8年以降、最後の令和29年までは4,000万円ずつ出捐されるという予定になっています。

この10億円というところの根拠といいますか、要は占用指針、国が公募するに当たっての、正式にいうと千葉県銚子市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針、

これが公募に当たってまとめられているんですが、この中では具体的な金額は示されておりません。漁業振興だとかそういうのに拠出なさいというところまでしか書いていないんですが、実際公募する前に、要は協議会、令和元年の7月29日、銚子市沖の海域が再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向けた有望な区域ということで選定されました。その段階で、経済産業省の資源エネルギー庁、国土交通省の港湾局、これが共同で協議会を設置して、いろいろ地域意見とかまとめて、占用指針に向けてまとめていった中で、実際に公募が始まる前段で、要は、公募を国がする前の、事業者を集めた公募前説明会、これが令和2年の10月22日に行われました。この中の資料として具体的な金額というのが示されました。その具体的な資料で示された金額なんですが、銚子沖においては118億円、全体で拠出ということに、要望というか、そういう提案をしてくださいよということで公募前説明行われたそうです。

内訳としましては、銚子市における基金、これは漁場の実態調査として3億円、それから銚子市、旭市に設置する基金として100億円、それから一般財団法人千葉県漁業振興基金、そちらに15億円ということで、総計118億円の拠出ということで、公募前に事業者に、こういった内容の事業提案をすることを期待しますということで、そこでその数字が出てきたということです。

実際、100億円の内訳、銚子市と旭市の割り振りなんですが、これは漁業者間、要は銚子漁業協同組合、海匠漁業協同組合、それから千葉県漁業協同組合連合会、この3者の漁業者間で協議を行った結果、銚子市が90億円、それから旭市が10億円ということで確認されたということです。それを踏まえまして協定を結ばれたわけですが、その中で先ほど冒頭で説明したとおり、資金計画としては、そういった形で10億円が26年間出捐されるという予定になっています。

それから、さわやか畜産でしたか、臭気の関係、補足説明でしていましたか。

(発言する人あり)

○農水産課長（池田勝紀） それは、畜産絡みではよくあるフレーズなんですけれども、これは一般質問ということ……

(発言する人あり)

○農水産課長（池田勝紀） すみませんでした。

一応、物は縦型のコンポストということで、急速発酵堆肥化装置、この1基の導入ということになります。槽内の容積は70立方メートルということになります。ふん尿処理の回転率

を上げて、堆肥も効率化が見込まれるというところで、アナウンスとしては、消臭装置を設置するため、発生臭気の低減も期待できるという内容だそうです。

実際にどのぐらい数値化ということであると、パンフレットはもらったんですが、そこまでその機械に対しては書いていないので、そういった数値は確認はできない、申し訳ないんですが、そういう状況になっています。

○委員長（菅谷道晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、観光費の電気料ということで、主な施設、旧1市3町ごとに分かればということでご質問いただきました。

まず、干潟地区でございますが、長熊の釣堀センターと隣接しておりますスポーツ公園、2施設ございます。これは予算額のほうを一律で計算していますので、ざっくりというところで申し上げさせていただいてもよろしいでしょうか。

おおむね30万円前後というふうに計算しております。

海上地区には、対象施設はございません。

続いて、飯岡につきましては萩園公園のトイレ、海岸道路にあります平松のトイレ、あと上永井の飯岡刑部岬展望館、3か所でおおむね140万円前後になっております。

旭地域につきましては、矢指の海水浴場でございます管理棟倉庫の観光施設でございます、こちらにつきましてはおおむね1万円程度という形になっております。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、まず水道公営企業債の5,500万円についての制度的な内容ですが、こちらにつきましては、総務省から出ております地方公営企業繰出金の通知によりまして算出をしております。

その通知の中で、水道事業ということで、今回の場合には上水道の支出に要する経費の中で、災害対策に係る安全対策事業に分類をされております。また、その中での末端給水事業者が実施する水道管の耐震化事業に関わる事業費のうちの通常の耐震化事業に上積みして実施するものの4分の1ということになってございます。上積みしてといいますのは、過去3年間で実施されました事業費の平均を上回るものということになっております。

こちらの支出金につきましては、水道ビジョンのほうでは、この収入が確約されていないということで、ビジョンのほうでの収入としての計上はしてございません。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） すみません。先ほどお答え申し上げたところで1点漏れておりました。失礼いたしました。

飯岡地域のほう、観光街路灯もございます。観光街路灯が海岸道路95本と東西線17本で、計112本ございます。金額については、先ほどのおおむね140万円の中に含まれております。

以上でございます。失礼いたしました。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） 再度伺いたいと思うんですが、まず、出捐金の拠出される漁業振興基金に関してなんですけれども、非常に金額大きいんですよ。118億円中、10億円もらえると。いただけるのに何だかんだというのはありませんけれども、銚子市が100億円強か、旭市が10億円かという、その辺の協議が普通はあるんだろうなと思ったんですが、何かそこで大きく差があるところがどこなのかと。後々、だから銚子市が多いんだなということが分かるような何かがあるのであれば、具体的に銚子市さんとの金額の大きい差に関して教えていただきたいと、そのように思います。

同じく、さわやか畜産総合展開事業、要は家畜関係の排出物というか、そういうものを堆肥化する施設に対してやるのに、聞きたかったのは、新たにどのような要望があったのか、その要望の中で、臭気対策の一端を担いたいんだと、そういう話があったのかどうなのかが知りたかったんです。

それから、ある程度しっかりと近隣住民のことを考えて、その臭気が、今これほど迷惑かけているけれども、このぐらい減るからこの事業をエントリーしたいんだよと、そういう臭気指数というか、数字のようなものがあると、やっぱり近隣で迷惑している人ありますよ。ですから、その辺がしっかりと示された事業であってほしいなと思うので、その辺ちょっと、もしあれば分かりやすく説明いただきたいなと思います。

3点目の観光費の中の電気代等の光熱水費の増、これは今、やはり旭市の一体感で、今もう合併して10数年なんですけれども、やはり観光事業の偏在ということを僕のほうはよく地元で聞くんですよ。残念ながらこの補助の金額を聞いても、僕がいる海上はなしですよということで、ちょっと寂しいなと思います。

この旭市は、強いところが全部を引っ張っていくんだと、そういうようなしっかりとした判断の下、観光事業をやっていくならいいですけれども、旭は満遍なく、いろんな観光施設、事業があります。しっかり地元の方は取り組んでいるわけで、その街路灯だとかそういうも

の、できれば今回なかった地域に対して新たに設置するだとか、そういうような感覚を持たないと、今本市も、市をPRするような新たな取組、観光事業に対しての企画だったりだとか、いろんな課をまたいでやっている中で、メディアだとかそういうところの影響力って、僕、強いと思いますよ。そんな中で、やはり偏ったPRになると、声がかからない、そういう観光事業になっているところからは、不平不満、苦情が大きくなるので、こういうところもしっかりと旭市全体を加味してもらった中で予算執行を考えてもらいたいなと、そのように思うんですが、担当課のご見解を聞きたいなと、そのように思います。

最後に、水道なんですけれども、今の本市の水道ビジョンに加味していない新たなそういう制度が始まって、国がいう災害だとか安心・安全、そうですね、やはり水は生命の源であって、人間の生活の中では欠かすことができない大切な事業だから、一般会計から繰入れしろよと。その一般会計に対しては、交付金である程度補助しようじゃないかと、そういうことだろうと、そのように思います。

ですから、度々この議会の中でも話ありますけれども、こういう新たなところで水道事業が少しでも、一般財源を頼って事業が回っていくということであれば、僕は、どうしても市民に直結する水道料金も一緒に協議すべきではないのかなと、そのように思うのですが、この制度を適用させて一般財源からの繰入れ5,500万円、大きいですね。今後もこれが続いていくのであれば、やっぱりビジョンの見直し、水道料金、考えるべきかなと思うので、その点ちょっと伺いたいと、そのように思います。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、出捐金、銚子市と旭市の取り分といたらあれですけども、出捐金の差ということなんですけど、基本的には、漁業権を持っている銚子市漁協と海匠漁協、この辺が話合いのメインになると思います。その中に千葉県の漁業協同組合連合会というのが立会人という形で、それぞれの双方の意見をまとめたということです。

銚子沖につきましては、洋上風力31基、一応設置するという予定なんですけど、銚子市と旭市の海域の市境、まだはっきりしていないというところではあるんですけど、そのほとんどが銚子市の漁業権のところにあると。一部、共同漁業権というのが間に、屏風ヶ浦のところにあるんですけども、その部分にしてもかなり少ない部分が海匠漁協の部分だということなので、そういったところから銚子と海匠の漁業権の割合とかということから、そういった金額を算定していったのかなと。この辺につきましては、市のほうは全く関わっていなかった

もので、想像するとそういうところなのかなというふうに考えます。

それから、さわやか畜産、要望といいますか、常に畜産農家は臭気対策ということで、これだけ市民にいろいろ関心持たれているので、都度勉強会を開いたりとかして、いろいろ考えてはいるところだと思います。市のほうも臭気対策の補助金つけたりとかしていますが、今回の事業につきましては、県のほうから追加要望ということでありました。今回、事業採択というか、県のほうから了承をもらった畜産農家さんは、以前からそういった臭気対策というよりは、メインは家畜ふん尿、これが処理がというところで、そういったところをうまく変えていきたいというところで以前から計画はしていたというところで、今回県のほうから追加要望があったので、そこですぐ手を挙げて、県のほうに了承をいただいているという段階です。

要望といいますか、要は常に畜産農家はこういったことでいろいろ、なかなか金額も張るものなので、畜産農家それぞれの体力はあると思うんですが、一応今のところ、その体力、準備ができていた畜産農家に対して、今回申請を行うということです。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 市の観光事業、遍在化ということではなくて、市、満遍なくバランスのとれた観光振興というところで、ご提言のほうをいただきました。ありがとうございます。

私どもとしましても、海上地域とか干潟地域については、例えば歴史であるとか神社仏閣、あと自然とか、飯岡、旭にはない観光資源というのがございます。そういったものを積極的にPRしていくというところで考えておりまして、実際、例えばインスタグラムで情報発信をするであるとか、あと今年の春なんですけれども、JR主催の「駅からハイキング」というところで、飯岡駅を起点にして海上地域の観光の場所を回るというようなJRツアーに協力しまして回っていただいたという形で、各地域のそれぞれの特色ある観光資源というものをバランスよくPRするように今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

今回、ハード的なところで海上地域ございませんでしたが、ソフト的なところといいますか、そういったところでバランスのとれた観光施策をとれるよう、今後も努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、水道ビジョンの計画期間内での水道料金の値上げという

のは想定されておりませんが、今の支出金につきましては上積み分についてが対象ということで、今後の事業の展開によりまして、その部分が確保されるかどうかというのはちょっと不明な点がございます。

また、市のほうでのビジョンでの施設更新等に費用がかかっていくということと、また東総広域水道企業団で送水管の更新をしております、こちらの更新による費用がかかるものに対して、水道企業団での料金の値上げも予想されているところがございます。そういったような要因の中がございますので、料金の引下げといいますか、現在のビジョンの中での計画のとおり、料金については、現状の料金を引き継いでいきたいと思っております。

ただ、ビジョンにつきましては、10年間という期間がございますので、中間年度の中でビジョンのほうの中身といいますか、実際の見直し等は必要かと考えております。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） 数点聞きたいのが、畜産振興費のほう、ほかにも旭市で臭気対策やっているんだよと、これも臭気の対策になるんだよということであれば、やはり臭気数ですね、臭気の変化がどれほど改善があったのかと、そういうことを調査、予算を出す以上、そういう調査も必要じゃないかなと思うんですが、その辺どのようにお考えなのか伺いたいと、そのように思います。

それから、観光費、ソフトの面いろいろ検討いただいているようですが、やはりこうやって予算、決算を見ますと、地域ごとの偏在が大きいんですよ。やはり目に見える形で何かがないと納得いかないなというところもありますし、せっかく皆さん、強いところが本市の観光を引っ張ってこうとやってくれている中でも、足を引っ張るように感じてしまうと、やはりいいことではないなと、そのように思うので、できれば観光街路灯だとかそういうようなところも、一部でもいいから旭市の全体に行き渡るような、そういう取組は検討できないのか、その辺、最後に聞きたいと思いますね。

最後、水道事業に関して伺いました。ここで課長から、そんなの上げませんよということ期待して質問しているわけじゃないんですよ。今回こういうことがあって、水道料金は検討したのかと、協議するべきじゃないのかということ聞いています。課長の判断で、俺、やらないよと言われちゃ何も聞くことできないんですが、ぜひこの制度が続いて、大切な水をつなぐ配水管、国からも交付金が出る、こういう制度がおりてくるという中では、やはり水道料金のほうを、再度、市として水道ビジョンの中でしっかりと検討すべきじゃないのかなと思いますけれども、最後にもう一度聞きたい。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の質疑に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 臭気対策の関係ですが、いろんな市民の方もかなり困っているという意見も農水産課にも寄せられています。農水産課のほうでも、県とタイアップしまして、畜産環境フレッシュ事業補助金ということで、3年間、実証実験という形でやらせていただいております。

その中で、臭気指数という部分で、21という数値が1になった。これは遮蔽壁ですか、蓋をしちゃうという部分、それに関してはかなり有効な手段だということなんです。あとは臭気指数というところで、臭いだとかほかの部分なんですけど、遮蔽壁とかという部分では、畜産総合研究所のほうがまとめてくれるというところなんですけど、まだ報告書がはっきりしたもの来ていないので、その部分に関しては、ちょっとまだはっきりは数値的には捉えていないところです。その辺が報告が来ましたら、またそういった数値も見据えながら、臭気対策関係につきましては、市のほうでもいろいろと対策をこれからも考えていきたいと、そういうふうに思っています。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 市内全域の観光振興、バランスを考えた観光振興につきまして、今後もその辺を十分意識しながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 水道ビジョンにつきましては、先ほどビジョンの期間内、中間年度の中での見直しも必要と考えております。その中で水道料金につきましても、今後の状況を踏まえながら検討をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） ほかに質疑はありませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 農水産課と環境課に関連あると思うんですが、今の林委員同様、臭気対策に対して、これは他県から移住目的で旭市に訪れたら、駅を降りたら異様な、異臭という感覚で、そういう苦情というか、いや、ちょっと臭いがねという問題がありまして、例えば

その対策に、もっと環境課と連携して対策を打てないものか、お願いしたいんですが。

○委員長（菅谷道晴） 遠藤委員の質疑に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 臭気の問題なんですが、基本的には、そういった臭気に対する苦情が来ましたら、それぞれ環境課、それから農水産課が現地に赴きまして、状況を確認しながら対応はしているところです。

農水産課サイドとしましては、基本的には畜産農家のほうに、こういった話がありますよというところで指導といいますか、お願いしに行く中では、要は畜産を営農するに当たって、飼養衛生基準と、いろいろやっていく中でこういうことをしなさい、こういうことをしなさいと守るべき基準があります。そういうのをきっちりやってくださいねというお願いはしているところです。

この間も決算のときに言ったのは、国のほうもその辺は今度かなり厳しくしていくというところで、いろんな畜産補助事業、飼養衛生管理基準というのを守らないと補助金使えませんよとかというところで、かなり国のほうも厳しくしていくような状況ですので、まず最初に、その飼養衛生基準というのをきっちり守った上で、それからいろんな対策をとっていただくというところです。

今、飼料添加剤を自費購入して臭気を減らしたいという取組もやっていますし、それから遮蔽壁だとかの施用について市のほうでも補助金をつけて、一応バックアップというところになります。そのみで全体の、養豚業は畜産業なんですけれども、農業生産額はトップレベルですので、すぐにはちょっと解決はしないと。永遠の課題と言っちゃったら終わらなくなっちゃうんですけれども、永遠の課題にならないように、どこかのタイミングで終わるように、いろいろな策を考えながら取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） ただいま、農業生産の中でも畜産の売上げとか生産額が一番大きいという、それに関しては、比例してそのあれが悪いようではしょうがないもので、反比例するような形で進めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（菅谷道晴） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第10号、令和4年度旭市水道事業会計補正予算の議決につきましては、本会議における説明以外はございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） それでは、議案第10号について質疑がありましたらお願いします。
林委員。

○委員（林 晴道） 議案第10号、補正予算、この中で具体的にというか、協議事項の中で、毎回聞くんですけども、再度、自然流下地域の拡大と、旧市町村ごとで分かれている水道管の接続だとか、そういうことがある程度協議されていて予算に計上するような話がなかったのか、その点を伺いたいと思います。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の質疑に対して答弁を求めます。
上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 水道ビジョンの中では、自然流下のほうの拡大等の計画はございますが、今回の補正につきましては、電気料金の補正ということのみでございますので、そこについての検討等ございませんでした。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） 分かればいいんですが、自然流下を拡大した場合、それから分かれている管をジョイントした場合に、電気料金にどれぐらい反映されるかというシミュレーションがあるのであれば、簡単なとこだけでもいいので教えてもらいたいと思います。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の質疑に対して答弁を求めます。
上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 申し訳ありません。シミュレーションのほうはございませんが、水道ビジョンの計画の中で、今後の計画でございますが、自然流下の区域を増やした中で、現在の旭市の旭配水場、そちらが今3池ございます。そちらの3池について、モーターポンプで圧送しておりますので、それをまず1池を縮小といいますか減らして、2池で運用ができるよう、縮小をしていきたいと考えてございます。それですので、2池の運用で圧送する区域が減りますので、それに伴って電気料金といいますか、水道料金のほうが節減できるかなということで考えてございます。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） その場合、どのぐらい電気料金に反映できるのか、その辺が分かったら、委員長の方で、説明の方をできたら求めてもらいたいと、そのように思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の質疑でございますが、後日ということで、林委員、よろしいですか。

○委員（林 晴道） はい。

○委員長（菅谷道晴） では、後日、上下水道課長、よろしくお願ひしたいと申します。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第11号、令和4年度旭市公共下水道事業会計補正予算の議決につきましては、本会議における説明以外ございませんので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（菅谷道晴） それでは、議案第11号について質疑がありましたらお願ひいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第12号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計補正予算の議決につきましては、本会議における説明以外ございませんので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（菅谷道晴） それでは、議案第12号について質疑がありましたらお願ひいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 議案第13号につきましても、本会議で補足説明をさせていただいた以上の、加えての説明はございませんので、審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長（菅谷道晴） それでは、議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。
林委員。

○委員（林 晴道） それでは、議案第13号、旭市漁業振興基金条例の制定について、このもととなる海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、これは平成30年の11月6日に閣議決定となったようで、そのときの資料をよく目を通してもらいました。

それに基づいて、公募があったわけですね。それで、公募の中で、先ほどの出捐金に直結するんでしょうけれども、占用指針というのが示されたと、それに基づいての支出金ということでも先ほど具体的に金額のほうを聞いたんですが、公募の占用指針について詳しく説明いただけたらと思います。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。
農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、基本的に農水産課の管轄になったのは、それら一連の流れが全て整った上で、最終的には漁業者のための基金だということで、うちのほうの所管になったということで、その前の洋上風力発電に関わるいろんな協議については、農水産課のほうではそれまで携わってはいなかったんですが、ネットとかいろいろ自分なりに調べた中では、公募占用指針というのは、内容はいろいろありますね。公募対象の事業者の要件はどういったものなのか、それから必要な情報の提供、どういったものをするのかとか、公募の実施スケジュールはどういったものなのか、参加のための手続はどういったものなのか、その他いろいろ書いてある中で、今回の出捐金に関しましては、その他の中で、要は協議会をつくっていろいろ地域の要望をまとめて、それを占用指針に盛り込むということでずっと話し合いをしていた中で、そういった中の意見取りまとめとして、金額は書いていないんですけれども、留意事項というところで、先ほどの漁業との共存共栄及び漁業影響調査についてという部分で、その出捐金のくだりが出てきているところです。

その辺の内容について、洋上風力全般の内容については、余り詳しく農水産課のほうでは把握していないという状況で、申し訳ないです。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） 議案の所管の関連課のほうを招集いただいたと、そのように思っているんですが、どこの課が担当してるのかよく分かりませんが、その出捐金に対しては、先ほど金額の算出は分かったんです。旭市の部分が少ないとかそういうことなんでしょうけ

れども、担当がないということなので、あとはその調査の状況だとか、そういうのも聞きたかったんですけども、次回以降、ちゃんと所管の課長に出席いただきたいと、そのように思いますね。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） 特にないので、議案第13号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（菅谷道晴） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、令和4年度旭一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（菅谷道晴） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

議案第10号、令和4年度旭水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（菅谷道晴） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

議案第11号、令和4年度旭市公共下水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（菅谷道晴） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

議案第12号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（菅谷道晴） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

議案第13号、旭市漁業振興基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（菅谷道晴） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） ご異議がないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

議案の審査は途中でありますが、11時10分まで休憩いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（菅谷道晴） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課から株式会社千葉県食肉公社の第27期事業報告及び第28期事業計画書につきまして報告をさせていただきます。

資料は、右上に農水産課と書かれた資料になりますので、そちらをご覧ください。こちら

になります。

初めに、報告の経緯につきましてご説明申し上げます。

株式会社千葉県食肉公社は、市が出資している法人で、日本政策金融公庫からの借入金に対する損失補償を市が行っていたため、地方自治法の規定に基づき、平成27年度までは毎年9月の定例議会で経営状況を報告しておりました。

借入金の返済が進み、市が損失補填する額が、公社の資本金7億2,000万円の2分の1未満となり、平成28年度より議会の報告義務がなくなりましたが、本委員会において経営状況の報告を申し上げているところであります。

なお、この借入金は平成30年度に返済が完了しております。

それでは、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。

1の事業報告になります。令和3年度のと畜頭数は、大動物の牛が1万4,817頭、小動物の豚は44万3,798頭で、共に前年とほぼ同数になっております。次の枝肉販売実績は、牛と豚それぞれ記載のとおりの実績となっております。

次に、2の貸借対照表は説明を省略させていただきまして、収支につきましては、3の損益計算書によりご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

収入となります売上金の合計は、右側の上段、111億614万2,000円で、これから売上原価を差し引きますと、中段にありますように、売上総利益は2億7,191万円となります。これから販売費と一般管理費を差し引いた営業利益は1,186万2,000円で、一番下にあります税引き後の当期純利益は415万1,000円となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。

4の第28期令和4年度の事業計画になります。

(1)のと畜頭数計画ですが、牛は1万4,000頭、豚が44万頭を今年度計画しております。次に、(2)の販売頭数計画につきましては、記載のとおり計画しております。

4ページをご覧ください。

(3)の収支計画になります。本年度も業務の効率化による事業管理費やエネルギーコストの削減に取り組んでいますが、表の一番下にありますように、当期純利益をマイナス2,488万1,000円と見込んでおります。当期純利益をマイナスと見込んでいる主な理由といたしましては、電気料金や重油代等の値上げによる水道光熱費の増加が大きな要因とこのこととでございます。

以上で株式会社千葉県食肉公社の第27期事業報告書及び第28期事業計画書についての報告を終わります。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 担当課の報告は終わりました。

ただいまの報告につきまして、千葉県食肉公社第27期事業報告及び第28期事業計画についてでありまして、議会の報告義務はございません。しかしながら、担当課長から、所管の委員会ですので説明させていただきたいという申出がありましたので、報告したものです。そのため、質問はなしということをお願いいたします。

次に、林委員から発言の申出がありましたのでお願いします。

林委員。

○委員（林 晴道） まず、議案審査に委員会なので参ったんですが、今の報告も踏まえて、今日の次第のようなものというのはいないんですか。配られないんですか。

なければ、ここで続けますが、旭市の防災無線等で広く市民に周知するような、そういう事故や案件があるんですが、そのことに対して、全員協議会を開くではなくとも、委員会のほうで委員に対して報告をいただきたいなというように思うので、その点、所管の事項に関して防災無線等で知らせていることに対することに関しては報告につなげてもらいたいと、そのように委員長、思うんですが。

○委員長（菅谷道晴） 承知しました。議会からということによろしいのかな。

○委員（林 晴道） せっかくなので、イノシシ担当課長もいらっしゃるようなので、イノシシ課長に、結構、問合せ多いんですよ、その後どうなったんだとか、捕まったのか、どっちに出ているんだと。やっぱり無線で流れたら注目を浴びますし、小さい子どもがいるうちは不安なんですよ。ですから、やはりこういうときに報告いただきたい事項の案件の一つです。いらっしゃるので、その点ちょっと伺えたらありがたいと思いますが。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の要望に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 急な質問で、何も準備していないんですけれども、防災無線等で環境課のほうで放送を流していると思うんですけれども、目撃情報等いろいろ流させてもらっています。その後、それが捕まったかどうかというところの情報なんですが、その目撃したイノシシが、どこかでわなにかかったイノシシなのかちょっと分からない部分あるんですが、その辺を防災無線で流すかどうかというところは、これから検討したいと思います。

実績としましては、令和3年度はイノシシ捕獲は10頭されております。今年度につきましては、今現在で5頭捕獲されているというところです。

ただ、その頭数、捕獲実績と、実際そういった市内にイノシシが何頭いるのかというのはなかなか計り知れないところはあると思いますが、今現在としましては、猟友会にお願いしながら、そういった捕獲というところで努めているところです。その辺の情報を流せるかと……

(発言する人あり)

○農水産課長（池田勝紀） 地区は、ちょっと今細かいのはないんですが、一応そういった実績になっています。

以上です。すみません。

○委員長（菅谷道晴） 副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから、すみません。

本日、建設経済で今イノシシというような話でございましたが、全常任委員会に関係することでございますので、私のほうからも発言をさせていただきたいと思います。

先ほど林委員の発言であれば、事後のことでというようなお話もありましたが、私、各課に指導しておりますのは、防災無線で市民に流すときに、必ず議員さん方に、どうなっているんだとお尋ねがあるだろうと。ですから、できれば、流す前に議員さん方には、なるべく情報提供するようにという指導をしております。それが徹底されていないというご指摘であれば、事後も含めて徹底してまいりますので、よろしくご理解のほどお願いをいたします。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） 丁寧な対応をいただけるということで、本当にありがたいです。

言っているのは、不明者の場合には、その後の安否の放送ありますよね。イノシシで捕まったから放送しろと、そうやって言っているわけじゃないですよ。ちょっとね、課長との意思疎通がふだんからできていないからか、なかなかうまく伝わっていない。そういうことを言っているわけじゃないです。その都度その都度、流す前に報告してもらいたいというわけでもなくて、大きくその後どうなったかぐらい、こういう放送しているから、報告に組み入れようかと。今報告がなかったのも、そういうような程度で構わないと僕は思っています。一人ひとりの議員に電話するのも、副市長、そうやっておっしゃってもらったが、大変だと思うので、大事なことで結構です。そういうところに関しては報告に組み入れてもらいたいと。

以上であります。

○委員長（菅谷道晴） 担当課はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これで所管事項の報告は終わります。

請願の審査

○委員長（菅谷道晴） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は退室してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 20 分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 9 月 8 日の本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第 4 号、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める請願の 1 件であります。

それでは、請願第 4 号について審査に入ります。

紹介議員であります松木源太郎議員より説明をお願いいたします。

松木源太郎議員。

○紹介議員（松木源太郎） ご覧いただいていると思うんですけども、一応読んだほうがいいと思いますので、請願の趣旨を読まさせていただき、簡単な説明を私のほうからさせていただきますと思います。

請願の件名は、今委員長のおっしゃったように、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める請願で、請願者は、千葉県八街市八街は18、農民運動千葉県連合会会長、越川洋一。越川洋一というのは、横芝光町にお住まいで、私と一緒に共産党の議員をやっていた方です。

趣旨を読みます。

一昨年より続いている原油、飼料、肥料などの高騰が、ロシアのウクライナへの侵攻と、異常な円安によってさらに拍車がかかり、物価が高騰し、コロナ禍で困窮する国民生活に重大な影響をもたらします。そして、コスト上昇を農産物の販売価格に転嫁できない農業経営が破綻に追い込まれ、離農の連鎖という事態になっています。

コロナ禍の中、2021年産米は概算では1俵60キログラム9,000円台から7,000円台へと大暴落しました。しかし、政府は2022年産米について5万ヘクタールもの生産削減を求め、水田活用直接支払い交付金の引き剥がしを強行しています。

米価維持策として供給量を減らしつづけるだけの政策は大破たんしています。このままでは離農の連鎖となり、米づくりをする農家は消えてしまいかねません。

しかも、転作への唯一の施策といってよい「水田活用の直接支払い交付金」を削減することは、自給率の低い麦・大豆・そば・なたね・牧草などへの転作に頑張ってきた農家への裏切りといわざるを得ません。

コロナ、ウクライナ危機、異常円安で、輸入に頼る日本の食料生産と供給体制の脆弱さが露呈し、37%という食料自給率のもとで、食料危機が目前に迫っていることを政府は認識すべきです。

いまこそ、食料を増産し、確実に食料自給率を向上させるために、農業を経営する全ての農家に緊急支援対策を実施し、所得補償や価格保障などの政策的支援を拡充する施策・予算への転換が求められています。

以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

1、再生産を保障する生産者米価となるよう、米の価格と需給に国が責任をもつ米政策へ転換すること。当面、備蓄制度を活用した需給システムを復活すること。

2、自給率低下に追い打ちをかける水田活用直接支払い交付金の見直しは中止すること。自給率が低い麦・大豆など畑作物への支払額の増額を行うこと。

3、燃料、飼料、肥料原料、農業資材の高騰対策として農家への緊急直接支援を実施すること。

4、食料自給率を着実に引き上げるため、EUやアメリカ並みの直接支払い、不足払い制度を実施し、穀物・乳製品等の備蓄制度を拡充させるための予算の抜本的な拡充を行うこと。

5、生活困窮者に対する食料支援制度を実施すること。コロナ禍などによる生活困窮者・子ども・学生などに実施されている食料支援の取り組みへの政府の支援を拡充すること。

6、国内需給、食料政策に必要な外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止する

こと、当面、国産米の需給状況に応じて輸入数量抑制を実行すること。

この六つであります。

それで、1から6までという大変いろいろなものが入っているんですけども、まず1番目の備蓄制度についてであります。政府備蓄米というのは100万トンと言われております。実際にはほとんどなくて、2012年から91万トン、10年で90万トンを買える制限にしています。小麦も、小麦需要の二、三か月ということでもありますけれども、これも輸入の小麦は全量、国が販売する形の制限を行っております。それから飼料トウモロコシなどについても、国の備蓄が60万トンで、民間で大体65万トン、合計で年間で125万トン程度になっています。大豆は備蓄制度はありません。自給率は6%です。

それから、2番目の自給率低下について、水田活用直接支払交付金の中止ということですが、これは実は今年から、令和8年までの5年間水田であったところは、この間に1回、水を浸した農地にしなければいけないということにして、それができないところは補助金を出さないという、そういうようなことを今年から始めようということでもあります。旭市のような地域では、そう影響がないように見えますけれども、ソバだとか大麦とか、こういうものに転作しているところは、一度水田に水を入れてしまうと何年かは作れないという状態になるんだそうでありまして、大変大きな影響を農家に及ぼしていく。つまり水田を転用したところを減らそうというのが、この狙いでもあります。

それから、3番目の緊急直接の農業資材高騰対策というのは、実は今度のコロナ禍対策の中でもって最後に掲げられたのでありますけれども、自治体によっては、これを農業関係の補助制度として使っていますが、旭市は全部各世帯に回してしまいました。

4番目の食料自給率を上げる問題については、備蓄制度がちゃんとしておりませんので、アメリカやEUのようにはなっておりません。

5番目の生活困窮者の問題についても、学生や生活困窮者、子どもに対するお米などを直接支給するところも出てきておりますけれども、これも国の政策としては全くやっておりません。

最後に、ミニマムアクセス米、ご存じのように日本の輸入制度の中で、TPPを冠したミニマムアクセス米といって、一定の数量の米をアメリカや東南アジアから輸入することになっております。それをまた処分どうするかという問題も大変生じておりますけれども、こういうものをなくせば、かなりの備蓄を日本の国産米からできるということです。

こういう趣旨に基づいた請願を国にしていいただきたいという趣旨であります。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 松木源太郎議員の説明は終わりました。

続いて、執行部より参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、本請願について参考意見を申し上げます。

水田活用直接支払交付金と米価下落対策についてですが、水田活用直接支払交付金は、主食用米からの作付転換を図る制度であり、主食用米の需給調整による米価の維持と稲作経営の安定化に向けた有効な米価下落対策です。

本年度も、市内において219名の生産者が飼料用米などへの作付転換に本制度を活用して取り組んでおり、経営の安定化や米価の維持に対して一定の効果があるものと考えます。

次に、農業資材の高騰対策ですが、現在、様々な要因により農業資材が高騰しており、生産者からは、苦しい経営を強いられていると聞いております。このような状況から、国は、燃油価格の高騰に備えた施設園芸セーフティーネット構築事業を本年8月15日まで募集しておりました。

また、本年度中に肥料価格高騰対策事業を実施する予定です。この事業は、肥料の使用量の2割低減に取り組む農業者に対して、肥料コスト上昇分の一部を支援するものです。

これらの農業資材高騰対策事業の実施により、生産者の経費削減につながるとともに、農業経営の維持安定が図られるものと考えます。

また、国はさらに物価高騰対策の検討を進めているようです。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございます。

ここで執行部は退室してください。大変ご苦勞さまでした。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第4号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） この請願、本当に私も理解いたします。一般質問でも同じようなことを言いましたが、幾つか、やはりその中でも国策のものが入っているということが一つ。その辺があつて、なかなかどうなのかなと。

油のセーフティーネットなどは、今日、私も納入してきました、200万円ほど、県のほうにですね。そういったものも十分發揮はされつつあるのかなということもありますので、これは国策もあるので、どうなんでしょう、委員だけでも話合い、ちょっと休憩とってできないですかね。

○委員長（菅谷道晴） ほかにございませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） 私も同じであります。生産者のことをしっかりと捉えてもらって、早期にこういう請願を取りまとめてもらっているということ、本当にいいことだなと思い、その願意については非常に理解できます。

ただ、実現性の面で十分な信頼が持てないので、しっかり委員で協議を行えたらいいのかなと思うのと、ちょっと言葉が激しいので、今もその国策、輸入を中止するとか、そこがちょっと引っかかる部分と、5月9日の決算委員会で日本共産党の武田委員が国務大臣、当時、金子農林水産大臣に対して、この水田活用交付金のことを質問しているのを何回も繰り返して見ました。

それから、ちょっと地元調査もやってみたんですが、なかなか地元でこれは活用し切れていないようなんです。その辺の調査がもし松木議員のほうで分かれば、お答え、分からなければ結構です。

あと、国の動向注視とよく言いますけれども、今、食料・農業・農村基本法の見直しに踏み切ったという報道を聞きました。しかしながら、両方に当てはまるんですが、生産者の減少や輸入環境の変化などで、食料安全保障が危ぶまれるというような国の議論もあるようなので、その点踏まえてしっかり議論したいなと思いますけれども、もし何か地元の調査等あれば結構です、お願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） 松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） 農民連の方からは、直接的な、今度、特に令和4年から始める水田活用直接支払交付金の切捨てというんですか、そういうものについては、この地域ではほとんどない。特にソバをやっているところが大変らしいんですよ。つまり1回水をやったら

ば、ソバは四、五年で駄目なんだそうです。そういう問題を抱えているから、全体的なものとしてお願いしたいということと言われました。

あとは、一般的な今の農政に対する反対的なもの。特に私がどうしても、旭市の議員になって、今度の補正で、つまり今までの補正でもあったんですけども、コロナ対策の救援金があるでしょう、交付税で入れている。あれが最後は、農業や、それから仕事をやっている会社の高物価対策にしてくれという趣旨でもってあの交付金が出ているんですよ。

ですから、例えば、一般質問でも言いましたけれども、多古町では農業者と、あそこは運送会社が多いんですね、農業者と運送会社に10万円、場合によっては20万円を申請によって出すと。香取市の場合は事業者と農家、申告書に農業所得が書いてあれば農家と認めると、10万円出すと。それで、ちょっと少ないものですから、市長さん代わったということがあるんですけども、12月末まで申請認めるなど、そんなことになっていますから、そういう趣旨もあって、これはなるほどと思ったので、請願出したらどうかということを協力することにしました。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにありませんか。

（発言する人あり）

○委員長（菅谷道晴） 請願の審査は途中ですが、ここで、しばらく休憩いたします。

委員の皆様は別室にお願いします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時55分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第4号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） 目的、願意については十分理解できるんですが、実現の可能性が低い、実現性という面で、十分な信頼が持てないと考えます。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（菅谷道晴） 特にないようですので、請願第4号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（菅谷道晴） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第4号、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（菅谷道晴） 賛成者なし。

よって、請願第4号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（菅谷道晴） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（菅谷道晴） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時58分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 菅 谷 道 晴

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和4年9月22日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

《付託請願》

請願第 6 号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願

出席委員（7名）

委員長	宮 内 保	副委員長	片 桐 文 夫
委員	永 井 孝 佳	委員	崎 山 華 英
委員	伊 場 哲 也	委員	戸 村 ひとみ
委員	伊 藤 春 美		

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長	木 内 欽 市	議員	松 木 源太郎
議員	常世田 正 樹		

説明のため出席した者（14名）

教 育 長	諸 持 耕太郎	環 境 課 長	高 根 浩 司
保険年金課長	高 野 久	健康づくり長	齊 藤 孝 一
社会福祉課長	椎 名 隆	子育て支援長	多 田 英 子
高齢者福祉課長	赤 谷 浩 巳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	金 杉 高 春

その他担当職員 4名

事務局職員出席者

事務局長	穴澤 昭和	事務局次長	金谷 健二
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） 皆さん、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

今日も私は新聞を見て、旭市の新型コロナの感染者は何人かなということで見たんですけども、総数で7,821名でした。昨日の感染者が29名ということで、まだまだ非常に厳しい状況が続いておりますけれども、本委員会も感染対策をばっちり注意してやりつつ会議をしていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、松本源太郎議員、常世田正樹議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解のほどお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可したいので、併せてご了解のほどお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、木内議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

なお、執行部の皆様には、諸持教育長をはじめ幹部職員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算1議案と、請願1件について審査をしていただくことになっております。この審査の結果を基に、参考にしながら本会議に臨むわけでございます。どうか十分なる審議をお願いいたしまして、簡単でございますが挨拶に代えさせ

ていただきます。

それでは、宮内委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

それでは、議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦勞様でございます。

日頃より、委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、予算関係の1議案でございます。議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、着座に失礼いたします。

議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

令和４年度旭市一般会計補正予算（第３号）の15ページをお願いいたします。

初めに、歳出になります。

３款３項６目保育所費、説明欄２の保育所統合整備事業1,291万8,000円は、中央第二保育所とゆたか保育所の統合保育所建設工事に係る調査・設計委託料となります。

設計期間につきましては、令和４年11月から令和５年８月までの10か月間を予定しており、設計期間が年度をまたぐことから、債務負担行為の設定をしております。

委託料の総額は2,392万1,000円で、令和４年度は進捗状況に応じて見込んだ金額を予算計上しております。

施設概要としましては、建設予定地を青年の家跡地として、敷地面積6,000平方メートル、園舎は鉄骨造りまたは鉄筋コンクリート造りの平屋建てで、園舎延べ床面積は1,000平方メートル程度を見込み、そのほかに園庭と駐車場を設ける予定です。

次に、少し戻っていただきまして12ページをお願いいたします。

21款１項２目１節児童福祉債、説明欄１、児童福祉施設整備事業債1,160万円は、統合保育所建設工事に係る調査設計委託料に充てる地方債で、事業費の90％が対象となり、元利償還金の50％が交付税措置されるものです。

以上で、議案第９号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、議案第９号、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、教育総務課所管の事項について補足説明を申し上げます。

補正予算書の18ページをお願いいたします。

補正予算18ページ、下段のほうになりますが、10款教育費、１項２目事務局費の右側説明欄１、感染症対策学習保障支援事業746万6,000円の事業内容につきましては、本年度、児童・生徒の新型コロナウイルス感染者が急激に増加したことから、感染症対策に関する小・中学校の消耗品と備品の購入費として国へ補助金申請をし、国庫補助事業として採択されましたので、今回補正するものです。このうち消耗品費の272万5,000円の内訳としましては、主に消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル及びポリ手袋でございます。

その下の備品購入費、教育用備品費ですが、474万1,000円の内訳としましては、各教室に設置する加湿器212台の購入費用として経費を計上したのになります。

続いて、その下の19ページの上段から中段、中ほどになりますが、10款教育費、２項１目の右側説明欄２、小学校大規模改造事業の事業内容につきまして、こちらは中央小学校の大

規模改造工事に係る費用で、中央小学校の特別教室棟が昭和59年2月建築で38年が経過しておりまして、外壁や屋上の防水機能及び天井、内壁、床なども老朽化しているため、外装改修工事及び内装改修工事に必要な設計監理委託料及び大規模改造工事費を計上しております。こちらについては、当初は令和5年度事業として要望しておりましたが、今年度の国庫補助事業として前倒し採択されましたので、補正予算として提出するものです。

そのほかの光熱水費の補正、小・中学校及び教育委員会関係の電気料金の高騰による光熱水費の補正につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。

恐れ入りますが、少し戻っていただきまして、補正予算書5ページをお願いいたします。こちらは繰越明許費の補正になります。

5ページの下、小学校大規模改造事業8,724万円を繰越明許費に計上しておりますが、こちらは中央小学校の大規模改造工事が、これからの発注になりますと年度内の完了が難しいということで、8,724万円全額を繰越明許費として設定したものでございます。

以上で、教育総務課所管の説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 質疑の前に、1点委員長にお伺いしたいことがあって、さっき手を挙げたんですけれども、傍聴の方というのは、こういう資料を見ることはできないんですか。

今、我々議員でも、傍聴の議員は資料持ってますからあれなんですけれども、やはり、ページたどって数字を追っていくというのはかなり大変だと思うんです。

今ちらっと見たら、傍聴の方は手元に何もないみたいなので、せっかく傍聴に来てくださっているのに、全然数字とかも分からないだろうしと思って、それで説明の途中だったんですけれども、手を挙げさせてもらったんです。駄目なものなんですか。

○委員長（宮内 保） 事務局長。

○事務局長（穴澤昭和） ただいまのものですけれども、議案ということで、まだこれは正式に固まっている話ではありません。今現状はこれを審査している段階になりますから、これを公表するという形は取れません。これが採決の結果が出れば、これは当然、そういった形になるでしょうけれども、今はまだ、その過程に入っている部分になりますから、これをお出しするという形は今のところ取っていません。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 傍聴席に見ただけみたいな形で置いているケースも、私の場合、経験しているので、持って帰っていただくとか、メモするとか、そういうことはなしで、見るだけでいいというのはできないものなんですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員、これは9号議案の審議ではないですので、これは審議途中ですから、まだ決まったことではないですので、ですから、傍聴の方はそれはできませんので、すみませんがよろしくお願いします。

それでは、議案第9号について、引き続き質疑をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 今補足説明で聞きたいことをほとんど言っていたので、1点だけすみません。

燃料費の高騰に伴って、水道光熱費の補正が結構あるんですけども、この計算の中で、逆に入っていない公共施設とか、どういう基準で補正に高騰分の光熱水費が入っているのかというのを伺いたくて、公共施設の一覧とかを見せていただいているんですけども、電気料を払っているにもかかわらず、あえてあまり今回の燃料費の高騰には影響が少ないなということで入っていないものとかはあるのか、伺いたいです。お願いします。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 電気料金の上昇に伴う光熱水費の補正ですが、こちらにつきましては、まず、教育総務課所管の施設につきましては小・中学校、給食センターを全て補正してございます。

これにつきましては、今回、文教福祉常任委員会なので、総務常任委員会の所管課がないのであれなんですけど、基本的に、財政課のほうと公共施設を総合的に管理している行政改革推進課のほうで、今現在の光熱水費の状況と今後の使用料の見込みを出して、それで、少なくとも12月補正までには間に合わないの補正が必要だという施設を、今回、補正をしているというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、私も光熱水費のところでお伺いいたします。

私は、本会議でもこれに関しては質疑をしたんですが、積算根拠を明らかにしてくださいということで本会議では質疑いたしまして、私としては節電の見込み分も入れた積算根拠を聞いたかったなと思ったんですけども、単に値上げ分の増額にしてあるということで、値上げ分を推定して、その増額にしてあるというお答えだったんです。

実際に、この庁舎にも電力逼迫ということでの貼り紙もしてありますし、今後の節電見込みとか、当然のことながら考えていただきたかったなと思うんですが、実際に、今回は公共施設と、あと公共施設の中にも小学校、中学校、子どもたちに環境のこととかを教えていかなきゃいけない場で、どのような節電に向けての取組、プログラムが行われているのか、今後またどのようなプログラムを推し進めていこうとしているのかをお聞かせください。

あと、公民館等も、やはり社会教育という中で、環境のことを市民の方みんなが考えていこうというような、そういうふうな誘導というんですか、そういう役割を非常に担っているところだと思いますので、公民館、ユートピア、それから大原幽学記念館とか、節電に向けてどのような取組をされてきたのか、そのプログラムがございましたら教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それではまず、小・中学校の節電の取組ということでお答えします。

まず、小・中学校の施設につきましては、これまでも節電に努めてきたところでございます。当然、使わない教室の空調は停止するとか、廊下なども使用していない場合には電気を消灯する。あとは、特別教室、音楽室とか理科室とか、そういったところは使ったり使わなかったりするときに、その都度、エアコンを入れると効率的ではないということで、なるべく連続してその部屋を使うとか、そういうような取組をしております。

また、児童・生徒には、電気をこまめに消しましょうとか、そういった指導をしているところでございます。

あと、小・中学校の電気料なんですが、ある分析によりますと、教室の照明とエアコンの空調機の施設のほうでほとんどの電気料を使っているというところでございます。教室の照明につきましては、児童・生徒が学習するのに暗くては、やはり、学習になりませんので、あとは健康管理に努める必要がありますので、それは消すことはできないので、それはつけていいと。

あと、エアコンにつきましても、今、コロナ感染症対策ということで換気をするようにと言われております。エアコンをつけて窓を開けていると効率的ではない部分はあるんですが、これはコロナ感染症対策として、児童・生徒の健康管理のために必要な換気を行って、それによっては温度を低めに設定するとか、そういうことはあり得るかと思います。

ですので、文部科学省のほうからも、今年6月ぐらいに夏季の省エネルギーの取組についてということで通知が出されまして、学校における新型コロナウイルス感染症の衛生管理を踏まえて、適切な学習環境を確保した上で、無理のない範囲で省エネルギーの取組を推進するようにという通知も来ておりますので、そういったことを踏まえまして、ただ節電には今後ともさらに努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 公民館等の節電の取組ということでありまして、これまでも先ほど教育総務課長もおっしゃったとおり節電については取組をしまいいりました。エアコンの温度設定ですとか、そういったもの、あとは、廊下の電気を間引いてつけるだとか、そういった取組もしまいいりました。実際にこの予算には反映はしていないんですけれども、そういった取組を進めているところでございます。

また、公民館等での節電の教育ですか、そういったことなんですが、講座ですとかそういったことは今のところはやっておりませんので、今後考えていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ぜひ考えていただきたいと思います。本当に、ここのエレベーターの前にも「逼迫」と書いてあります。逼迫というのは、非常に深刻な状況を表している言葉だと思いますので、これを市内全域で、こういう考えが広まっていくような取組を何かやっていただきたいなと思います。

小・中学校に関しましては、ちゃんとプログラムとしてつくって、何か明文化したものとかはありますか。

○委員長（宮内 保） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小・中学校で節電に取り組むプログラムというのは、特にないかと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） これだけSDGsだの、地球環境のこととかをバッチなんかもつけている方もいらっしゃると思うんですけども、すごく世界中が取り組まなきゃいけないというような状況にある中で、次世代を担う子どもたちに、ここの教育というのは徹底的にやっ
ていかないと、本当に30年後とかの私たちが責任を持てないような時代には、地球がどうな
っているのかというのは、私は本当に不安です。ちゃんとプログラムをつくっていただきたい
です。節電だけではなくて、先ほどありました文科省のほうから省エネルギーの取組とい
うのが通達として来ているということなので、その取組をきちんとプログラムにしてい
きたいと思います。

そうしないと、子どもたちには、節電だよと言って、使わない電気は切るんだよと言っ
ても、そんなのは浸透しないと思うんです。やはり、教育的にきちんとやっていただきたいな
と思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 多分恐らく、今現在、プログラムはないと思うんですが、節電
は、学校ごとに学級活動の中でSDGsについて環境活動について学習したりしております
ので、そういった中で節電についても、学習内容の中に取り組めるように考えていきたいと
思っております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 私のほうから、戸村委員に大変効果的な提案をいただいたのでお答
えしたいんですけども、まず、各学校の校長会議をほぼ毎月開いているんですが、年度初
めの4月には、今年度、各学校ではSDGsに配慮した学校経営、学校運営をぜひ考えてほ
しいということを冒頭で申し上げました。

10月にまた校長会議がありますので、ただいまのようなしっかりとしたプログラム化がど
こまでできるか、年度途中ですからありませんけれども、4月冒頭に私が申し上げたことが、
その後どうなっているかというようなことから、今後、途中でもできること、そして来年に
向けてというところで貴重なご意見をいただきましたので、そういう方向に行けるように、
私からも指導していきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） そのほかにありますか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） ちょっとお聞きしたいんですけども、6ページの統合保育所建設工事設計業務委託1,100万3,000円ですか。15ページの歳出のほうで、民生費の保育所費の中で、先ほど課長言ったように、調査設計委託料が令和4年11月から令和5年8月までかかるという話を聞きました。この設計委託料が1,291万8,000円、補正のほうでは1,100万3,000円ということなんですけれども、これは違うものなのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほど、委託料の総額を2,392万1,000円とご説明いたしました。今年度は15ページの1,291万8,000円なんですけど、そのうちの令和4年度分になります。

債務負担行為ということで、先ほどの1,100万3,000円が令和5年度分の設計の委託料分となっております。

6ページの債務負担行為は、令和5年度の支払い予定として設定しているものでございます。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 繰越明許の小学校費として8,724万円を今年度は繰り越しますという課長からの話だったんですけども、これは中央小学校の特別クラスに対しての金額というお話だったんですけども、どの程度、8,724万円というのはかなり大きな金額なんですけれども、1クラスの特別クラスなのか、それとも全部なのか、その程度を教えてくださいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） こちらは中央小学校の特別教室棟でございまして、中央小学校の西側に配置してある2階建ての特別教室棟で、教室は4室ございます。建物一体全部です。理科室が2つと音楽室と家庭科室、4部屋がその建物の中に入っておりまして、延べ床面積が727平方メートルでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） そのほかにありますか。

(発言する人なし)

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑を終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課より、新型コロナワクチン接種状況とオミクロン株対応ワクチン接種についてご報告いたします。

お手元の配付の資料をご覧ください。

初めに、1、コロナワクチン接種状況です。

(1) は全人口に対する接種状況です。9月6日現在、接種人数は、1回目が5万5,657人、2回目が5万5,284人、3回目が4万7,370人、そして、7月20日から開始した4回目は1万7,558人で、全人口6万4,384人に対する接種割合については記載のとおりでございます。

次に、(2) は12歳以上の対象者に対する接種状況で、(3) は小児5歳から11歳の対象者に対する接種状況となっております。おのおの接種人数、割合については記載のとおりです。

続いて、(4) については、現在進めております4回目接種対象者、60歳以上と、18歳から59歳までの基礎疾患を有する方についての接種状況になります。

接種人数、割合については記載のとおりですが、基礎疾患を有する方については申告制での接種になっているため対象者数が不明であることから、接種人数のみ記載をしておりますのでご了承ください。

旭市のワクチンの接種率ですが、小児接種を含め、県全体、国全体を上回っており、県内上位の接種率となっております。これは、集団方式を採用し、全庁を挙げて接種に取り組んでいる結果が表れているものと考えております。

次に、感染状況でございます。

(1) 感染者数及び療養内訳は、県からの情報提供でございます。9月8日現在、感染者数、療養内訳は記載のとおりであります。

日々、新聞報道等で感染者数が報道されております人口に対する感染率は、9月8日現在、県平均で13.21%であります。旭市は11.38%であり、県内54市町村中31番目となっております。県内の同人口規模の市町村と比較しても低い状況です。

続いて、次ページをお願いします。

3、オミクロン株対応ワクチン接種についてご説明いたします。

対象者は、初回接種を終了した12歳以上の全ての方となっております。これらの方については、接種券を10月中旬に発送する予定です。

次に、申込み方法ですが、従前までの申込みはがきによる受付を取りやめ、ウェブ、インターネットによる予約とコールセンターでの電話受付に変更いたします。これにより、自分の都合のつく日時や家族で同じ時間を予約することが可能になることや、ウェブ予約であれば24時間受付ができることになり、より利便性が向上するものと考えております。ウェブ予約については簡単な操作で予約ができ、スマートフォンやタブレット端末などからアクセスが可能です。

接種間隔については、現時点では、前回接種後5か月をあけることとなっております。

接種期間は、令和4年10月13日から令和5年3月31日までを予定しており、10月中は現行の4回目接種の対象者で、当該接種を未実施の方に対し、9月下旬に案内通知を発送し、優先的に進めることとし、11月以降、12歳以上の全ての方の接種を実施いたします。

接種会場と1日当たりの予定数については、10月は海上庁舎で1日最大400人、11月以降は総合体育館で1日最大700人を実施する予定です。

最後に4、小児の3回目接種についてご説明いたします。

10月から小児接種3回目を毎週水曜日と金曜日の夕方に、集団方式による接種を実施いたします。

なお、9月6日に予防接種法第9条の努力義務が適用されましたが、接種はあくまでも本人及び保護者の意思で受けていただくものであることには変わりございません。

健康づくり課からは以上になります。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） 小児5歳から11歳の3回目接種についてお聞きしたいんですけども、予約方法が、この前、ホームページを見たら、ウェブ予約がなくなって電話予約だけになったような気がしたんですけども、それはなぜなのでしょう。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 今回、接種券をお送りしたのは、たしか580名ぐらいだったということで、対象人数がちょっと少なかったのが電話予約のみにさせていただきました。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。結構ウェブ予約が便利だなと思ったので、なくなってしまって電話になってしまうのが残念だったなと思ったのと、あと今回、予防接種法第9条の努力義務が適用されたということで、今までと法律も変わってきているということで、再度周知が必要じゃないかなと考えています。ずっと1回目、2回目接種しそびれてしまっている子だったりとか、年齢が11歳から12歳に、この期間になった子もいらっしゃるの、再度丁寧な説明と周知をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 今後出す案内については、努力義務が適用されましたということで案内をさし上げる予定になっております。

それとあともう一点、小児のほうなんですけれども、11月からは同じようにウェブ予約で対応することになっております。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） オミクロン株対応のワクチン接種が10月13日から始まるというお話ですけれども、今までずっとファイザー、モデルナと、週ごとに会社名が変わっていたと思うんですけれども、10月13日からは、オミクロン株対応ワクチン接種が全部これにかわるものなのか。今までと同じように、週間、種類ごとに変わっていくのか教えていただければ。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） オミクロン対応ワクチンに関しましても、ファイザー、モデルナ、両方ございます。そして、接種日によって分けていきたいと考えております。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

議長。

○議長（木内欽市） ご苦労さまです。今、コロナの感染者で、旭市は県下の中でも真ん中よりちょっと下というお話がございました。しかし、近隣と比べて低いと言いますが、私は毎日統計を取っているんです。ここ1か月以上、前回も委員長がおっしゃっていましたが、まず新聞を見て、3ページ目に千葉版が出ているんです。一番先に旭市を見ます。次に銚子市を見ます。匝瑳市を見ます。1か月以上、ずっと銚子市よりはるかに旭市が多いんです。トータルをすると少ないかもしれませんが、ここ40日ぐらいい限っては、旭市が断トツ多いんです。この原因は何かというのも多少考えないと。

それと、教育長がいらっしゃいますが、市役所の職員600人ちょっとで、今何人感染しますか。感染者数は分からないですか。そのくらい分からなきゃしょうがないでしょう。課長をはじめ、部下を守るのは皆さん方の当然の責務なんです。皆さん方の職場から、もう既に100人以上は出ていると思います。ですから、職員が600人で100人以上といたら、率にしたら相当高いでしょう。

それと、いつも気になるのが、その中でだいたい任期付職員なんです。こういう原因は何かというのをちょっと考えないと、今第7波は収まりつつありますが、やがて第8波、それとインフルエンザが集中的に発生するという予想が出ています。これから寒くなると。ですから、これ以上感染者を増やさないような努力をしないと。

それで、光熱費の問題がよく出ますけれども、これは矛盾するかもしれませんが、ご覧のように、エアコンをやりながら換気は全部しています。この階に限っては、議会事務局から1人も出すわけにはいかないの、私はいつも言うんです。換気をしろ、換気をしろと。エアコンをやりながら換気はちょっと矛盾していると思うんですが、これはコロナのためには、これをやらなければいけないです。よくマスク、手洗い、うがいをしろと言いますが、吸い込んでしまったものよりもずっと多いんですよ。手につくウイルスをなめたりして感染するよりも、空気中に蔓延しているウイルスを吸うほうがずっと強いんです。ですから、換気が一番なんです。

先ほどの話もありますが、今はもうエアコンがいない時期になりますが、これから今度暖房を使って、暖房を使っているんだから窓を閉めなさい。これは駄目なんです。光熱費を浮かすのであれば、私は自らやっています。議長室へ行ってみてください。電気は全部消えています。ここだって、本来、こんなに電気は必要ないです。十分見えるでしょう。光熱費をと言うのであれば、こういう無駄な電気は消していただければ、ぐっと節約できると思うんですよ。どこへ行っても、どこの部屋も明々と電気をつけて、こういう必要はないと思います。幾ら今、LEDで電気を食わないと言っても、無駄な電気は消していただきたい。

先日も千葉県庁へ私は陳情に行きましたが、廊下の電気は真っ暗です。事務局長も行きましたがね。電気は1つおきなんです。そのぐらいみんな節電していますので、ここだって、こんなに電気をこうこうと、光熱費が今やたら高くなっていますけれども、つける必要はないと、そういうようなことを言わせていただきますが、ご回答をお願いします。

○委員長（宮内 保） 木内議長の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 議長のほうから市役所職員の感染者の状況はどうだということで、私のほうで正確な数を掌握していませんで申し訳ありません。129人が今までかかっているということで、私の印象では、特に8月中にだいぶかかった方が多かったと、その辺は把握しておりますけれども、129人というふうに聞いております。

それから、来週にまた対策本部会議を開催することになっておりますので、今、議長のほうから申された様々な対応、それから電気等の問題、それもしっかりとお伝えして、取り組めるようにしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（宮内 保） 議長。

○議長（木内欽市） ひとつよろしく申し上げます。職員600人のうち129人というのは、率にしたらすごい率でしょう。6人に1人ぐらいは感染しているということでしょう。

ですから、先ほど言いましたが、職員を守るのはここにいる課長をはじめ幹部の職員の皆さんの責任です。自分の課からなるべく出さないように、ということは、やはり、換気をするように言って、これ以上増えないように、職員がこんなに増えちゃっているというのは何かなと私は分からないんですけれども増えてしまっている。ですから、そういうのを再度気をつけるようにお願いして、これ以上増えないようにということをよろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） ぜひコロナ対策をよろしく願いいたします。

それでは特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（宮内 保） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第6号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願の

1 件であります。

それでは、請願第 6 号について審査に入ります。

紹介議員であります伊藤春美議員より説明のほうをお願いいたします。

○紹介議員（伊藤春美） 請願趣旨。建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021年（令和 3 年）5 月 17 日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業 10 社の賠償を認める判決を下しました。

さらに、国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律、略称建設アスベスト給付金法が成立し、2022 年 1 月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業 10 社をはじめとしたアスベスト建材製造企業の拋出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の全面的な救済に結び付いていません。

現に成立した建設アスベスト給付金法の附則第 2 条には、国以外の者による損害賠償、その他補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を取るとされています。こうした評価は被害者側の勝手な思いではなく、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

しかも、被告の建材企業らは、継続する裁判において、いまだに原告側と争う態度を改めていません。

以上から、建設アスベスト被害者の全面救済を図るために、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償、その他、特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償について、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要であり、貴議会に国への意見書の提出を求めるものです。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊藤春美議員の説明は終わりました。

続いて、執行部より参考意見がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願について、参考意見ということで申し上げます。

請願の趣旨等につきましては、ただいま伊藤春美議員よりご説明がありました。

私のほうからは、法律の趣旨及び制度の仕組みについて、簡単ではございますがご説明し

たいと思います。

この法律では、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ迅速な賠償を図る旨が述べられております。

この給付金等の対象となる方は、最高裁判決等を踏まえて定められた期間に石綿にさらされる建設業務に従事することにより石綿関連疾病にかかった労働者及び一人親方や家族従事者等を含む中小の事業主の方でございます。

また、支給につきましては、給付金の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査が行われ、この審査結果に基づいて、厚生労働大臣は病態区分に応じまして給付金を支給いたします。

簡単ではございますが、環境課からは以上でございます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

ここで、執行部は退室してください。大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第6号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） この請願の内容の確認なんですけれども、この最高裁判決によって給付金法が成立されて、給付金は国が払うという感じだと思うんですけれども、その給付金の原資に建設製造業企業が拠出するような形に法改正するべきという趣旨でよろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊藤議員、よろしくお願いします。

○紹介議員（伊藤春美） 給付金は国が払うというところですね。そのとおりで、現在の給付金の額は、裁判で確定した国の責任割合が半分、2分の1。建材企業の責任割合が2分の1を基準につくられたものです。

建材製造企業が抛出に加われば、より充実した補償を被害者へ給付することができるという事です。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 事前に出していたのとちょっと変わってしまうんですけれども、国で550万円から1,300万円の間で払うという感じの法律だったと思うんですけれども、これを2分の1建材製造企業が払うということは、倍になるというイメージなんですか。それを法改正するべきという意見書を出すということですか。

それとも、現在、国が2分の1しか払わないという形になってしまうのか。症状によって550万円から1,300万円の間で支払われると思うんですけれども、1,300万円では足りないので、建材企業がもう半分出して、もっともらえるようにしたほうがいいという意見書を出したいという意味でしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質問に対し、伊藤議員、答弁のほうをよろしく願います。

○紹介議員（伊藤春美） 裁判のほうで額の決定のほうはありまして、ただ、それ以外にも多くの人を救済するというものも含まれておりますので、より多くの方を救済するための内容にもつながっていきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） それでは、早期に改正しないとどうなってしまうのかという説明を最後をお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質問に対し、答弁のほうをよろしく願います。

○紹介議員（伊藤春美） 早期に改正しないとどうなるのかというところでは、現在の給付金の額は、先ほどありましたように、国の責任割合が2分の1を基準に作成されているものであり、アスベスト建材製造企業は抛出をしていない状況です。アスベスト建材製造企業へも補償させる場合は、現状では裁判を行う必要があります。多くの被害者は、この長い裁判を続ける中で判決を見ずに亡くなられており、そういう意味で早期の解決を求めているところでもあります。早期に改正されないと、今後も長い裁判が行われ、判決を見ずに亡くなる被害者が多くなるというところにつながります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 今の質疑とご答弁でちょっと理解が至らないところがありまして、例えば国が2分の1の責任で1,300万円を払いますと言った場合に、責任自体は2,600万円あっ

て、その残りの半分の1,300万円を本来ならば建材製造企業が払わなきゃいけないのに、その分は個別の裁判に回っているという話でいいんですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質問に答弁を求めます。

伊藤議員。

○紹介議員（伊藤春美） 1つのことに限らず、先ほども申したように、金額自体は法律で出たところなんですけれども、そのほかにも救済を求める方々、アスベストを吸ってしまった方々、そういう多くの被害者に救済を広げるというところも企業側の責任のほうを追及しております。多くの救済のための訴えになっております。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 質疑ではなく、質問させていただきます。

先ほど、市役所環境課から、法律の趣旨並びに制度の仕組みが簡単にございました。その中に、いわゆる国はアスベスト患者について責任を認めたわけですね。その賠償状況というのが、国が責任を果たしていないと。したがって、多くの患者を救えないからこういう請願をしてあげたいんだと。趣旨については、私自身、勉強させていただきましたので、よく理解をさせていただいたつもりです。にもかかわらず、いわゆる、こういった請願を出して法律改正を求めようとするものだというふうに捉えました。

そこで、実際の現状として、国が責任を認めてこういう法律をつくったにもかかわらず、ちょっと見えてこないのがその賠償状況、その辺について、もし紹介議員の伊藤議員のほうでお分かりになれば、いや国は責任認めたけれども、実際はこれぐらいしか責任を果たしていないよと。被害者にとっては全然不満の残る、そんなような結果だとか、具体的な何か賠償状況についての情報等をお持ちであればお話しいただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 審査は途中でありますが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、請願の審査を行います。

伊場委員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤議員。

○紹介議員（伊藤春美） 建設アスベスト訴訟全国弁護団の中の、ちょうど2002年6月23日の内容です。建設アスベスト訴訟を提起した被害者は全国で約1,000名、このうち国との間では、判決または和解により9割が解決済み、加えて、2022年4月末時点で給付金認定が330件に上がっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） このほかにありませんか。

それでは、請願の審査は途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時31分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第6号についてご意見がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 今、別室でいろいろ意見等が出ていまして、私もその意見に賛同なんですけれども、伊藤議員が言うことは十二分に分かります。趣旨としては分かるんですけども、令和2年に当旭市議会から法律に関する請願を出しまして、私はそのときに賛成しました。それで、令和3年、去年ですか、この法律が新しくできた中で、まだ1年たつたたないかという中で、結構支払い事情とかを聞いている中で、もうちょっと法律に対して注視したほうがいいのかなという私の気持ちです。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、請願第6号の審査を終わります。

伊藤春美議員は委員席へお戻りください。

請願の採決

○委員長（宮内 保） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第6号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成少数。

よって、請願第6号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（宮内 保） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時33分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 宮 内 保

総 務 常 任 委 員 会

令和4年9月26日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第14号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第16号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

《付託請願》

請願第 5 号 消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める請願

出席委員（7名）

委員長 景 山 岩三郎

副委員長 島 田 恒

委員 松 木 源太郎

委員 木 内 欽 市

委員 伊 藤 房 代

委員 宮 澤 芳 雄

委員 常世田 正 樹

欠席委員（なし）

委員外出席者（4名）

副議長 林 晴 道

議員 永 井 孝 佳

議員 崎 山 華 英

議員 伊 場 哲 也

説明のため出席した者（15名）

副市長	飯島茂	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	榎澤茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	向後利胤
会計管理者	小澤隆	消防長	伊東秀貴
監査委員事務局長	杉本芳正	その他担当員	4名

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二
副主幹	菅晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。議員の皆様には、9月定例会、決算議会で行いましたので、ひとつ本日の総務委員会、よろしくどうぞお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、永井孝佳議員、崎山華英議員、伊場哲也議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日は、林副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 改めましておはようございます。

本日、木内議員が委員会委員として出席されるということで、景山委員長から出席の要請をいただきました。どうもありがとうございます。

委員の皆さんと関連の執行の皆さんには、この9月定例会も大変お疲れさまであります。日々、市民のためにしっかりと仕事をしていただいていることに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、一般会計の補正予算を含む4議案ですか。それと請願1件について審議をいただくという状況になっております。ぜひ、慎重なる審議をお願いいたしまして、しっかりと市民の生活に反映させる、そういうような議会、それから議案にしていいただきたいと、そのように思っているところでございます。

簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。景山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、改めておはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、全部で4議案でございます。

内訳は、まず、予算関係が1議案で、議案第9号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項。

次に、条例関係が1議案で、議案第14号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次に、規約の制定に関する協議についてが1議案で、議案第15号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

最後に、字の区域の変更が1議案で、議案第16号 市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから、本委員会に付託された議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第9号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第16号 市の区域内の字の区域及び名称の変更についての4議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案第9号につきましては、本議会において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点質問させていただきます。

14ページから15ページにかけての物価高騰対策臨時特別給付金事業の4億7,465万4,000円についての中の説明欄18の負担金補助及び交付金4億5,348万円の物価高騰対策臨時特別給付金の対象人数と給付方法についてお伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 対象人数ということですが、全世帯ということになりますので全世帯の、それと世帯員、世帯主以外の方をカウントしていきますので、人数ということになりますと全人口ということになります。

それと、給付の方法です。こちらからプッシュ型で各世帯へ郵送で申請書を送ります。その中で、前にやった1人一律10万円の口座、それを使ってもよろしいかどうかというのは、同意を取ります。それがこちらへ到着次第、順次入力をして、指定の口座へ振り込むということになります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 実施時期については、いつ頃から日にち的なものは予定されているのかお伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） これは、予算が通りましたらすぐに事務に入りまして、一番早い方で10月後半には給付できると考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） ありがとうございます。分かりました。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） それでは、議案の決算書の5ページからいきますか。

繰越明許費です。

ご説明があったんですけれども、コミュニティバスの1,992万6,000円の繰越明許にする理

由は、もう1回ちょっと説明してください。

次に、9ページになります。

全体の歳入です。

まず、地方交付税が89億5,353万4,000円、この金額が決まった概算の理由です。それから国庫支出金のほうも同じように33億9,600円何がしかから3億2,900万円何がしになった、これは例の繰出金だと思うんですけども、それで、次に11ページにいきますが、そこで、今伊藤委員から話があったコロナ対策の地方創生臨時交付金の問題であります。

これについては、本会議での質疑でもお話ししましたがけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、財務省のちょっとホームページがいろいろありまして、この経過を見ますと、今年の4兆円の予備費の中から少しずつ出しているわけですね。今回の旭市に来ましたところの2億9,000万円余、これのどういう計算になっているか、ちょっと聞きたいというふうに思います。これは恐らく令和4年度実施計画が5月と7月と、それから今回9月25日あたりに決まった10月と、この3回目で2回目の部分だと思うんですね。

この趣旨というのは、ご存じのようにコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分、それからもう一つは、令和4年9月9日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援を極めて細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的、効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ対策を一層強化する、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を令和4年9月に創設した。今回また出てきたわけです。

今議案になっているもののことについては、ご存じのようにトータルでもって今伊藤議員からお話があった4億5,348万円という、これは国から来る2億9,677万2,000円に一般会計を1億5,670万8,000円足してやるわけです。今話したように市民全員だと。1世帯1万円プラス構成員5,000円だということなんですけれども、これがどうして国が言っている趣旨に沿う内容になるのかということですね。ここのところをしっかりと説明していただかないと納得できないわけです。

次に、14ページですけれども、14ページでは、財産管理費のところ、繰越金を8億2,000万円を積立金、減債積立金に回し、令和3年度の繰越金を具体的にどういうふうにやろうとしているんですか。減債積立金に回す。じゃ、ほかのところで回さないで、そのうちの今お話しした1億5,600万円は国側の給付金にプラスすると。こういう考え方でもっていいのかなという疑問が私はあるんですけども、そこら辺について市の考え方をお聞かせいただき

たいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松本源太郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ご質問のほう、質疑に対する回答をいたします。

まず、5ページの繰越明許費のこちらがコミュニティバスで干潟ルートバスになりますが、こちらはメーカー側の都合なんですけれども、これは騒音関係の基準が新たに設定されたということで、そちらの改正がありましたので、自動車の騒音の基準がちょっと国のほうの基準が変わったということで、そちらの設計変更等がありまして時間がかかるということで、今年度は、支払いは無理だということ、完成は無理だということ、来年度への繰越しとさせていただきます。

こちらは、理由は以上でございまして、2つ目の9ページの地方交付税のこちら理由なんです、こちらは当初予算89億円でございますけれども、こちらのほうは7月に交付税のほうを確定いたしまして、予算額に対しまして留保額が出たということで、その分の今回の一般財源の財源として、留保額の一部をこの金額、5,353万4,000円を追加してございます。こちら、特別交付税は別でございます。普通交付税の分ですので、普通交付税が79億8,879万円ほどになりましたので、その関係で予算額との留保が出たというものでございます。

あとその次に、国庫支出金のほうのこちらは国庫支出金の補助金名ですか。歳入名をちょっと申し上げます。まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2億9,000……

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） こちらは国の交付金のほうの額が2億9,677万2,000円……

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） 順番、すみません、そうですね。

11ページ、すみません。国庫支出金の内訳、こちらにあります、11ページの14款国庫支出金、こちらがその内訳となっております。

新型コロナウイルス関係と、こちら学校施設環境改善交付金、学校保健特別対策事業費交付金のほう、同じくこちらは中学校のほうの中学校費としての学校保健特別対策事業費補助金と、こちらが国の国庫支出金の主な内訳でございます。

それと財政課のほうからは、減債基金のほうの関係ですか。こちらは実質収支額の半分を下らない額を減債基金に積み立てるということで、残りの半分は繰越金となりますので、そ

の分を今回の9月補正の一般財源として、補正の一般財源として活用していくということでございまして、物価高騰対策臨時給付事業についても、創生として必要不可欠な仕切りということで一般財源のほうを活用させていただいております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、私のほうからは、11ページになります。

国庫支出金の説明1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この数字の根拠というお話でございました。これにつきましては、国のほうで各自治体人口であったり物価上昇率等を基礎として算定したということで、旭市のほうには来ております。

これが今回の補正、国の考えと合っているのかというお話でございました。今回の補正につきましては、国のほうでこの交付金ですが、コロナ禍において原油高騰・物価高騰に直面する生活者や事業者の支援を目的ということでありましたので、今回補正のほうには合致していると考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木源太郎委員。

○委員（松木源太郎） じゃ、再質問をさせていただきます。

まず、ちょっと気になるあれがあったんですけども、11ページのところの普通交付税89億円を見込んで今回5,353万4,000円で、プラスして89億5,353万4,000円にしてあるけれども、これはどういう計算でこうなっている。まだ令和4年度の留保資金があるじゃないの。そこら辺のところははっきりつかんでいるんじゃないの。もう国から来ているけれども、予算に出さなかったけれども、残っている金額というのはどのぐらいあるの。まずそれをちょっと教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木源太郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、普通交付税のほうですが、こちら89億円は、普通交付税と特別交付税の2つの合計となっております。このうち普通交付税は79億円という予算になりまして、先ほど申し上げましたが、令和4年度の普通交付税の交付見込みが決定しましたので、見込みの額が79億8,879万7,000円でございます。留保が8,879万7,000円となりまして、この留保のうちから5,353万4,000円、今回の補正の財源としてこちらから使わせていただいております。

○委員（松木源太郎）　だから、もう決定が来ているんですよね。それでもって8,700万円のうち5,300万円だけこの9月補正には使ったと、そういうことね、分かりました。

次に、国の支出金、名前が長くてあれですけども地方創生臨時交付金、これについては全世帯と全人口にやるというようなところをやっているところはあるのですか。私は趣旨が違ούνじゃないかと思う。何でそういうふうにしたかということを議論された内容を教えてください。

○委員長（景山岩三郎）　松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　今般の交付金の使途としてどうなのかということですが、今回の交付金の趣旨が物価高騰、あるいは原油の高騰に対して生活者が困窮しているということとありますので、そこを考えたときに、これは全世帯が対象だろうと。あと全人口が対象だろうというふうを考えまして、今般の補正予算を出させていただきました。

それで、全人口に対してやっているところがあるかという、形は違いますが、例えば1人当たり5,000円の商品券ですとか、そういったことでやっているところはございます。あと全世帯を対象として、旭市と同じようにお金を配るというようなことをやっているところも全国にはございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　市がそういうふうにする根拠はどこにあるんですか。どういう根拠に基づいてそういうふうにしたんですか。

○委員長（景山岩三郎）　松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　根拠ですけども、それは先ほど来申し上げましたように、交付金のその性質、国から来るお金の性質が全国民といいますか、それに対する支援だと考えておりますので、別に法律的な根拠とかそういうことはございません。

ただし、国のほうへは計画を提出しまして、この給付金のほうは認められているところで

○委員長（景山岩三郎）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　国が認められているかというよりも、地方自治体でもって何が必要かということをも十分議論しなければこういうのはならないと思うんですよ。もう次の第3回が

9月25日になって、10月31日を期限でもって、12月中に執行できるようにという指示が来ているわけでしょう。それでこれを考えると、10月31日ということになると、12月のときには要するに議会が開いていないからというので専決処分でもってやるつもりでしょう。

そういう安易な交付金の支払いの仕方というのは、私は大変まずいと思うんですよ。だから、一般質問で申し上げたのがいいか悪いか別にしても、どこに焦点を絞って、こういう国から来る、国は4兆円の予備費を取っているといいますから、それがどういうふうに旭市の市民に役立つかということをもっと議論してこういうものは決めなきゃいけないものだと思うんですよ。

先ほど伊藤議員のあれに最後にちょこっと言いましたけれども、いわゆる全世帯への10万円、それでデータが残っているから、今度そこところはもうすぐ手紙でもっていいですよと来ればすぐできるし、それでもってそこでそのうちの住民票、住民登録に基づいて何人いるかでもってやるんでしょうけれども、そんな安易な支給の仕方というのはまずいと私は思います。私の意見ですからこれは結構です。

次に、1億7,000万円プラスしなければならないということですよ。ということは、1万円と5,000円でもって掛けていくと4億9,000万円ぐらいになるから、それだって住民にとってはもっと使い道があるんじゃないかということが言えると思うんですよ。私はそういうことをこれでもって言っておきたいと思います。

それから、繰越金で問題ですけども、14ページの減債基金のほうに半分使って、半分のうちの何ぼかが1億7,000万円になって、残りの分は結果的にどうするんですか。どこに今予算上、この補正でもってやって、それを全部明らかにしてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、令和3年度の繰越金の使い方ということでございますが、こちらのほうを令和3年度の実質収支額でございますが16億3,634万3,000円、こちらでございましたが、こちらの2分の1を下らない額ということで、地方財政法に定められている金額をこちら減債基金のほうに積み立ててございまして、その半分、約こちらの金額と同じ金額になりますが、残りにつきましては、こちらは今回の9月補正に充てる財源として、こちら、12ページを見ていただければと思いますが、12ページの19款の繰越金が補正額10億3,634万2,000円、こちらが9月補正で、繰越金の今現計補正後の予算が16億3,630万1,000円、先ほどの実質収支額と同額になっておりますので、3年度の繰越し、剰余金につきましては、

こちらで全て使い切っているという、予算上ですけれども、ここで計上してあります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） だからさ、繰越額は分かったよ、繰越金のあれは。だけれども、半分を減債にやって半分はいろんな事業に使っているんだけれども、財源としてそんなに入ってきていないから、9月補正は、それから国庫支出金とか、それから先ほどの地方交付税のプラス分とか、まだ少し残しているけれども、そういうのだけれども、ただどういうふうにやりましたかという簡単な一覧表でも出してくれば、なおいいいんだけれども。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） では、今回の繰越し、それでは10ページのほうをちょっとご覧いただきたいと思います。

補正予算の10ページ、こちらは先ほど申し上げましたが、繰越金の今回の補正額の10億円、こちらは10ページの中の一般財源としてございますが、こちらが今回の補正の科目ごとに今計上している金額で、10億8,987万6,000円が一般財源として計上したという、留保額をこちららは活用したということになっております、こちらの交付税の留保額も含めてですけれども。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、1点お尋ねします。

14ページ上段の説明欄1、庁舎管理費の中の需用費、光熱水費、これの直近3年間の額を教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） それでは、直近3年間の光熱水費についてご回答いたします。

令和3年度2,207万4,787円、令和2年度は2,055万6,586円、元年度になります、2,428万1,276円となります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。この中で、特別前年度の対比で大きかったものはありましたでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 光熱費ですので、電気代、ガス代、水道代が含まれているんですが、特に令和元年度、２年度と令和３年度で大きく違っているところは水道代になります。こちらは新庁舎になりましてトイレ等の水に雨水等を使っている関係がありまして、令和元年、２年は200万円前後ぐらいかかっていたものが、令和３年度は60万円で済んでいるというところなんです。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第９号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課から議案第14号について説明をいたします。

お手元に配付してございます育児休業等に関する法令等の改正内容についてをご覧くださいと思います。右上に、議案第14号、総務課と表示してあるA４サイズ、４ページの資料になります。

１ページ目、上段の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正については、本条例改正の要因となったものです。

改正内容につきましては、育児休業の取得回数について、現行は原則１回までのものを原則２回まで取得を可能とするものです。さらに加えまして、子の出生の日から57日間以内の育児休業、これはいわゆる産後パパ育休と言われるものですが、産後パパ育休の取得回数についても同様に、現行は１回までのものを２回まで取得可能とするものです。

このことに伴いまして、本条例の改正内容は、大きく３点ございます。

１点目は、育児休業の取得回数制限の緩和等に伴いまして、条例で定める特別の事情に関して規定を整備するものです。

こちら（１）は、原則２回まで育児休業を取得することが可能となったことから、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業の取得を特別の事情の規定から削除するも

のです。

続いて、2ページをお願いいたします。

(2)は、任期を定めて採用された職員について、対象が非常勤職員に限られておりますが、常勤の任期付職員などがいることから、非常勤職員と同様の取扱いとすることを規定するものです。

続きまして、大きな2点目となりますが、産後パパ育休について、非常勤職員を対象とした取得要件の緩和であります。

子が1歳6か月に達する日までに任期が満了することが明らかではない非常勤職員ということの要件だったんですが、これを産後パパ育休期間である子の出生の日から57日間に、6か月を加えた期間を経過する日までに任期が満了することが明らかでない非常勤職員までに短縮しまして、取得要件を緩和するものです。

下の矢印の図はイメージ図でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

大きな3点目は、こちらでも非常勤職員が対象となりますが、子が1歳以降の育児休業について柔軟な取得を可能とするものです。

まず、(1)ですけれども、育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に達する日とする要件について、子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中で夫婦交代での取得を可能とすることや、特別の事情がある場合には、要件をさらに緩和することができるように規定するものです。

次に、(2)は、育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件につきましても、(1)の期間と同様の改正を行うものです。

最後に、4ページをお願いいたします。

(3)は、(1)の改正に併せて、子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備したものです。

なお、条例の施行期日は、同法の施行日と併せ、令和4年10月1日とするものです。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明が終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 2点ほど質問させていただきます。

パパ育休の実績ですが、市役所の職員の方の実績数と、あと非常勤の男性、女性の人数、また常勤の男性、女性の人数について分かりましたら教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、パパ育休の人数ということでございます。

実績としましては、令和元年度以前はゼロでした。令和2年度は、対象の21人中2人ということで9.5%の取得、令和4年度は7月末現在で、5人対象者のうち2人が今検討中でございます。

それと、育休を取っている、いわゆる会計年度職員ということでよろしいでしょうか。非常勤の職員で育休を取っている方はいません。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） 今後、旭市としては、職員のパパ育休を推進していく方向なのでしょうか。実際パパ育休を結構取りたいけれども、職場の仕事の業務上迷惑をかけるからということで取りづらいという意見もとても多く聞くんですけれども、それについてどうお考えか教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、先ほどの回答について、令和3年度についてちょっとお答えするのを忘れてしまったので、お答えいたします。17人の取得可能者のうち1人が取っておりますので5.9%ということになります。

それと、いわゆるパパ育休について、これから推進するつもりはということなんですが、やはりどうしても自分が休むと仕事に穴が空くとか、周りは休まずに働いているのにというような昔からの日本社会の勤勉な考えと習慣が要因だと思いますので、その辺のところをせっかく制度も柔軟に対応できることになったわけですから、子育てに対する男性の参加というのはこれから必要不可欠、これまでもそうなんですけれども、なので制度のほうを周知しまして、強制ではないんですが、なるべく取るようにしていくことは重要だと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 議案第15号につきましては、本会議において説明したとおりでございます。加えての補足はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第15号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、議案第16号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について補足説明を申し上げます。

令和3年の第4回定例会において議決いただきました、こちらは匝瑳市と旭市の市の境界変更に伴いまして、字の区域及び名称の変更が必要となります。

本日お配りいたしました事業位置図をご覧くださいと思います。

上の図が、県営土地改良事業である春海地区土地改良事業及び豊和地区土地改良事業の位置であり、下の図が市の境界変更に伴う字の区域の変更対象箇所の図となります。

下の図の青い点線がこれまでの行政界、赤い線が新行政界でありまして、新行政界内の緑色に着色した部分は、匝瑳市から旭市へ移動した部分を表しております。本議案では、この緑色に着色した部分を議案の一覧表のとおり、匝瑳市の字から旭市の字に変更するため、提案したものでございます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） すみません、教えてください。どうして行政区域が変更になったのかちょっと分からないのと、あと緑色のところには、世帯というか住居はあるのでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

豊和地区、春海地区の土地改良事業に伴って区画整理がなされております。農地の集約等に伴いまして、そうしますと形を整えていった結果、市町村界をこちらに新たに設定したほうが有益であろうというような形で、土地改良事業に伴う区画整理に伴って、土地の旭市と匝瑳市での行って来いが発生したということです。当該、このみどり色の地域は当然全て農地ですので、住宅はございません。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより、討論を省略し、議案の採決をいたします。

議案第9号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、前第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

議案第16号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

会議の途中でありますが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 行政改革推進課からは、第4次旭市行政改革アクションプランの令和3年度の進捗状況についてご説明させていただきます。

恐れ入ります。お手元にございます第4次旭市行政改革アクションプラン令和3年度の進捗状況をご用意お願いいたします。

令和2年3月に策定しました本計画につきまして、推進期間2年目となります令和3年度の進捗状況の概要についてご報告いたします。この内容は、外部委員で組織する行政改革推進委員会に諮り、その後、市長を本部長とする内部組織である行政改革推進本部で決定されたものでございます。

2ページをお願いいたします。

こちらは、令和3年度の評価結果を取りまとめたものになります。

判定基準については、2ページ下段に記載してございますが、所管課で設定した年次計画や目標数値に対して、順調から実施困難の4段階で自己評価を行っております。

評価項目数は、上の表の下から2行目の合計欄にあります59項目となります。令和3年度の結果としましては、既に取り組を完了している4項目を除いた55項目中、順調40、おおむね順調14、停滞1となり、7割以上が順調という結果となりました。

3ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組項目について記載しております。

このアクションプランは、組織力・職員力の強化、自主財源の拡大など持続可能な財政基盤の強化、公共施設の再編など長期視点に立った公共資産の活用といった3つの基本施策とした計画ですので、コロナの影響を大きく受ける項目は少ないのですが、それぞれ所管課が感染拡大防止の対策を取りつつ、工夫しながら取組を推進しました。

なお、評価につきましては、判定基準を厳しくするなど毎年見直しを行っておりますが、7月23日に開催いたしました行政改革推進委員会において、委員の皆様方から評価が適切ではないとのご意見をいただきましたので、各項目について再度見直しをかけ、内容の修正を行っております。

委員からのご意見を真摯に受け止め、今後も目標効果の達成に向けてPDCAサイクルをしっかりと回した進捗管理を行ってまいります。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

各項目の年度ごとの進捗状況になります。

表にございます矢印は、前年度の判定からの推移を表しております。

5ページ、下の表をご覧ください。

令和2年度から判定を上げた項目は上矢印、判定を下げた項目は下矢印、おおむね順調以下のまま令和3年度も推移している項目については右矢印で表し、空欄については令和3年度も順調に推移している項目となっております。

令和３年度で取組を完了とした項目はナンバー１番の新庁舎建設と機能集約、停滞とした項目はナンバー４２番の施設台帳の電子化となります。

各項目の取組内容等につきましては、６ページから２６ページに記載しております。本日は時間の関係もございますので、主な項目について説明させていただきます。

まず、６ページから１２ページまでは、組織力・職員力の強化を図るための取組となっております。

１１ページをご覧ください。

ナンバー１９番、職員の人材確保と育成になります。

令和２年度は、予定人員を確保できなかったことやコロナの影響により職員研修が計画どおり実施できず、おおむね順調としておりました。令和３年度は、内定者のフォローアップを行い予定どおりの人数を確保できたことや、研修についても感染防止策を講じ、計画どおり実施できたことから、順調としています。

また、コロナの影響により未開催だった受験希望者への採用説明会を令和３年度はオンラインで開催するなど、コロナ禍でも取組を推進することができました。

今後も多種多様な人材が受験できるよう、年齢要件の緩和などの検討を行うとともに、応募者が少なく採用が難しい技術職などの市独自の採用試験の実施について、引き続き検討していくとしております。

１３ページから１６ページにつきましては、徴収対策室で債権管理している１３の債権の徴収対策の取組状況となっております。

１３ページをご覧ください。

財源確保と公平性の観点から、収納率の向上と収入未済額の減少を図るため、督促状の送付、自動音声システムによる電話催告や差押えの実施などの取組を進めております。

また、市税、国保税につきましては、令和４年２月からスマートフォン決済アプリからの納付が可能となり、納付手段の多様化と納税者の利便性の向上を図りました。

１７ページ、１８ページをご覧ください。

推進期間中の徴収対策の目標数値と令和３年度の実績をまとめた表となっております。

現年分は収納率、滞納繰越分は収入未済額で達成度を測り、対目標差がプラスの場合に目標達成としています。１３債権中、現年分、滞納繰越分ともに、目標を達成した債権は７債権となりました。

今後も、債権所管課と徴収対策室とのより一層の連携を図りながら、取組を進めてまいり

ます。

22ページのナンバー37番から26ページまでは、公共施設の再編など公共資産の有効活用を推進するための取組となります。

22ページをご覧ください。

ナンバー37番、公共施設等総合管理計画の推進になります。

平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画の実施計画となる個別施設計画を令和3年3月に策定いたしました。

令和3年度は、公共施設等総合管理計画の改定版を策定予定でしたが、データの取りまとめや調整に時間を要し、策定が遅れたため、おおむね順調としています。

なお、改定版につきましては、今年度6月に策定を完了しています。将来にわたって公共施設等を適切に維持管理していくため、長期的な展望を持ち、再編を進めてまいります。

23ページをお願いいたします。

施設再編の取組として、ナンバー40番、保育所の再編、次のページ、24ページ、ナンバー41番、学校の再編になります。

ともに平成28年度に設置しました在り方検討委員会からの提言書等を踏まえ、再編に向けた取組を進めてまいりました。

保育所につきましては、令和4年3月に旭市立保育所再編計画を策定いたしました。アクションプランの年次計画どおり進められたことから、順調としています。

ナンバー41番、学校の再編につきましては、令和3年3月に旭市学校再編基本方針を策定し、ホームページや広報紙により周知を図りました。

また、旭市PTA連絡協議会、校長会などに再編の進め方について説明などを行いました。保護者や地域住民への説明会がコロナの影響により開催できなかったことから、おおむね順調としています。

保育所、学校ともに、令和4年度は地域住民や保護者向けの説明会を実施し、再編への理解が得られるよう努めていくとしています。

同じく24ページ、ナンバー42番、施設台帳の電子化になります。

システム化に向けたデータの精査、整備を進めながら、システムの選定について検討してきましたが、導入にはまだ時間を要するとして、令和2年度に引き続き停滞としています。令和3年度のシステム導入を目標としていましたが、令和6年度に計画を変更し、取り組んでまいります。

続きまして、27ページをお願いいたします。

こちらは、令和3年度の歳入の確保と経費節減・合理化の取組による効果額とその内訳となります。令和3年度の効果額は2億1,453万円と算出しました。

内訳につきましては、表のとおりとなりますが、主なものとして、①安定した歳入の確保では、市債権の収入未済額の縮減により5,600万円、その下の表、②経費の節減・合理化では、施設廃止による維持管理費の削減などにより2,248万円の効果額となりました。

以上、項目を絞って説明させていただきました。

今後も市の将来を見据えた効果的な行政改革を職員一丸となって推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点お伺いいたします。

ページ数は6ページになります。

ナンバー2のマイナンバーカードの活用についてでございますが、令和3年度は交付枚数が7,785枚ということで、現在マイナンバーカードの普及率について、もし分かりましたら最近の何か月か分を教えてくださいなと思います。それとパーセント、何パーセントかということ。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） 令和4年8月末現在でよろしいでしょうか。すみません、恐れ入ります。こちら、申請の件数でございますが、2万6,652件に申請件数になってございます。

人口につきましては、これは基準の人口が令和4年1月1日現在の人口を使います。そちらが6万4,009人ということになっています。人口に対します申請件数率でございますが、そちらは41.64%ということになっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 9ページのところです。

上下水道課のところの料金システム、その他についてなんですけれども、ちょうど私、インボイスというところで検索したならば、検討中のこれが出てきたんですよ。それでそれを見て、かなり詳しくいろんなことをやっているんだと思ったんですけども、この中でもって、来年10月からのインボイスでもっていろいろ書いてありますけれども、上下水道と、それから農業集落排水事業を1本にまとめるということで、先日通知も来たんですけども、大変複雑で、あれが全体的に住民に行った場合にどうなるのかという、すごく心配しているんですけども、実際にはどうなんですか。そのことをちょっと教えてください。もう通知は各受給者にこの間届きましたね。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 松木委員のほうからご質問いただきました。ちょっと担当課のほうもおらず、内容のほうもちょっと行革のほう、財政のほうを聞いていないもので、後でちょっと回答のほうをさせていただきます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 分かりましたが、そういう準備をしているということがこれで分かったんで、企業会計は3つともここに集中していますし、特別会計でもないと思うんですけども、インボイスの問題というのは一般会計も関わりますから大変なので、ぜひ努力していただきたいと思います。

それで、ちょっとこれを見て私びっくりしたんですけども、下水道加入金の問題についてまだ残っているようなんですけれども、これはどういう状況なんですか、今。簡単に分かりませんか。

○委員長（景山岩三郎） 副市長。

○副市長（飯島 茂） やはりちょっと私もしっかり確認したわけじゃありませんが、あくまでも農地等留保している土地の部分だと思っております。申し訳ありません。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 事情はよく分かります。これは今後どうしようとしているんですか。これでもってこの項目の中に、アクションプランの中に入ってきているということは、将来どうしようと考えているからなんですか。ちょっとそのところだけ聞いておきたいと思い

ます。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 担当課のほうとしましては、やはり未納という形になっておりますので、粘り強く地権者の方と交渉して納めていただくように進めていくという方針だと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

島田委員。

○委員（島田 恒） 24ページのナンバー42、施設台帳の電子化についてちょっとお伺いしたいんですけども、ここで判定というか、停滞ということなんですけれども、課題については、単独導入システムを考えればなかなか今難しいんだよというお答え内容なんですけれども、ということは逆に言えば、施設台帳の電子化については、単独システムではなかなか難しいので、今後令和6年に向けて、何か国ですとかそういうものの共通システムの上に乗っけていくのか。あるいは、あくまでも単独で開発しながらやっていくのか。これはそういう意味なんでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） すみません。単独導入ということなんですけれども、市役所の中では、様々なシステム、例えば固定資産の関係、土地の関係、それからJ I Sですとか、そういったもののシステムを運用しております。

いわゆる国からそんなに補助金をもらって国の何かシステムに乗るとかということではなくて、あくまでも市の導入しているシステムとうまくやはり連携させていかないと、この施設台帳というのがちょっと有効活用できないのかなというところで、現在それらとうまく整合が取れたシステムが導入できないかというところで検討しているところでございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員。

○委員（島田 恒） ありがとうございます。いわゆる税金なんかの基幹システムというか、国なんかと連携していくものは統一し、フォーマットが一緒のものがこれは効率がいいし、単独で開発する意味もないんですけども、このようなものについては、今お伺いしたかったのは、例えばこの辺の地域、例えば東総地域なんかは同じような地域の特徴があるというん

ですか。そういうところで地域によって、地域の中で統一システムというか、同じようなシステムの中に数字だけ違うわけですから、そういうフォーマットであればもっと開発費用だって少なくなるんだろうと、そういう検討はなされているんですか。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） この施設台帳に限って言うと、そういった広域での検討というのはしておりませんが、市の基幹システムである住民票であるとか税であるとか、そういったもののシステムについては、やはり広域で考えるべきではないかというご意見は数年前からいただいている状況がございます。

ただ、具体的に、それで例えば東部の4市で合同で何か検討しようとか、そういったところというのはまだ現状では動いていないような状況かと思います。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員。

○委員（島田 恒） 承知しました。こういうシステム開発というのは、物すごく大きな金額がありますので、やっぱり1つよりも3つ、3つよりも4つということになりますので、令和6年というまだまだ先、じっくり考えるということなんでしょうけれども、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 11ページの職員の人材確保と育成について質疑させていただきます。

内定辞退が相次いだということなんですけれども、辞退が相次いだ理由と、あと広報、ホームページ、フェイスブック等で周知を行ったとあるんですけれども、ほかの自治体と比べますとツイッターでのアプローチが旭市はすごい弱いと思うんですけれども、その点について教えてください。

あとすみません。もう1点、18ページに関することなんですけれども、市営住宅家賃など、学校給食費などを滞納されているご家庭があるようなんですけれども、督促状だったりということで、催促して減っているというのはすごい喜ばしいことだと思うんですけれども、本当に生活困窮で困っている方に各種支援の提供をしたり、あと払わない人の中にどれぐらい生活に余裕があるけれども払わないという方もいらっしゃると思うんですけれども、もしその割合が分かれば教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、内定辞退の理由ということですが、これは調べてはございません。ご本人のほうから辞退したいということが来て、そのまま辞退ということで、昔からよく言われるのは、他の自治体も受けていて、そちらにも受かったからそっちへ行くとか、そういったことは今もあるのかなとは思いますが、それとあとツイッターでの発信ということですが、市では、ツイッターで防災の関係とコロナの関係の情報のみを流しております。採用の情報につきましては、フェイスブックで対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 18ページの市営住宅家賃あるいは学校給食費の滞納者ということで、いわゆる払えるのに払わないというような人というのは、調査している中ではないと。そういう方については、当然支払いをプッシュしていますので、お支払いしていただくようお願いしていますので、本当にやはり生活困窮や、実態を調べた中で生活困窮しているというところであれば、その辺は事情を考慮して対応するというふうな措置を取っております。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） 職員採用試験などについて、フェイスブックのほうでとおっしゃったんですけれども、フェイスブックは私も活用しているんですけれども、やはりほかの自治体と比べましてもアプローチ力が弱いというのはすごい実感していますので、さらなる力をちょっと入れていただけたらと思います。回答は結構です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は退室をして下さい。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 33 分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 9 月 8 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第 5 号 消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める請願の 1 件であります。

それでは、請願第 5 号について、審査に入ります。

紹介議員であります松本源太郎議員より説明をお願いいたします。

松本源太郎議員。

○紹介議員（松本源太郎） 請願受理番号 5、消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める請願。

請願者は、八街市八街の農民運動千葉県連合会の会長越川洋一であります。この方は、横芝、今は光町ですけれども、今は横芝光町の在住の方で、私と一緒に共産党の議員をやっていたことがある方で、今は農民運動の会長さんをやっています。

請願の趣旨を読み上げて、その後、少しご説明させていただきます。

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月から始まるインボイス制度（適格請求書等保存方式）は、コロナ禍と物価高騰に苦しむ中小業者、農家で多数を占める免税事業者に、新たな税負担を迫る増税策にほかなりません。

免税業者は、課税業者にならないとインボイス発行業者になれません。インボイスを発行できない免税業者との取引は仕入控除できないため、免税業者は取引から排除されることになります。免税点制度を実質的に廃止するものです。

コロナ禍と物価高騰で地域経済が疲弊する下で、中小業者、農民の経営危機が深まり、多くの中小事業者団体や税理士団体が「凍結」「延期」「見直し」を表明し、懸念の声を上げています。

複雑なインボイス発行で事務負担が増え、帳簿方式からインボイス方式になることで、消

費税負担が増えることが懸念されます。

税・社会保障の負担が増える中で、多くの中小業者、農家が消費税10%への増税に苦しんでいます。中小業者・農家が暮らしと営業を継続し、地域経済を守るために、下記の請願事項を要請いたします。

1、消費税は5%に減税すること。

2、消費税のインボイス制度は実施を中止すること。

以上です。

そして、委員の皆さん方にちょっとお配りしたのは、これは今回の請願で直接関係ないんですが、私が一般質問でもって地方公共団体がインボイス制度になると大変な負担が増えるということを申し上げまして、旭市においても今検討を進めているところだそうです。

今日の中にも、上下水道課では来年10月のインボイス対応を検討し始めているようですが、この消費税に関わるインボイス制度というのは、これは私が一般質問で言いましたシルバー人材センターを例に取った例であります。これは、インターネットを探していたら鳥取県の岩美町というところで大変いい、分かりやすい案内があったのでもってご紹介したいと思います。

これは結局ここに書いてあるように、シルバー人材センター事業を請け負っている方は個人事業主ということになって、売上げが年間1,000万円以上なんていう方はいらっしゃるわけですが。みんな今は免税業者扱いなんです。ところがもう一面では、最低賃金法が課せられる方です。ですから、この方たちに、インボイス制度が始まって、あなたたち勝手にやりなさいということになると大変なことになってしまうので、結局この下のほうに書いてあるように、行政がここで増える分に相当する消費税納税額、真ん中の2段目ですけれども、この金額を行政がある程度負担をしてあげないと事業が成り立たないというふうに来年からなってしまう。こういう説明ですので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

あと質問がありましたら、私のほうでもってお受けしたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木源太郎議員の説明は終わりました。

続いて、執行部より参考意見がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 座ったまま失礼いたします。

それでは、消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める請願について参考意見を申し

上げます。

令和5年10月から、適格請求書保存方式、いわゆるインボイス制度が開始されます。本制度は、課税取引における消費税額を正確に把握することを目的に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、平成28年度税制改正における軽減税率制度の創設に併せて導入が決定されたものです。

適格請求書を用いることで、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝え、適切な仕入税額控除の適用を受けるための手段として有用とされております。

現在、課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除となる免税事業者とされておりますが、本制度の開始に当たりましては、引き続き免税事業者となるか、あるいは課税事業者となった上で適格請求書発行事業者としての登録を受け、適格請求書を発行するかを選択をすることになります。

免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合の事務負担の増加や、引き続き免税事業者となった場合、適格請求書を発行できないことにより取引先から不当な扱いを受けることへの懸念などにつきましては、国会でも議論が交わされているところと認識しております。

本市といたしましては、本制度の開始に向けた国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、本請願に対する参考意見とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございました。

ここで、執行部は退席をしてください。

大変ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時42分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第5号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

ご意見ございませんか。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 請願の審査は途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第5号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 私は、野菜を栽培、販売している農家です。農家というちょっと視点から松木さんにご意見をさせていただきたいんですけども、農協出しでやっている農家さんは委託販売なので、インボイス制度が導入された後も引き続き大丈夫だと思うんですけども、私の場合、農協出しは一切しておりません。個人取引先、あとホテル、結婚式場というところで、個人取引先のレストランのほうは個人事業主なので、インボイスがあらうとなかろうとということで、ご回答を現状ではいただいています。

問題なのが大手のホテル、結婚式場も何社かと取引あるんですけども、その経理担当の方と、もしそうなったらどうするということで話したところ、その分割り引きしますでいいですよということで……

(発言する人あり)

○委員（常世田正樹） そうなんです。多分言えるのは、それまでの取引の年数ですかね。新規開拓のときに果たしてそこを、本当にあなたのところの野菜が欲しいんだよとなったときに、インボイスがないから、じゃ駄目だねというのはならないねというところが取引先の意見でしたね。そういったところで、農家としてちょっとご意見させていただきました。

○委員長（景山岩三郎） 松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） 常世田議員も苦労すると思うんですよ。今日はシルバー人材センターのやつで出したけれども、これと同じことが起こるんですよ。要するに常世田議員が売ったものに入っていた消費税と、それから自分のところでもって出す消費税と、つまりその方が1,000万円以下でもって免税業者のままでいる方は今までどおりでもっていいかもしれないけれども、いわゆる業者として入って取引している場合には、常世田議員からもらっ

た、買ったときの消費税、プラス自分が払う消費税と二重の支払いを結局計上しなきゃいけないんですね、インボイスのない取引ですから。その分だけ覚悟すればいいわけですよ。

それで本当に経済が成り立つかといったら、俺は無理だと思うんですよ。そういう矛盾を抱えているものです。何でこんなことが起こっちゃったのかといったら、やっぱり10%と8%という二重のあれがあって、ところがヨーロッパは、20、18、15、5と、食料品なんかは5%とか、イギリスは食料品ゼロ%です。そういうところではこれがないといけないんですね。ですから5%に戻すのとセットにした請願になっています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） ただ、旭市の農業で見ますと、私のような農家というのはやはり異色で、だいたいほぼ9割5分、島田議員もいらっしゃいますけれども、農協売りでやっている農家さんが多いので、ちょっと旭市という枠で考えますとインボイスのほうはどうかなというところが私の率直な意見です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

島田委員。

○委員（島田 恒） インボイス制度の是非ということではなくて、やっぱり移行するまで来年1年間で、恐らくその後に3年、3年の6年ぐらいの要するに経過措置のようなものがあると思うんですけれども、いずれにしても免税業者というのは、少し事務的には大変だろうなと思うんですね。

今、常世田委員もありましたように、農協の場合には全量委託方式といって、全部任せられて売りますから特例があると。あるいは市場なんかは市場法で、それは特例になるということがある。大多数の人はそうなんですけれども、例えば道の駅なんかに出荷している人はどうなんだということもあるので、私が申し上げたいのは、そういう免税業者に当たる小規模の農家に対するこういう納税、納税制度は国の制度ですから、そういうものについては、これはもう執行部のほうにお願いしたいんですけれども、そういう移行に当たっては、しっかりと周知とか、あるいは指導をしっかりとしないと、相当混乱するだろうなと。特例期間はあるにせよ、そういうことは思いますので、私の意見ということで言わせていただきました。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第5号の審査を終わります。

松木議員は、委員席にお戻りください。

請願の採決

○委員長（景山岩三郎） 次に、討論を省略して採決をいたします。

請願第5号 消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 賛成少数。

よって、請願第5号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景 山 岩三郎